

約シタル數量ヨリ多ク譲渡シ又取得スル責ニ任ス

第四十九條 賣渡物カ特定不動産ニシテ契約ニ其全面積ヲ明言シ且各坪ノ代價ヲ指示シタル場合ニ於テ現實ノ面積カ指示ノ面積ニ不足アルトキハ賣主ハ面積ヲ擔保セサル

さるまゝを規定したるものであります

第五百六十二條 競賣人ハ自己ノ爲メニ競賣ヲ爲スコトヲ得ス又賣主ハ競買ヲ爲ス權利ヲ明示シテ留保シ且詐欺ニ因リテ代價ヲ昂ラシムル目的ナキトキニ限り競買ヲ爲スコトヲ得

問 競賣人は自己の爲め競賣を爲すまゝのものでない理由は如何です

答 競賣人は他人の委託を受けて競賣を營業とする者なれば自己の爲めにするときは曖昧不正の所爲を行ひ委託者に害を加ふるまゝあるを以てなり又賣主は競賣を爲す權利あるまゝを競賣人ハ明示して之を行はずして留保し且詐欺の方法を以て自己の競賣物の代價を騰貴するの目的なきまゝに限り競賣を爲すことができる右の規定に違背したる者と競賣人又は委託者とも競賣を爲すことは許しませぬ

第五百六十三條 明示ノ留保ナキトキハ競賣ニ付シタル物ハ其期日ニ於テ最高額ノ競買人ニ競落セラル

問 本條の意義理由は如何なることでありますか

答 前條の規定の如く賣主ハ先づ競賣を爲す權利あることを明示して之を保

旨ヲ明言シタルトキト雖モ割合ヲ以テ代價減少ノ要求ニ服ス

現實ノ面積カ指示ノ面積ニ超過アルトキハ買主ハ割合ヲ以テ代價補足ノ要求ニ服ス

存したるときでなければ競賣を付したる物は其期日即ち競賣の日に於て一番高價の競買人ハ競落さるゝものであります

第五百六十四條 競落カ最終ノ競買人ニ歸シタルトキハ競賣ノ各箇ノ物又ハ番號ニ付キ賣買契約ヲ取結ヒタルモノトス

問 本條は如何なる意義理由でありますか

答 競賣ノ番號を以て爲すものなれど第一番のものより競賣して競落したるときは即ち競買者と賣買契約を取結ひたるものとしす斯様ハ願番ハ競賣して最終の競買人が競落したるときは第一番よりの競賣の物の各箇番號ニ付キ賣買契約を取結ひたるものとしす云ふの規定であります

第五百六十五條 二人以上同時ニ最高ノ價額ヲ呼ビタル場合ニ於テ物ヲ共同ニテ取得スルコトヲ欲セサルトキハ競落ハ其者ノ中更ニ最高價ノ競買ヲ爲ス者ニ歸ス

問 二人以上同時に最高の價額を呼びたる場合とは如何致しますか

答 二人以上同時に一番高價額を呼上たるときと物を共同して取るまゝを嫌ふときは競落ハ其者の中更に最高價の競賣をしたる者が取得する

ノ不足ノ場
合ニ於テ賣
主ハ惡意ナ
ルトキ又ハ
善意ナルモ
面積ヲ擔保
シタルトキ
又ハ不足ノ
坪數カ少ナ
クトモ二十
分ナルトキ
ニ非サレハ
代價減少ノ
要求ニ服セ
ス
面積ヲ擔保
セヌ又ハ面
積ハ概算ナ
リトノ附記
ハ惡意ナレ

第五百六十六條 最終ノ競買無効ナルトキ又ハ競賣人之ヲ承諾セサルトキハ其
競落ハ之ニ次ク最高價ノ競買人ニ歸ス

問 最終の競買無効となりたるるときは如何なる場合でありますか

答 最終の競買無効となりたるるときは競買者が違法の所爲ありあるときを
いひまると競買者が違法の所爲なくして競買と無効とあらぬとを競賣人に於
て其競落の價額が意に適しませぬ場合よ於て之を承諾しませぬときは其競落
之に次ぐ所の最高の價競買人お販します

第五百六十七條 各競買人ハ競賣前ニ競賣人ヨリ公告シタル競賣ノ條件ニ服從
ス可シ但其條件カ違法ノモノナルトキハ此限ニ在ラス

問 各競買人と競賣人との權利關係は如何あるものでありますか

答 競賣を爲すには競賣を爲す前に競賣を爲すべき條件を定めて競賣人より
之を公告せるものとします各競買人は此公告したる條件を服従ひて競買を爲
すものとします但其條件が違法のものであるときは本條の定むる所に限りま

賣主ノ責任
ヲ減セヌ
超過ノ場合
ニ於テハ買
主ハ其超過
カ二十分一
ニ及ヘルト
キニ非サレ
ハ代價補足
ノ要求ニ服
セヌ
第五十一條
建物ノ存ス
ルト否トテ
問ハス數箇
ノ土地ヲ一
箇ノ契約ヲ
以テ其各個
ノ面積ヲ指
示シ唯一

せぬ而して一旦印刷又は其他書面にて定めたる條件は後口頭にて申立て之を
變更又と廢止することはできませぬ又必ず書面にて之を取消と言を公告せぬ
ば變更又は廢止の効なきものとします

第五百六十八條 競賣人ハ競買ニ付キ及ヒ賣買契約ノ取結並ニ其契約の履行ニ付キ買主
ノ代理ヲモ引受クルコトヲ得然レトモ競賣ノ爲メ委託セラレタル物ヲ競賣ス
ル以前ニ其物ニ對シテ賣主ニ前貸ヲ爲ス權利ナシ

問 競賣人は競買に付き買主の代理をも引受けることができずか

答 競賣人は競買に付き及び賣買契約の取結並に其契約の履行に付き買主
の代理をも引受けることができず然れども委託の競賣物を競賣する以前に
其競賣物に對する前貸を賣主に爲す權利はありませぬ是れ代理を行ふ場合お
れ心なり

第五百六十九條 競賣ノ費用ハ賣主ニ於テ之ヲ負擔スルコトヲ要ス但別段ノ契
約アルトキハ此限ニ在ラス

問 本條の意義理由如何あることとでありますか

答 本條は競賣の費用を負擔する者の規定であります乃ち競賣の費用を賣主

ノ代價ニテ
賣渡シタル
場合ニ於テ
其面積カ一
箇ノ土地ニ
超過アリ一
箇ノ土地ニ
不足アルト
キハ其坪ノ
箇數ニ從ハ
ズ價額ニ從
ヒテ相殺ス
此相殺ノ後
猶ホ原價二
十分一ノ過
不足アルト
キハ割合ヲ
以テ代價ヲ
増加シ又ハ
之ヲ減少ス

に於て之を負擔するものとし、何となれば競賣人は手数料を受寄て委託せられたる物を競賣するのみの者なれば競賣上の利益を受くることとされば、然るに別段契約をして費用も競賣人に於て負擔することとしたるときは格別でありませぬ。

第五百七十條 競賣人ハ契約上又ハ慣習上ノ競賣手数料ト競賣ニ付キ支拂ヒタル費用及ヒテ替金ニシテ競賣手数料中ニ包含セサルモノノ賠償トテ賣主ニ對シテ請求スルコトヲ得又競賣人ハ此債權ノ爲メ及ヒ適法ニ賣主ニ爲シタル前貸ノ爲メ競賣物又ハ其代價ニ付キ留置權ヲ有ス

問 競賣人の賣主ニ對する權利は如何なるものでムリますか

答 競賣人は契約に於て定めたる手数料又は慣習上の競賣手数料と既に支拂ひたる費用及立替金其他手数料の外の賠償とを賣主に對して請求するまじができません又競賣人ニ此等の債權の爲め及び前貸の爲め競賣物又は其代價に付キ留置權を有しませぬ

第五百七十一條 競賣人ハ賣主ニ對シテ怠慢不熟練又ハ惡意ニ因リテ加ヘタル損害ニ付キ責任ヲ負フ

此規定ハ一
箇ノ土地内
ニ於テ別異
ノ性質アル
各部分ノ面
積ヲ指示シ
タル場合ニ
モ之ヲ適用
ス

問 本條と如何なる事項を規定したるものでムリますか
答 凡て商業と活潑機敏とを主とするものなれば其事業が油斷すると死は人に及んせられ好機を失ふやうなおります又事業が不熟練の者は失錯多く隨て賣主に對して損害を加ふることあり又惡意を以て賣主の損害をも顧みず只自己の利益を謀るやうな事をなす場合があるときは其損害を加へるに付キ責任を負ひませぬ

第四節 取戻權

第五十二條
買主ハ面積
不足ノ爲メ
代價減少ニ
付キ權利ヲ
有スル場合
ニ於テ尚ホ
損害ノ賠償
ヲ要求スル
コトヲ得又
買主ハ約シ

第五百七十二條 賣買契約ノ取結後買主其支拂ヲ停止シ又ハ其取結前既ニ支拂停止ト爲リタルコトヲ賣主ノ知リタル場合ニ於テ賣主カ他ノ方法ヲ以テ十分ナル支拂又ハ擔保ヲ受ケサルトキハ賣主ハ買主又ハ其指圖シタル人ニ宛テタル運送中ノ賣買物ヲ取戻スコトヲ得但未タ買主若クハ其代人ノ占有ニ移ラサルモノ又ハ買主若クハ其代人カ有効ニ轉買シ若クハ質入セサルモノニ限ル

問 取戻權とは如何なる者を申しませぬ
答 取戻權とは賣買契約の取結後買主に於て其支拂を停止めて爲さざれば其取結の前ゆゑはや支拂が停止と爲りたることを賣主に於て知りたる場合に於

タル面積カ
其用法ニ必
要ナルコト
ヲ證シテ契
約ノ解除ヲ
モ請求スル
コトヲ得但
面積ヲ擔保
セサル旨ヲ
明言シタル
賣買ハ此限
ニ在ラス
超過ノ場合
ニ於テ買主
ハ二十分一
以上ノ代價
補足ヲ辨償
スルコトヲ
要スルトキ
ハ單純ニ契

賣主が他の方法即ち契約外の手續を以て十分ある支拂又之擔保を受けさせぬ
ときは賣主と買主又は買主の指圖して人に宛て、爲す所の運送中の賣買物を
取戻すことができずする但未だ買主又之買主の代人が占有しませぬもの又は
買主若くは其代人の有効に他人に賣りたるるとき若くは質入れせぬものに限り
て取戻すことができざる

第五百七十三條 轉賣ハ後ノ買主善意ニシテ且其代價ノ相當及ヒ眞實ナルトキ

ニ限り有効トス若シ未ダ其代價ヲ支拂ハサルトキハ初ノ賣主ハ自己ノ債權ノ
額ニ滿ツルマテ後ノ買主ニ對シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ得

問 轉賣とは如何なるものを云ひますか

答 御尋の義は先ヨ賣買して買ひたる者が其物を又他人に賣渡したる時の買
主を云ひます此取戻の場合ニ在て後の買主が善意にして且其代價の相當に買
受けたるるとき及び其賣買が正當に契約を取結び物の引渡等の眞實なるとき
に限り有効とします若シ未だ先の買主の初めの賣主に代價の支拂をせず居
るときは初ノ賣主は自己の債權の額に滿つるまで後の買主に對し其支拂を
求むることが出来ます

約ヲ解除ス
ルコトヲ得
第五十三條
上ノ規則ハ
目方員數及
ビ尺度ヲ以
テ指示シタ
ル數量ガ買
主ニ於テ容
易且即時ニ
調査スルコ
トヲ得サル
日用品及ヒ
動産物ノ賣
買ニ之ヲ適
用ス
第五十四條
前數條ヨリ
生スル代價
改正損害賠

第五百七十四條 取戻權ハ賣主カ掛賣ヲ爲シ又ハ一分ノ支拂ヲ受ケ又ハ買主ト

交互計算ノ關係ヲ有スルニ因リテ之ヲ失フコト無シ然レトモ賣主カ爲替手形
ヲ振出シ又ハ手形其他ノ信用證券ヲ買主ヨリ受取り代價全額ノ支拂ニ充テタ
ル場合ニ於テ此等ノ證券ニ義務者トシテ買主若クハ其代人ノ外第三者ノ署名
アルトキハ取戻權ヲ失フ

問 取戻權を失ふ場合と失はぬ場合とを區別して詳に説明ありたし

答 本條の規定に依ると賣主の掛賣を爲し又と一分の支拂を受け又と交互計
算の關係がありとて之を失ふことはありませぬ然れども賣主が爲替手形を振
出し又は手形其他の信用證券即ち裏書又は交付を買主より受取り代價全額の
支拂に充てたる場合に於て此等の証券に買主若くは其買主の代人の其他人の
義務者の署名あるときと取戻權を失ふものとしす是れ取戻を爲すの趣意は
賣主が買主の身元を信用を置かぬ所あるを以て取戻すことをなすものなれど
あり故に受取りたる證券に相當の連署あると云ふ信用を以て取戻すことで
させぬ

第五百七十五條 買主ノ支拂停止ニ至ラントスルニ付キ理由アル嫌疑アルトキ
又ハ切迫ナル取引情況ノ爲メ支拂停止ヲ爲スコトノ測リ難キトキハ眞ノ支

償又ハ契約解除ノ訴權ハ不動産ニ付テハ一年間ニテハ一月ノ期間ニ之ヲ行フコトヲ要ス
右期間ノ経過ハ賣主ニ在ラハ契約ノ日ヨリ買主ニ在テハ引渡ノ日ヨリ始マル
第五十五條 動産又ハ不動産ノ賣買ニ於テ錯誤

拂停止ヲ爲シタルニ同シ
問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか
答 買主が支拂を停止せらるゝ場合にならんとするに付不正の所爲ある嫌疑を受け其嫌疑の他より見るも嫌疑すべき理由あるとき又切迫なる取引の状況杯の爲め支拂停止を爲すのも知れぬと思ふときは眞に支拂停止を爲したるも同様とす規定したるものでムリます
第五百七十六條 貨物ヲ買主ノ倉庫ニ入レ又ハ買主ノ名ヲ以テ倉庫ニ寄託シタルトキハ運送賃、關稅其他貨物ノ負擔スル費用ヲ支拂ヒタルト否トテ問ハス
買主又ハ其代人ニ於テ占有ヲ得タリト看做ス
問 取戻ノ場合に買主が占有權を得たりと看做すや
答 買入れたる貨物ヲ買主の倉庫に入れ又は買主の名を以て倉庫に寄託けたるときハ運送賃海上の關稅より其他貨物の負擔する費用を支拂ひたる否とを問はせ買主又ハ其代人に於て占有を得たりと看做します
第五百七十七條 取戻權ハ運送ニ因リ又ハ運送ニ關シ貨物ノ負擔スル費用立替金其他ノ債務殊ニ運送賃、仲買手數料、運送取扱手數料、關稅、保險料若シハ海損共擔金ノ支拂又ハ償還ヲ爲スニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

カ其物ノ品質ニ存スルトキハ財産編第三百十條ノ規定ヲ適用ス
第二則 追奪擔保ノ義務
第五十六條 他人ノ物ヲ賣買シタル場合ニ於テ擔保ノ事ニ付キ何等ノ特別ナル合意モ有テサリシトキハ買主ハ未ダ追奪ノ恐レ

問 本條如何なる場合を規定したるものでムリますか
答 本條は取戻權を行ふことができぬ場合を規定したるものなり即ち取戻權は賣りたる貨物を買主に於て運送したるに因り又運送に付貨物の負擔する費用、立替金、其他の債務殊ニ運送賃、仲買手數料、運送取扱手數料、關稅、保險料若くは海損共擔金の支拂又は償還を爲すでなければ之を行ふことはできません
問 海損とは如何なることを申しますか
答 海損とは共同海損と單獨海損とあります共同海損とは航海中海損の生じたる場合に之を共同して負擔するをいひ單獨海損とは故意にあらせして生じ又は單に船舶若くは積荷のみを生じたる喪失や損害及び費用にして即ち單一の物に付ての海損であります尙委と船舶の部に至りて説明致します
第五百七十八條 取戻權ハ貨物賣渡ノ委任ヲ受ケタル仲買人又ハ其代人カ既ニ貨物ヲ占有シ又ハ之ヲ第三者ニ賣リタルトキト雖モ委任者ヨリ其仲買人又ハ其代人ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得貨物買受ノ委任ヲ受ケタル仲買人ヨリ其委任者ニ對シテモ亦同シ

アルニ至ラ
カル時ト雖
トモ賣買無
効ノ判決ヲ
求ムルコト
ヲ得又買主
カ契約ノ當
事其物ノ賣
主ニ屬セサ
ルコトヲ知
リ賣主カ之
ヲ知ラサル
トキト雖モ
亦同シ
第五十七條
買主カ惡意
ナリシ時ハ
賣買ノ無効
及ヒ追奪擔
保ノ效果ハ

問 本條の委任者は何人を指しますか

答 本條の委任者之初めの賣主より買入たる買主を云ひます買主が貨物の賣渡を仲買人又は其代人に委任したるとき其委任を受けたる仲買人又は其代人が最早貨物の占有權を得ます若又之を第三者に賣りたるときと雖も委任者より其仲買人又其代人に對して之を取戻すことができず貨物買受の委任を受けたる仲買人より其委任者に對しても亦同様に取戻すことのできず

第五百七十九條 取戻權ハ左ノ場合ニ於テ亦之ヲ行フコトヲ得

第一 手形其他ノ信用證券ニ關シテハ或人カ他ノ者ノ債務者ニ非スシテ交互計算ノ爲メ又ハ貯藏、取立若クハ保證ノ爲メ又ハ支拂ヲ爲サシメンカ爲メ之ヲ他ノ者ニ送り且其證券カ未タ金錢ニ交換セラレヌシテ受取人ノ方ニ存在スル場合

第二 金錢ニ關シテハ或人カ前號ト同一ノ目的ヲ以テ之ヲ他ノ者ニ送り其金錢カ未タ受取人ニ達セス又ハ達シタル後其受取人之ヲ自己ノ計算ニ移サス若クハ之ニ付キ其他ノ處分ヲ爲ササル場合
問 前數條の外に取戻權を行ふ場合がありますか

買主ニ其擔
ホ負擔スル
代金辨濟ノ
義務ヲ免カ
レシメ又ハ
其既ニ辨濟
シタル代金
ヲ取戻スコ
トヲ許スニ
在ルノミ
買主ハ買受
物ノ價格カ
減少シタル
トキト雖モ
右取戻ニ於
テ代金ノ減
少ヲ受ルコ
ト無シ但價
格ノ減少カ
自己ノ詐欺

答 取戻權を行ふことのできる場合は前數條の外に尙ほ本條に二箇の場合を設けられたり第一の場合ハ手形其他の信用証券にして他の者の債務者でなく只交互計算の爲め又其物に貯藏させ若くは他人より取立てさせ若くは保証させんが爲め又は支拂を爲せんが爲め之を他の者に送り越し且其證券が未だ金錢に交換することができずして受取人の方ニ存在の場合

第二 金錢に關するときは前項と同じ目的を以て之を他の者に送り其金錢が未だ受取人の手ニ渡らぬ中又手に入りたる後其受取人之を自己の計算とせず若くは之に付キ何等の處分をせぬ場合

第十章 信用
第一節 消費貸借
第五百八十條 消費貸ハ債權者ヨリ又ハ債權者ノ計算ヲ以テ他人ヨリ債務者ニ又ハ債務者ノ計算ヲ以テ他人ニ之ヲ爲スコトヲ得

問 消費貸借とは如何なるものでありますか
答 消費貸とは貸借したる元品を以て返すことの出來ぬもの即ち米油酒等の如きものを貸したるを云ひます民事にて云ふ當事者の一方が代替物として上に

出テ又ハ自己ノ利益トナリタルトキハ此限ニ在ラス
如何ナル場合ニ於テモ買主カ其辨濟シタル代金ヲ取戻シタルトキハ物ノ点有テ買主ニ返還スルコトヲ要ス
第五十八條 買主ハ契約ノ當時善意ナリシトモ右ノ外尙ホ

記載したる酒油の如きものを他の一方に移轉し他の一方が或る時期後同数量及び同品質の物を返還す義務を負担する契約であります此消費貸は債権者より又ハ債権者の計算を以て他人より債務者又ハ債権者の計算を以て他人に之を貸すことが出来ます
問 同種同量の物を以て返還すと如何ある事でムリですか
答 同種同量の物を以て返還すとは例へば米を借たらば米で返し即ち一升借りたらば一升を以て返還することの出来るものを云ひます
第五百八十一條 債務者ノ計算ヲ以テスル前貸若シハ支拂又ハ定マリタル義務ノ引受ハ直接ノ契約ニ出ツルト其他雙方間ニ存在スル契約關係ニ出ツルトトモ問ハス消費貸ニ同シ
問 本條は如何ある事項を規定したるものでムリですか
答 債務者の方より計算する前貸若くハ支拂又は定まりてある義務の引受例へば擔保義務の如き債権者と債務者との間には定まりて此義務があります此義務の引受は直接の契約の出づると其他双方間に存在契約關係の出づるとの別なと消費貸と同一であります

左ノ諸件ノ辨償ヲ受シ
第一 買主ノ支拂ヒタル契約費用ノ部分
第二 買受物ニ付キ買主カ支拂ヒタル費用ニシテ所有者ヨリ其辨償ヲ受クルコトヲ得サルモノ
第三 買受物ニ生シタル増價額但意外ノ事ニ因ルモ亦同

第五百八十二條 債務者ハ常ニ同種、同量ノ物ヲ償還スル義務アリ但同種、同量ノ償還ヲ爲スコトヲ得ヌ又ハ當事者ノ意思ニ供リテ爲スコトヲ要セサルトモキハ此限ニ在ラス
問 本條は如何ある意義理由のことでムリですか
答 債務者ノ常に同種同量の物を償還する義務があります例へば油壹斗酒壹石を借たらば則ち同種類同量で返還さねばならぬ筈あれども併しながら同種同量で返還すとはでねぬ場合又は當事者の意思に依りて同種同量の物にて返還すに及ばぬときは返還さんで宜しと云ふ意義でムリです此場合あるべきことなり何とされば酒を借て酒を返すも最も易きとされども其借りた酒と同種の物のあることあり此場合あるは異りたる酒を以て返さねたらぬあり是れ義務はあつて其義務通に爲すに及ばぬといふことなり
第五百八十三條 商品又ハ有價證券ノ消費借ニ付テハ債務者ハ別段ノ契約ナキトキ又ハ特定物ナルトキハ其領收ノ時ト地トニ於ケル價額ヲ償還スルコトヲ要ス
問 有價證券及び特定物とは如何なるものでムリですか

第四 所有者ノ請求後ニ收取シ之ニ返還スルコトヲ要スル果實然レトモ買主ハ果實ニ換ヘテ之ニ對當スル時期間ノ賣買代金ノ法律上ノ利息ヲ受クルコトヲ欲スルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得又善意ナル

問 有價證券とは株券公債証書手形の如ク總て金錢上の價值を有し且各証券を云ふます特定物とは即ち定まりたる一箇の家一ヶの田一ヶの獸といふおとし此等の消費借に付ては債務者は別段の契約ありとせん其領收の時と其地とに於ける價額を以て償還ふものとします

第五百八十四條 債務者ノ名ヲ記シタル信用証券又ハ債務者ノ計算ヲ以テ發行シタル信用証券ハ債務者其金額ヲ償還スル義務アルトキニ限り債務者ニ於テ又ハ債務者ノ計算ヲ以テ之ヲ讓渡シ又ハ其他ノ方法ニテ之ヲ付與スルコトハ券面記載ノ満額ヲ以テスルコトヲ要ス之ニ違フトキハ其証券ヲ無効トス然レトモ割引ヲ爲スコトハ此カ爲メニ妨ケラルルコト無シ

問 債務者の名を記したる信用証券又は債務者の計算を以て發行したる信用証券と何等のものを指しますか
 答 御尋のものゝ爲替手形約束手形の類をいひます此証券と債務者其金額を償還す義務あるとに限り債務者に於て債務者の計算を以て之を讓渡し又は其他の方法にて付與るには券面記載の金額残らず付與へるものとします之に違ふと其証券を無効とし且之を然れば割引を爲すことは差支あしとする

買主ハ此他所有者ノ回復ノ訴ニ對スル答辨ノ費用及ヒ擔保請求ノ費用等總テノ損害賠償ヲ普通法ニ從ヒテ請求スルコトヲ得

第五百八十五條 裏書讓渡ス可キ信用証券其他は債權ス可キ信用証券ヲ以テ消費貸ヲ爲シタルトキハ右證券ニ債權者又ハ債務者トシテ記載セラレタル者ヲ以テ債權者又ハ債務者ト看做ス

問 裏書讓渡とべき信用証券其他流通す可キ信用証券と如何なるものか
 答 爲替手形の受取人及び其後の各所持人は若し其手形に反對を明記せざるるとき裏書を以て之を他人に轉付することができするが故に裏書讓渡すべき信用証券といひます其他流通すべき信用証券とは約束手形小切手等をいひます此証券を以て消費貸を爲したるとき右証券に債權者又ハ債務者として記載られたる者を以て債權者又は債務者と看做し且

第五百八十六條 債務者ハ明示ノ契約ナキモ其消費借ヲ償還スル義務アリ但反對カ當事者ノ意思又ハ其取引ノ性質ニ依リテ推知スルコトヲ得ヘキトキハ此限ニ在ラス

問 債務者は明示の契約なきも其消費借を償還す義務ありと如何
 答 債務者ハ別段承諾の意を表して明示の契約なきも裏書讓渡すべき信用証券其他流通す可キ信用証券等の消費借之償還す義務があります併し双方の意

第八章 消費貸借及無期年金

第一節 消費貸借

第七十八條

消費貸借ハ當事者ノ一方カ代替物ノ所有權ヲ移轉シ他ノ一方カ或ル時期後ニ同數量及ヒ同品質ノ物ヲ返還スル義務ヲ負擔ス

思又は其取引の性質に依りて推知ることが出来る反對の場合は格別でありませ

第七十九條

債務者カ約定ノ豫告又ハ相當ノ豫告ノ後何時ニテモ消費借ヲ償還スル權利ハ豫メ契約ヲ以テ之ヲ奪フコトヲ得ス然レトモ別段ノ契約ナキトキハ債務ノ主タルモノ及ヒ從タルモノヲ割引ナク一回ニ償還スルニ非サレハ債權者之ヲ領收スルコトヲ要セス

問 本條之如何なる意義理由でムリますか

答 消費借を償還の期限を定めずして唯償還することを前以て申送ることを約定するか又は約定があくとも相當の豫告の後之何時にても消費借を償還す權利は前以て契約をして之を奪ふことはできません然れども別段の契約があるときは債務の主従とも割引なく一回に償還とでなければ債權者之を領收るに及ばぬといふことを規定したるものでムリます

第七十八條 無期ノ消費借ニ於テハ債務者ハ相當ノ豫告ノ後何時ニテモ之ヲ償還スルコトヲ得然レトモ債權者ハ相當ノ豫告ノ後ニシテ且惡意ナキトキニ非サレハ其償還ヲ求ムルコトヲ得ス

第七十九條

當事者カ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ裁判所ハ當事者ノ意思ヲ推測シ且事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム返還ノ場所ノ定マラサリシトキハ無利息ノ貸借ニ付テハ貸主ノ住所又利息附ノ貸借ニ付テ

問

無期の消費借と如何なるもの、消費借でありませすか

答 何物にても期限を定めず其人の終身といふ如き長期間の消費借といひます此無期の消費借に於ては債務者は相當の豫告即ち前以て申越たる後は何時にても之を償還することを得ます然れども債權者は相當の豫告の後にして且惡意なきときは即ち一旦無期を約したるに債權者別段入用なきに隨時に償還することを求むるを債務者に於て當惑することを知り乍らおしたるものあれば惡意あり今此惡意なきときでなければ其償還を求めるときはできません

第七十八條 第七十九條ノ場合ニ於テハ償還ノ義務ハ期間ヲ定メテノミ之ヲ約定スルコトヲ得

問

本條は如何なる事項の規定でムリますか

答 第七十八條の場合とは爲替手形約束手形等の信用証券を以て消費借を爲したるときに其償還の義務は期間を定めぬを約定することができぬと云ふの規定でムリます

第七十九條 元債ノ償還ハ若シ債務者カ契約上負擔シタル利息ノ支拂ヲ二期以上遅延シ又ハ支拂停止ト爲リ又ハ資産上拘追ナル情況ニ至リタルトキハ

ハ借主ノ住
所ニ於テ其
返還ヲ爲ス
第百八十條
不可抗力ニ
因リテ借用
物ヲ返還ス
ルコト能ハ
サルトキハ
借主ハ其物
ノ不可抗力
ニ罹リシ日
及場所ノ相
算定シタル
其物ノ價額
ヲ負擔ス
第百八十一
條
貸主ニ属セ

反對ノ契約アルニ拘ハラス約定期間ノ満了前ニ之ヲ求ムルコトヲ得
問 本條の規定は如何なる事項でムリますか
答 利息附の消費借に元本を返済するに若し債務者が契約定負擔したる利息の支拂を約定の期限を二回以上遅延し又は支拂停止を受けるか又は資産に切迫なる情况があるやうになりたるときは假令如何なる場合と雖も約定期間の満了前に之を求めざるを得ざる

第五百九十一條 第五百八十一條ノ場合ニ於テハ債權者ト債務者トノ間ニ存スル契約關係ニ準據シテノ債權ヲ主張スルコトヲ得

問 契約關係を準據してのみ債權を主張することを得とは如何
答 第五百八十一條の場合と其關係の如何を問はず消費貸と同様に看做すの規定あれば即ち債權者と債務者との間にある契約の關係に準據たるべきなり債權を主張することが出来る

第五百九十二條 總テ消費貸又ハ他人ノ爲メニスル資本ノ交付若クハ使用ニ付テハ取引ノ性質ニ依リテ定マリタル慣習上ノ利息ヲ求ムルコトヲ得但明示ノ契約又ハ前條ノ規定ニ反スルトキハ此限ニ在ラス

サル物ノ貸
借ハ無効ナ
リ其貸借カ
利息付ニシ
テ且借主カ
善意ナリシ
トキハ貸主
ハ借主ニ對
シテ擔保ノ
責ニ任ス
然レトモ此
貸借ハ左ノ
場合ニ於テ
ハ有効ナリ
第一 借主
カ善意ニシ
テ借用物ヲ
消費シタル
トキ
第二 借主

問 本條の規定は如何なる意義理由でありませう
答 總テ消費貸を爲し又他人の爲めに資本を交付し若くは資本を使用たるべきと取引の性質に依りて定まられたる慣習上の利息即ち遅延利息其他の利息にして法律又と契約よ於て歩合を定めさせぬものは年百分の七の利息を求めらるべきが出来ます尤明示の契約又は前條の規定よ即ち債權者と債務者との間にある契約關係に準據ぬときは此限にあらざるとします
第五百九十三條 満期ト爲リタル利息カ差引殘額ノ計算若クハ其他ノ清算ニ因リ又ハ特別ノ契約ニ因リテ元債ニ組入レタルトキハ其利息ノ利息ヲ求ムルコトヲ得
問 満期となりたる利息が差引殘額の計算若くは其他の清算に因りとは如何
答 契約に定めたる期限が満ちたる利息が債權者との差引殘額の計算があるの若くは其他の清算に因り又と特別の契約に因りて元本に組入れられたるべきと其利息が元金と爲る故に其利息に付ての利息を求むるべきが出来ます此等の慣習は民法上に於て之を従來行としてありませうと見ます
第五百九十四條 元債全額ノ償還ニ對スル單一ナル受取證書ハ其利息ヲモ併

カ時効ニ因リ眞所有者ノ回復ノ請求ヲ排却シタルトキ
第三眞所有者カ貸借ヲ認諾シタルトキ
第百八十二條
貸借物ニ借主ノ了知セズシテ貸主ノ了知シタル隱シタル瑕疵アリテ借主爲メニ損害ヲ受ケタルトキト

セタル受取證書ト看做ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありませうか

答 債權者が元金を悉皆受取りたる單一なる受取証書例へば金百圓也右は貸金又は何々金受取候と書きたる受取証と其利息をも併せたる受取証書と看做すとのよとなり若し利息を受取りぬときは右請取証に只元金のを受取りたる明文を記載せて置のねむ其効なきものとします

第五百九十五條 任意ニ支拂ヒタル利息ハ其償還ヲ求ムルコトヲ得ス

問 任意に支拂ひたる利息と云何なること云ひますか

答 任意にと支拂は債務者の隨意に任し支拂ふも支拂はぬもドテラにても爲すまとのでざる場合なり此任意の利息を一旦支拂ひたるものを其償還を求めらるよとはせませぬ

第五百九十六條 債權者ハ直接ノ償還ヲ受クルニ換ヘ主タルモノ及ヒ從タルモノヲ併セタル債務ノ額ニ滿ソルマテ自己ノ計算ヲ以テ他人ニ支拂ヲ爲シ又ハ手形若シハ支拂手形ノ引受若シハ支拂ヲ爲シ又ハ其他債務ノ擔任ヲ爲ス可キコトヲ債務者ニ對シテ求ムルコトヲ得又債務者ハ債權者ニ對シテ第五百八十一

條ニ準據シテ計算セシムルコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は債權者が直接に債務者より償還を受くる等の物を便宜上元利併せて債務額に滿つるまで債務者の計算を以て債權者より支拂を爲すべき他人に對し支拂を爲し又手形若しくは支拂手形の引受若しくは支拂を爲し又は其他債務の擔任をしまするよとを債務者に對して求めることができする又債務者は便宜に債權者に對し第五百八十一條に従ひ債務者の計算を以てする前貸若しくは支拂又は定まりたる義務の引受けを計算せしむることができする

第二節 信用約束

第五百九十七條 信用ヲ與フル約束ハ之ヲ取消ササル間ハ他ノ契約ノ附從トシテモ獨立ノ約束トシテモ其効力ヲ有ス

問 信用約束とは如何なるものを申しますか

答 信用約束とは人権あり物件上あり總て契約に付き信用を與へる約束を言ひます只人物を信用して所謂信用借とは異なるものであります

問 他の契約の附從としても獨立の約束としても其効力を有すと云何

雖モ貸主ハ無利息ノ貸借ニ付テハ其損害ノ責ニ任セス但貸主ニ詐僞アリ又ハ加害ノ意思アリタルトキハ此限ニ在ラス
此貸借カ利息附ナルトキハ貸主ノ了知セサリシ隱シタル瑕疵ト雖モ之ヲ了知スルコトヲ得ヘキトキハ

其責ニ任ス
 此他賣買廢
 却訴權ニ關
 スル第九十
 四條乃至第
 百一條ノ規
 定ハ之ヲ消
 費貸借ニ適
 用スルコト
 ナ得
 第百八十三
 條
 財產編第四
 百六十六條
 ハ正貨又ハ
 強制通用ノ
 紙幣ニテ爲
 シタル消費
 貸借ニ之ヲ
 適用ス

答 他の契約の附従とする場合は即ち擔保約束引當等の主たる債權に付きて
 の約束が起る場合を云ひます獨立の信用とて附従なくして單一あるをいふ即
 ち爲替手形約束手形等の信用を與へるを獨立の約束と申します此等のものは
 皆亦信用のみにて約束を爲す者あて信用がなくては爲替手形の如きも通用と
 しませぬものであります

第五百九十八條 債務ノ支拂若シハ保證ノ爲メ或ル額ニ付キ債權者ニ信用約束
 ナ爲シタル明約又ハ情況アルトキハ其約束ハ之ヲ取消スコトナ得ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか
 答 本條は約束を取消すことのできぬ場合を示したるものです即ち債務の支
 拂若くは保證の爲め或る債權額に付キ債權者に信用約束を爲したる明示又は
 情況あるときは其約束は之を取消すことを得ずとの規定であります

第五百九十九條 或ル額ニ付キ引受ケタル獨立ノ信用約束ハ受信用者カ其約束
 ニ對シテ負擔シタル義務ヲ履行セズ又ハ支拂停止ト爲リ又ハ取引上切迫ナル
 情況ニ至リ且與信用者ノ爲ノ十分ナル引當若シハ擔保ノ備ハラサルトキニ
 限り之ヲ取消スコトナ得

然レトモ貸
 主カ財產編
 第四百六十
 五條ノ許セ
 ル金貨若シ
 ハ銀貨ヲ以
 テ指定シタ
 ル價額ノ辨
 濟ヲ受クル
 コトヲ要約
 スルニハ同
 性質ノ正貨
 又ハ他ノ正
 貨若シハ紙
 幣ヲ以テ對
 當ノ價ヲ
 實際ニ貸付
 スルコトヲ
 要ス
 第百八十四

問 本條の意義理由と如何なるものでムリですか
 答 或る債權額に付キ引受けたる獨立の信用約束は信用を受くる者が其約束
 に付ての義務の履行を爲さざれば又は義務者が支拂を停止せらるゝか又は取引上
 切迫たる場合となり其上信用を與へる者の爲め十分なる引當若くは擔保のな
 きときは限り之を取消すことができるとの規定であります

第六百條 信用約束ハ額ヲ定ムルモ定期ニテモ無期ニテモ條件附ニ
 テモ無條件ニテモ人ヲ特定シテモ指圖式ニテモ之ヲ爲スコトナ得

問 本條の事項は如何なる場合を規定したるものでムリですか
 答 信用約束を爲すにあつて如何様にも之を爲すことができるとを規定す即
 ち期限を定めて之期限無きあても斯様な場合にはと條件附にても無條件にて
 も特別に人を定めても指圖式にても之を爲すことができませ

問 人を特定しても指圖式にてもとは如何なる事を申しますか
 答 指圖式とて指圖証券の証券の事を云ひます指圖証券と債權証書に券面記
 載の金額又は商品と記名の債權者又と債權者の指圖人に支拂ひます旨を記
 載したる証券であります証券は之を讓渡すにも或株主又と債權所有主に於

條 貸借ヲ金銀塊ニテ爲シタルトキハ借主ハ他ノ商品ノ貸借ノ如ク同一ノ性質重量及ヒ品格ノ金銀塊ヲ返還スルコトヲ要ス

第百八十五條 金錢日用品又ハ商品ノ借主ハ使用ノ報酬トシテ元本ノ外ニ利息ノ名

て之を讓渡さんとするも其名を以てすることを厭ひまするときは先づ之を株式仲買人ハ讓渡し而して後需用者ハ賣却せんとすることが往々あります此所有主より仲買人ハ讓渡す外見上の讓渡を名けて指圖の讓渡といひます人を特定するときは記名券の事なり記名券とは株主又ハ債券所有主の氏名を券面ニ記載したる者あり而して指圖証券たるに必要債務者が自ら署名して指圖式に認め之を承諾したる時でなければ成立つことなきを以て之を指圖式とするは否とは全く債務者の權利であります故に假令ハ商慣習上にては之れを指圖証券と認むる場合なりと雖も債務者は其証券發行の時其証券に指圖式でなき旨を明記して裏書讓渡を禁止とすることが出来ます

第六百一條 相互ノ信用約束ハ雙務契約ノ原則ニ從ヒ各當事者ヲ羈束ス然レトモ第五百九十九條ノ場合ニ於テハ其約束ヲ取消スコトヲ得

問 相互の信用約束は双務契約の原則に從ひ各當事者を羈束すと如何

答 相互の信用約束とは甲乙孰よりも信用約束を爲すをいひます此約束と双務契約の通よりして双方を羈束て契約を履行させます然れども第五百九十九條の場合に於ては其約束を取消することが出来ます

目ヲ以テ借入物ノ割合ニ應スル金錢又ハ有價物ノ辨濟ヲ約スルコトヲ得

第百八十六條 利息ハ要約シタルニ非サレハ借主ニ對シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス借主ヨリ利息ヲ辨濟スヘキノ合意アリテ其額ノ定ナキト

第六百二條 寄託物其他ノ金錢又ハ有價物ヲ交互計算ニ於テ領收シタルトキハ信用ノ處分シ得ヘキ額ヲ限トシテ默示ノ信用約束ヲ爲シタルト看做ス

問 寄託物と如何なるものか且本條は如何なる規定でムリますか

答 寄託物の事は第三節に於て詳し説明致しますけれども一口に言へば他人の物を報酬を受け又は藏敷料を取りて預るを寄託といふ本條は寄託物其他の金額即ち差引計算の金額又ハ有價物即ち有價証券等を交互計算し於て領収たるときは信用を以て處分するよとが出来る額を限として默示の信用約束を爲したりと看做すものとします

第六百三條 信用約束ニ付テノ利息又ハ手数料ハ疑ハシキ場合ニ於テハ其約束ニ依リ現ニ與ヘタル信用ノ割合ニ應シテノミ之ヲ求ムルコトヲ得

問 疑ハシキ場合に於て利息は如何なる場合を言ひますか

答 御尋の場合に別に明示の定めなきときは如何して宜しきやと疑はしき場合に於ては其信用約束に依り現に與へてある信用の割合に應じたる場合のみ之を求むるよとが出来ます

第六百四條 支拂手形又ハ信用證券ヲ以テ信用約束ヲ爲シタルトキハ其發行人

キハ其割合
ハ法律上ノ
利息ニ從フ
要約セラレ
サル利息ヲ
法律ノ制限
内ニテ任意
ニ辨濟シタ
ル借主ハ之
ヲ取戻シ又
ハ之ヲ元本
ノ辨濟ニ充
當スルコト
ヲ得ス
第百八十七
條
合意上ノ利
息ハ法律上
ノ利息ヲ超
スルコトヲ

ハ受信用者ニ對シテ履行ノ責ヲ負ヒ且自己ノ計算ヲ以テ其履行ヲ爲スモノト
ス然レトモ其支拂手形又ハ信用證券ニ對スル第三者ノ引受ハ之ヲ新ナル信用
約束ト看做ス

問 本條之如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 支拂手形と爲替手形約束手形小切手等といひます此等の手形は或る
金額が相違なく支拂はる旨を明記したるものであります本條に記載する信
用證券とは爲替手形約束手形の外裏書又は交付を以て流通する証券といひま
す此等の信用証券を以て信用約束を爲したるものは其發行人は信用を受くる
者に對して契約を履行するの責を負ひ且自己の計算を以て其履行を爲すもの
としま然れども其支拂手形又は信用證券に對する第三者の引受ハ之を新規
に爲したる信用約束と看做しまた其所以支拂手形又は信用證券を以て信用
約束を爲したるに因り又其支拂手形又は信用證券に對する他人の引受なれば
なり

第六百五條 他人ノ委託ヲ受ケテ信用約束ヲ爲シタルトキハ其委託者ヲ受信用
者ノ保證人ト看做ス

得但法律ヲ
以テ特ニ定
メタル合意
上ノ利息ノ
制限ヲ超ユ
ルコトヲ得
ス
法律ノ制限
ヲ超ヘテ顯
然ニ利息ヲ
定メタルト
キハ之ヲ法
律ノ制限ニ
減却シ此制
限ヲ超ユテ
爲シタル辨
濟ハ之ヲ元
本ノ辨濟ニ
充當シ又ハ
之ヲ取戻ス

問 他人の委託を受けて信用約束を爲したるときとは如何なる場合ですか

答 他人の委託を受けて信用約束を爲すとは例へて甲者乙者に對して信用を
與へるよ自己の名義を以てせず丙某に委託して或る額に付き信用を與へるを
いひます即ち委託を受けて信用約束を爲したるときは其委託者と信用を受け
る者の保証人と看做します然らば假令他人に委託するも矢張保証人と見做
して其關係はありませす

第六百六條 或ル額ニ付キ與信用ノ爲メニ人ヲ紹介スルハ之ヲ信用委託ト看做
ス但其紹介ヲ留保ナクシテ爲シタルトキニ限ル

問 本條但書に紹介を留保なくして爲したるときに限るとあるは如何

答 本條之或額に付き與へる信用の爲めに人を紹介するは之を信用委託と看
做す場合を規定したるものにて其人を紹介すると保証なくして紹介したる
時限りて之を信用委託と看做しますこのことでムリます故其人を保証す
る場合には之を信用委託と看做さず是れ保証を爲さねむらぬ者には委託を
爲すことできぬとの旨趣であります

第三節 寄託

コトヲ得
債權者カ實
際ニ貸付シ
タル元本ヲ
超ユル元本
ヲ認メシメ
又ハ其他ノ
方法ヲ以テ
不正當ノ利
息ヲ隱秘シ
タルトキハ
債務者ハ其
不正當ノ利
息ヲ辨濟ス
ルコトヲ要
セス若シ辨
濟シタルト
キハ之ヲ取
戻スコトヲ
得

第四百四

第六百七條 他人ノ物ヲ貯藏ノ爲メ領收シタル者ハ自己ノ所有物ニ付テ爲スト
同一ノ注意ヲ加ヘテ寄託者ニ其物ヲ還付スル責任アリ

問 寄託ノ事ヲ詳ニ承リ度シ

答 寄託トシ他人に或物を預けることにして之を預る者は即ち他人の物を貯藏の爲め領收たる者は自己の所有物と同様の注意を加へて寄託者に其物を完全還付すの義務があります而して寄託には任意の者あり急迫のそのあり共に民法に定むる所あり注意の寄託とは寄託者が寄託の時日と場所と寄託を受くる人を撰むことができたる場合をいひます急迫寄託とは寄託者が火災洪水、難船、地震、又は暴動の如き不測にして且抗敵することのできぬ事變に因り己むを得ず寄託を爲すことと之を急迫の寄託といひます寄託は民法にて契約を爲す完全の能力を有する者でなければ之を受くることを得ずとします商法上は右の場合に別段定めなしと雖も固より無能力者はできぬものでありますことは言ふまでもなきことと云ります又民法にては寄託は無償の者にて報酬を受くるものとなく手数料も受くることなきものなるが故に何人にて其關係ある人と之を爲すものと云ります

第四百五

第六百八條 他人ノ物ノ貯藏ノ爲メ報酬ヲ受クル者又ハ其貯藏ニ付キ明示シテ責任ヲ負擔スル者又ハ其物ヲ貯藏ノ爲メノミナラス管理ノ爲メニ領收スル者又ハ其物ノ貯藏若シハ管理ヲ以テ營業ト爲ス者又ハ自己ノ營業ニ因リテ他人ノ物ノ寄託ヲ受クル者ハ寄託者ニ對シテ至重ノ注意ヲ爲ス義務ヲ負フ

問 本條は如何なる事項を規定したるもので云りますか

答 本條は他人の物を貯藏し他人の物を管掌する者との責任と至重の注意を有することを規定したるもので云ります凡そ他人の寄託物を貯藏し又管理する者が其貯藏を付託喪失毀損過失あるも責任を至重の注意を爲す義務を負担することなくは其寄託物が如何あるも寄託者は自ら損失を負担せねばなりませぬ是れ道理上に於てなきことあり故に本條の規定あるものあり

第六百九條 旅店主、飲食店主、浴場營業者其他他人ヲ自家ニ引受クル營業者ハ客ノ持込ミテ此等ノ者ノ方ニ置キタル物ニ關シテハ其喪失又ハ損害ニ付キ責任ヲ負フ此責任ハ無責任ノ告示ヲ爲スモ客ニ自身ノ注意ヲ催カスモ又此等ノ者又ハ其使用人ノ過失アルトキハ契約ヲ以テモ之ヲ免カサルコトヲ得ス大金及ヒ特ニ貴重ナル物ハ之ヲ明告シテ特別ナル貯藏ノ爲メ交付スルコトヲ要ス

第六百八十九
在ラス
キハ此限ニ
證據アルト
シ但反對ノ
ノ推定ヲ受
棄シタリト
又ハ之ヲ抛
息ヲ受取リ
トキハ其利
受取リタル
元本ノ全部
又ハ一分ヲ
爲サスシテ
付キ異議ヲ
時期ノ至リ
貸主ハ支拂
條

條 十個年ヲ超
ユル期間ヲ
以テ利息附
ノ賃借ヲ爲
シタルトキ
ハ借主ハ如
何ナル反對
ノ合意アル
モ十個年後
ハ常ニ辨濟
ヲ爲ス權能
ヲ有ス
然レトモ年
賦金ヲ以テ
利息ノ外尙
ホ元本ノ幾
分ヲ漸次ニ
辨濟ス可キ
トキハ其取

問 本條は如何なる事を規定したるものでムリますか
答 本條は旅店主飲食店主浴場營業者其他他人を自家に引受くる營業者即ち下宿屋營業者と自己の家に客が持込み置きたる物に關しては其喪失又は損害に付テ責任を負ひます此責任は其家内無責任の告示を爲すも例へば客人の荷物に付ては紛失等一切存じ申さずと掲げて示すも客に荷物等の注意を自身に爲すべきことを催促するも其營業を爲す者又其雇人等の過失あるときは契約を以ても之を免るゝことはできません又其客の所持する大金及び別段貴重なる物は之を明告して即ち別段に預り置きますとの事を掲げて特別なる貯藏をする爲めに交付とるを要めます

第六百十條 受託者ハ契約ニ從ヒ又他人ノ物ノ貯藏又ハ管理ヲ營業トスルトキハ契約ナシト雖モ受託料ヲ求ムルコトヲ得又總テノ場合ニ於テ必要ナル立替金ノ賠償及ヒ寄託者ノ過失ニ因リテ被フリタル損害ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得
受託者ハ其債權ノ爲メ寄託物ニ對シテ留置權ヲ有ス

問 總ての場合に於て必要なる立替金の賠償及び寄託者の過失に因りて被ム

越辨濟ヲ爲
スコトヲ得
ス
第九十條
第九十六
條乃至第九
十八條ノ
規定ハ消費
貸借ヨリ生
スル義務ヲ
除ク外金錢
又ハ定量物
ノ義務及ヒ
合意上法律
上ノ利息ニ
之ヲ適用ス

りたる損害と如何なる場合をいひますか

答 總ての場合と此場合といふことの定めなく客の用に付テ立替るもの寄託物を貯藏するに付テ必要なる費用の立替金の賠償するをいふ寄託者の過失に因りて被りたる損害例へば爆發物等の如き危険ものを明告せずして受託者取扱上より危険を生ト損害を受けたる時の賠償を求むることかできるをいひます受託者は此等の債權の爲めふと寄託物を留置死て渡さぬ權利があります

第六百十一條 寄託物ハ有期ト無期トヲ問ハス第六百十七條ノ場合ヲ除ク外ハ豫告ナクシテ何時ニテモ其還付ヲ求ムルコトヲ得

問 寄託物は期限の有無さ拘らず何時にても之を還付することを求めることが出来ますか

答 寄託物は寄託者の都合に依りて寄託するものなれど又都合に依りて還付すを求めることが出来るは至當なり故に期限のあるも無きを問はず第六百十七條の場合を除くの外は前以て告げずして何時にても其還付することを求めることが出来る民法に於ては返還すべき受託者の義務の消滅する場合を

四ヶとす第一は受寄者が其物の自己に属することを証することを証することを得るとして第二受寄者が留置権を行ふことを得るとき第三受寄者が拂渡差押の合式の告知を受けたるとき第四受寄者が受寄物の盗品なるよとを覺知し且其所有者を知りたるるとき但此場合に於て受寄者は所有者に其寄託を受けたるまどを通知し且指定せる相應の期間に寄託者と立會の上にて其物を要求し可く若し此期間を過ぐるも立會はさるときと寄託者に返還を爲す可き旨を催告することを要すと

第六百十二條 無期ノ寄託物ハ何時ニテモ受託者之ヲ還付スルコトヲ得但相當又ハ約定ノ豫告期間ニ從フコトヲ要ス

問 相當又は約定の豫告期間に從ふことを要すと如何なる事ですの

答 寄託物の期限なきものは何時にても受託者之を還付することができ併し乍相當又ハ約定してある前以て其事を告ぐる期間に從ふことをせねばなりませぬ左なくて寄託者に於て大に當惑するよどがありすから前以て其事を告げ寄託者に於ても其用意を爲したる後に之を返還すが至當でありす

第六百十三條 物ヲ二人以上共同シテ寄託シタル場合ニ於テ別段ノ契約ナキト

財産取得篇

第十章

寄託及ヒ保

管

第一節

寄託

第二百六條

寄託ハ一人カ動産ヲ交付シ他ノ一人カ之ヲ看守シ要求次第直チニ原物ヲ返還スル契約ナリ寄託ハ本來無償ナリ寄託ニハ任意ノモノ有リ急迫ノモ

キハ各人ヨリ其物ノ還付ヲ求メ又各人ニ之ヲ還付スルコトヲ得

問 本條別段の契約なきときは如何なる場合を云ひますか

答 別段の契約なきと死と共同して受取るとか一方の者が受取るとかの別段の契約なきとをいひます物を二人以上共同して寄託したる場合に於てモ只今申す別段の契約なきときは各人より各其持分を別々に還付すを求め又各人ハ之を還付すことのできます

第六百十四條 寄託中寄託物ヨリ生スル果實又ハ利益ハ別段ノ契約アルニ非サレハ寄託者ニ屬ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますの

答 本條は不動産物を寄託したる場合を規定したるものであります即ち果實と地に生ずる物に其實を結ぶものなれば地に生ずる草木と不動産とすばなり此果實又は寄託物より生ずる利益例へて産出物の生ずる場合などは別段の契約があるでなければ皆寄託者のものとありす

問 動産不動産は如何區別致しますか

答 民法に定むる動産不動産の區別は性質と用法とより依り遷移することができ

ノ有り

第一款
任意寄託

第二百七條

任意ノ寄託

ハ寄託者カ

寄託ノ時日

場所及ヒ受

寄者ヲ自由

ニ選擇スル

コトヲ得ル

場合ニ於テ

成ルモノナ

リ

第二百八條

寄託ハ所有

者ノミナラ

ス尙ホ物ノ

看守及ヒ保

存ニ付キ利

で死ざるに從ひて區別しませず性質に依る不動産とは其種類多しと雖も先づ

第一は耕地宅地其他土地の部分第二は池沼、溜井、溝渠、堀割、泉源第六は即ち

果實及び収穫物の未だ土地より離れぬもの其他一々説明するに違なし用方に

依る不動産とは動産の所有者が其土地又ハ建物ノ利用便益若くハ粧飾の爲め

に永遠又と定まらぬ時間其土地又は建物に備附けたる動産は性質に依らざる用

方に因る不動産であります

問 産出物と如何なるものでムリますか

答 産出物とは獸類の子を産し鳥の卵を産が如く獸畜より産出して日々増殖

するものをいひます

第六百十五條 物ノ種類ノミナ定メ數量ヲ以テ之ヲ寄託シタルトキハ同一ノ數

量ヲ以テノミ還付ヲ求ムルコトヲ得但物ノ性質ニ於テ特定物ト看做ス可キト

キハ此限ニ在ラス

問 物の種類のみを定め數量を以て之を寄託したるときは如何なる場合をい

ひますか

答 數量と米酒油金錢等の物にて即ち量定物のことなり例へば余は何石の

米とばかり約束せしときは米の分量を定めたるにかりて某の米といふ米を特

定せしにあらざ且つ假令ひ米の滅失も他の米を以て之を代ふるゝがでらま

するが故に同一の數量即ち百石といふたゞは百石を以て還付せば宜しとし

ます但物の性質に於て特定物と見做すときは此限をあらざといふは特定物と

は物を此物と指定めたる場合をいひます凡そ物品は常に同一あるも其見る所

の方面より由て差違があります例へば余は某俵の米何石の米を購求べしといひ

賣買を約束します此某俵の米と云て約束せしときは其俵は余が撰定指示に因

て特定物即ち確定物として確乎して變更することのできぬものとなります故に

此俵の天災に因て滅失たときは買主なる余は其損失を被ふります何となれば

物品の撰定之を交付と見做せをあり

第六百十六條 二人以上ノ寄託者ノ代替物カ互ニ混合シタルトキハ各寄託者ハ

其寄託シタル數量ノ割合ニ應シテ混合物ノ共有者ト爲リ且其割合ニ應シテ混

合物全部ノ喪失又ハ毀損ノ危険ヲ負擔ス

問 代替物とは如何なるものをいひますか

答 代替物とは他の物品に代へることのできるものにて使用に依りて直ち

害ノ關係アル人又ハ其代理人之ヲ爲スコトヲ得

又寄託ハ無能力者ノ法律上ノ代人之ヲ爲スコトヲ得

第二百九條

寄託ハ契約ヲ爲ス完全ノ能力ヲ有スルモノニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス然レトモ無能力者ハ猶

ホ自己ノ手ニ存スル寄託物ノ返還又ハ寄託ニ因リテ得タル利益ノ返還ニ付キ民事上其責ニ任ス但背信ニ付テノ公訴ヲ妨ケス第二百十條受寄者ハ受寄物ノ看守及ヒ保存ニ付テハ自己ノ財産ニ加フルト同一ノ注意ヲ爲ス一ヲ要ス

消費するものと双方の意思にて物件の代るをいひます故に金圓米又は油を借受けたる者は其金圓米又は油を返却せずとも之に同じき金圓米又は油と品とを有するものを以て返却するに於て其義務を免れます
 代替物即ち代ることでありぬもの、性質は耗尽するもの、如く物の自然より來るに非ざる双方の意思或は法律の命令にて之を變更することができはす今其例を擧て説明するハ甲者乙者ハ書籍を貸與へて且約束して曰く乙者は其所持せる他の書籍を以て返還すべしと是れ即ち替へることのできる物品を双方の意思を以て替へしものなり又替へることのできる物品を換へるよとでざる物品となすことを得ず例へて金銀は社會にて最も替へるよとでざる物品なれども兩換店等は外國の通貨を暫時人に貸與へて後其同一の通貨を返還すべしと約することありやす

第六百十七條 契約又ハ商慣習ニ依リ使用權又ハ處分權カ受託者ニ屬ス可キ方法ヲ以テ代替物ヲ寄託シタルトキハ受託者カ受託料ヲ受クルト否ト又寄託者ニ利息ヲ支拂フト否トヲ問ハス其物ノ所有權及ヒ其物ノ喪失若クハ毀損ニ係ル危險ノ全部ハ受託者ニ移ル

然レトモ受寄者自ラ求メテ寄託ヲ受ク又ハ單ニ自己ノ利益ヲ目的トシテ受寄物ヲ使用スルノ許諾ヲ得テ寄託ヲ受ケタルトキハ受寄者ハ善良ナル管理人ノ注意ヲ爲ス責ニ任ス但此等ノ場合ニ於テ受寄者カ其物ヲ使用シ

問 使用權處分權とは如何なるものを申しますか
答 使用權とは動産を其用方から従ふて之を使ふことができたる權なり不動産なれを即ち品物より生ずる果實を拾收らせしめて只品物の自然に従ふて之を自用に供するをいひます馬之に騎り或は之に車を引かせ家之に住み田園之に逍遙する等の權ない處分權とは品物を他人に讓渡又は之を換換し又之を破毀する權をいひます而して使用權に之際限ありて必ら之を有する者の一生に止まる者なり

問 使用權又は處分權が受託者ニ屬すべき方法を以て代替物を寄託したるときは如何なる事を申しますか
答 使用權又は處分權を受託者に與へる方法を以て代替物を寄託するとして寄託したる代替物を受託者が使用し又は處分するよとができたる權を與へて寄託するをいふ此場合には受託者が受託料を受くると否と又寄託者に其使用し又は處分したるに付テ利息を支拂ふと否とを問はず其物の所有權及び其物の喪失若くは毀損ふことのあるとき其損失は皆受託者に移るものとします是れ物を所有する權あるとき使用もでき収獲も得及び處分するよとができるも

タルトキハ
第九十八
條ノ規定ヲ
摘要ス

第二百十一
條

受寄物返還
ノ遲滞ニ付
セラレタル
受寄者ハ普
通法ニ從ヒ
意外ノ事又
ハ不可抗力
ニ因ル滅失
ノ責ニ任ス
第二百十二
條
寄託者カ受
寄者ニ寄託
者ノ性質ヲ

のなればなり

第六百十八條 特定物ニ付キ受託者カ其物ヲ使用スルコトヲ得ルト否トハ專ラ當事者ノ意思ニ從ヒテ之ヲ定ム

問 特定物とは如何あるものでありますか又之を寄託するときは如何

答 特定物とは即ち某家某田某獸といふ如き特別なる物ニ付きていふよとなり量定物を指定めて云ふときは即ち特定物ある前記述べたる所を参考しますそれを自から明らでわいす特定物に付キ寄託したるときは受託者が其物を使用するよとを得ると否と双方の意思にて之を定めます茲に一應前説を補ひ特定物と代替物との差別を示します即ち特定物は其引渡前に滅盡せし時は買主の損となり數量を以て定むる物品の滅盡せしときは賣主の損となります第六百十九條 反對ノ明約ナキトキハ封セサル金銭又ハ貴金屬ノ寄託物ハ常ニ受託者ノ所有物ト看做シ又封セサル有價証券ノ寄託者ヨリ定マリタル相場ニテ受託者ニ交付シタルトキニ限り受託者ノ所有物ト看做ス

問 本條は如何あることを規定したるものでありますか
答 封をさせぬ金銭又は貴金屬即ち古金銀等を寄託したる時は常ニ受託者

隱秘シタル
トキハ受寄
者之ヲ知ラ
ント探求ス
ルコトヲ得
ス又其性質
ヲ受寄ノミ
ニ知ラシメ
タル場合ニ
於テモ受寄
之ヲ他人ニ
漏泄スルコ
トヲ得ス若
シ之ヲ漏泄
シタル爲メ
損害アルト
キハ其賠償
ノ責ニ任ス
第二百十三
條

の所有物を看做すこと金銭と固流通物なるを以て封なき金銭は之を使用するとも同種同額にて返付せし差支へなきものあれば所有物と看做し流通を暗許したるものであります又所有價証券の如きも封せざるるときは寄託者より其証券を寄託者より定まりたる相場にて受託者に交付したる時に限り後之を返還すときも定まりたる相場にて返還せば差支なきを以て受託者の所有物と看做し流通を許したるものであります併し反對の明約なきときは限るなり第六百二十條 受託者ハ自己ニ所有權ノ移リタル寄託物ニ付テハ明約アルトキニ限り利息ヲ支拂フコトヲ要ス又明約又ハ慣習アルトキニ限り報酬ヲ求ムルコトヲ得

問 明約あるときは如何ある場合をいひますか

答 前條の如く當然で所有物と看做すときは外之別に約束をせぬときは寄託物を所有し使用したるときは其利息を支拂くねとなりませぬ又明約又ハ慣習あるときは限り報酬を求めることができませぬ総て明約ある場合は双方の權利義務の争の生せんとする時に爲す約束でありませぬ負担とか責任とか生ずる時に明約を致します

受寄者ハ受寄物ヲ使用シ又ハ其果實ヲ消費スルコトヲ得

第六百二十一條 寄託物ノ受取證書ハ寄託者ノ名ヲ以テモ指圖式ニテモ無記名式ニテモ之ヲ發行スルコトヲ得但反對ノ明記ナキトキハ其裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

問 本條の規定は如何ある事項でムりますか

答 本條は寄託物の受取證書の事を規定したるものにて即ち寄託物の受取證書は寄託者の名を以ても指圖式でも無記名式即ち發行人の氏名を記せず何人とも之を所持する者を以て所有主と看做すものにて何れも之を發行することが出来る併し反對の明記なきこと其裏書讓渡を爲すことが出来ます裏書讓渡しとは爲替手形約束手形を移轉す所の證書なり裏書に三種あります第一所有權を移轉すべき裏書又は之を適法の裏書といひます第二委任の裏書或は之を不適法の裏書と云ふ第三擔保の裏書是なり

第六百二十二條 第六百十七條及第六百十九條ノ場合ニ於テハ契約又ハ商慣習ニ依リ現品又ハ代價にても隨意に返還する權利を受託者に與へ又之を要求する權利を寄託者に與ふることも出来るものとし得ます而して現品を交付せ代價にて返還するには其地の市場の相場あて之を交付します

第六百二十三條 受託者ハ寄託者ノ所有權若シハ處分權ヲ調査シ又ハ寄託證書ヲ提示シテ還付ヲ要求スル者ノ權利ヲ調査スル義務ナシ然レトモ惡意及ヒ甚シキ怠慢ニ付テハ責任ヲ負フ

問 本條の意義理由は如何ある事でムりますか

答 受託者は寄託者の物品の寄託を受くるふ付寄託者の所有權若しくは處分權を調査べたり又は寄託證書を提示して物品の還付しを要求する者の權利は如何等の權利を調査するの義務はありませぬ故に此等の事に付きて如何様なるものありても受託者よ責はありませぬ然れども惡意と甚しき怠慢に付ては責任を負ひます

取シタル果實及ヒ產出物ト又之ヲ金錢ニ換ヘサルヲ得サ

第六百二十四條 第六百十五條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百二十五條 第六百二十五條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百二十六條 第六百二十六條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百二十七條 第六百二十七條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百二十八條 第六百二十八條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百二十九條 第六百二十九條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十條 第六百三十條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十一條 第六百三十一條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十二條 第六百三十二條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十三條 第六百三十三條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十四條 第六百三十四條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十五條 第六百三十五條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十六條 第六百三十六條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十七條 第六百三十七條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十八條 第六百三十八條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百三十九條 第六百三十九條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百四十條 第六百四十條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百四十一條 第六百四十一條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百四十二條 第六百四十二條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

第六百四十三條 第六百四十三條以下ニ掲ケタル原則ハ運送、製作其他ノ目的ノ爲メ封緘若シハ記號ナシノ數量ヲ以テ物ヲ委託セララル運送人、船長及ヒ

スルコトヲ要ス

又受寄者カ故意ニテ受寄物ヲ消費シ讓渡シ又ハ隱匿シタルトキハ運滞ニ付セラシテ當然損害賠償ノ責ニ任ス但背信ニ付テノ公訴ヲ妨ケス

其他ノ者ニモ金錢其他ノ代替物ヲ質物トシテ受取リタル質債權者ニモ之ヲ適用ス

問 本條に規定してあります適用之如何の理由でムりますか

答 第六百二十五條以下に掲げたる物は其物質が特定又と量定のものでありますを以て其原則は運送製作其他の目的の爲めに之を封緘し若くは記號を以て何箇又は何百目の數量を以て物を委託せられたる運送人、船長及び其他の者も又金錢其他の代替物を質物として受取りたる質權者も之を適用するものとせよ是れ同種同量の性質のものを取扱ふが故なり

第十一章 保險

第一節 總則

第六百二十五條 保險契約ハ保險者カ保險料ヲ受ケテ或ル物ニ關シ或ル時間ニ於テ不測又ハ不確定ノ事故ニ因リテ生スルコト有ル可キ喪失又ハ損害ニ付キ被保險者ニ賠償ヲ爲ス義務ヲ負フ契約ナリ

問 保險契約とは如何なるものでムりますか

答 保險とは陸上又と海上にて危険災害ある場合を保証する義務として語を換

トヲ知ラスシテ其物ヲ消費シ又ハ之ヲ讓渡シタルトキハ其相續人ハ此ニ因リテ得タル利益ノ額ニ滿ツルマテ賠償ノ責ニ任フ右ノ規定ハ遺忘又ハ錯誤ニ因リ自己ノ物トシテ受寄物ヲ處分シタル受寄者ニ之ヲ適用ス

第二百十六

て言へど請合といふ義あり即ち本條に規定し保險契約と保險者が保險依頼人より保險料を受けて或る物に關し時間と定め例へば海上保險なれば神戸港より東京に至るまで海上何日間不到達し其間の海上の不測即ち危険災害に付き其運送物の喪失又と損害に付き保險依頼者に賠償を爲す義務を負ふ契約なることを明記してあります而して保險は陸上と海上とありまして陸上保險と申すは航海の危険を除くの外火災水害收獲物若くは動物の滅盡又は生命保險とて即ち死去に對する保險も其死去を前以て見たる原由又と其死去の時期の如何を問はず陸上保險と看做します海上保險は其規定商法を限りたるあり何となれば此保險は保險人の方より見るも依頼人の方より見るも常に商業の性質を有するものでありますものなれをなり

第六百二十六條 保險スルコトヲ得ヘキ危険ハ主トシテ火災、地震、暴風雨其他ノ天災、陸海運送ノ危険、死亡及ヒ身體上ノ災害ナリ然レトモ其他ノ危険ニ對スル保險ハ此カ爲メニ妨ケラルコト無シ
海上運送ノ保險ハ第二編ノ規定ニ抵觸セサルモノニ限り本章ノ規定ニ從フ
保險ハ別段ノ契約アルニ非サレハ保險料支拂期間ニ生スル諸般ノ危険殊ニ相次テ生スル危険ニ及フモノトス然レトモ保險者ハ如何ナル事情アルモ被保險額ヲ超エテ賠償ヲ爲スコトヲ要セス

條 寄託物ノ返還ハ寄託者又ハ其法律上若クハ合意上ノ代人ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 第二百十七條 返還ニ付キ場所ヲ定メカリシトキハ受寄者カ受寄物ヲ移置シタルモ其現在ノ場所ニ於テ之ヲ返還ス但寄託者ヲ詐

問 保險することが出来る危険は大抵如何ものでありますか
 答 其は先主として火災、地震、暴風雨、其他の天災陸海運送の危険、死亡及び身軀の災害即ち運送上の過失より負傷たり杯とるべきの保険であります保險は別段の契約がなければ保險料支拂ふ期間に生る諸般の危険は勿論前の災難に引次で生る災難にまで及ぶものとしす然れども保險者の賠償する額は假令如何ある事情があるも保險料の額を超たる賠償を爲すことはできません
 問 規定してあります
 問 火災洪水收獲物生命の保險と如何なる場合ハ保險致しますか
 答 火災に對する保險は火災の原由の何たるを問はず凡て其保險したる物件の火災に罹りたるより生ずる損失に付し依頼人に賠償を拂ふにあります其火災の原由とは第三者の不注意の如き意外の變災若くと天火の如し人力の抗ふことのできぬと隣家よりの延焼若くは放火及び被保人又は其僕婢の不注意の如き場合であります
 第二 洪水に對する保險は火災保險に比れ其適用最も少なし何とされれば總ての土地は皆河川の溢流又と堤防の崩壞の爲め水害を蒙むることありませぬ故なり
 第三 收穫は第一天氣の災害即ち雹凍水旱魃より生ずる第二獸疫より生るものを云ひます
 第四 生命保險に例へば或人航海中其生命上に即ち其死去に對して保險契約を爲したりとせんに此場合に於て若し其人旅行中に死去したるときは保險は其効を生じまするものにして其人航海中の災厄の爲め死去したるでなくして疾病の爲め死去したると上陸中内地めて死去したるとを問ふに及びませぬ
 第六百二十七條 所有權、債權其他ノ權利名義又ハ權利關係ニ基因スル財産上ノ利益ニシテ此ニ關スル危險ノ起生ニ因リ被保險者ニ直接ニ損害ヲ加フ可キモノハ保險ニ付スルコトヲ得ル利益トス
 博奕、賭事、富貴又ハ其他ノ意外ノ事ニ因ル僥倖ノ利益ハ之ヲ保險ニ付スルコトヲ得ス
 問 本條は如何なる事項の規定でありますか
 答 本條ハ所有權、債權其他の權利の名義のあるもの又は權利關係に基因たる財産上の利益であつて此保險に關係する危険の起生に因り被保險者に直接

害スル意思アルトキハ此限ニ在ラス
 第二百十八條 寄託者ノ要求次第物ヲ返還スベキ受寄者ノ義務ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス
 第一 受寄者カ其物ノ自己ニ屬スルコトヲ證スルコト得ルトキ
 第二 受寄

る財産上の利益であつて此保險に關係する危険の起生に因り被保險者に直接

者カ次條ニ從ヒ留置權ヲ行フコトヲ得ルトキ

第三 受寄者カ排渡差押ノ合式ノ告知ヲ受ケタルトキ

第四 受寄者カ受寄物ノ盜品ナルコトヲ覺知シ且其所有者ヲ知りタルトキ但此

場合ニ於テ受寄者ハ所有者ニ其寄託ヲ受ケタ

に損害を加へまするものは保險に付することが出来る利益とします

問 博奕賭事、富講又は其他の意外の事因る僥倖の利益何故之を保險に付することが出来ぬや

答 博奕、賭事、富講、其他の意外の事に因る僥倖例へば空相場を爲す者が非常の騰貴に遇ひ意外に利益を得る等の如き不正に属する僥倖を期するものなればあり法律は不正の原因より生ずる利益を保護ぬものなり

第六百二十八條 保險ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルト同

ハス又被保險者ノ委託ヲ受ケタルト否ト被保險者ノ豫知スルト否ト被保險者ヲ明示スルト否ト同ハス之ヲ受クルコトヲ得

契約ニ依リテ他人ノ利益カ知レサルトキハ保險申込人ハ保險者ニ對シテ被保險者ト看做サル

問 本條の規定ニ如何ある場合でありますや

答 險險は保險者の金錢を以てすると他人の計算を以てするとその別なく又保險依頼人の委託を受けたると否と被保險者の豫め災難のありしことを知りたる否と被保險者を誰某と明示したると否とを問はず之を受くる事が出来ます

する

問 契約に依りて他人の利益が知れざるるときは保險申込人と保險者に對して被保險者と見做すと如何ある場合でありますや

答 被保人は保險を依頼する際に成るだけ保險人の負担しまする危険の大小輕重の影響を及ぼす情状を陳述せねばならぬ然るに此等の事を陳述せしめて契約に依り他人の利益があるか無きかを知らぬとせば其保險申込人は保險者に對して被保險者と看做します場合をいひます

第六百二十九條 被保險利益ハ被保險物ノ普通價額ヲ以テ限トスルヲ通例トス

若シ其利益カ此價額ヲ超過ス可キトキハ特ニ之ヲ明約スルコトヲ要ス

問 本條ハ如何なる事項の規定でありますや

答 保險にして被保人の爲め利益を得るの理由となるときは被保人と約定したる價金を受取るの權利を與へまする物件の損失を利としします然るに被保人は決して物件の損失を利益とするものにあらざれば若し保險の目的損失を豫防ぎ或は損害に關する正確の賠償を得るでなければ價金の利益を期ひに在りとするを縱令ひ被保人如何に正直して故意を以て直に射ら物件の減

ルコトヲ通知シ且指定セル相應ノ期間ニ寄託者ト立會ノ上ニテ其物ヲ要求スヘク若シ其期間ヲ過クルモ立會ハサルトキハ寄託者ニ返還ヲ爲スベキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

第二百十九條

寄託者ハ寄託物ノ保存

ノ爲メ受寄者ノ支出シタル必要ノ費用其物ノ爲メ受寄者受ケタル損害トシ賠償スルコトヲ要ス右賠償ノ皆濟チ受ケルマテ受寄者ハ受寄物ノ上ニ留置權ヲ行フコトヲ得

第二款 急迫寄託及ヒ旅店寄託 第二百二十

尽を致さざれば雖も災害を豫防し之を防禦の心がなきやうになりまされとなり而して保険物件と其契約の際評價したる其實價を超過したる金額を以て之を保險することではなせぬ例へて千圓の價額ある家屋の火災に對する保險に於て後來百圓の増價あるを想ひて千百圓の保險を爲すよとはなせぬ且家屋の實價千圓の保險を爲したる場合に於て若し火災の際に其以前に遭ふたる颶風の爲め家屋に百圓の減價ありたるときは被保人は只千圓の價金を受くるよとてなすして只九百圓の價金に權利があるのみです

第六百三十條 被保險物ノ價額ハ使用ニ供スル動産ニ在テハ修繕又ハ新調ノ費用ニ依リ商品ニ在テハ損害又ハ喪失ノ生シタル時及ヒ地ニ於ケル市場代價ニ依リテ之ヲ定ム

問 使用に供する動産に在て修繕又は新調の費用と如何

答 使用に供する動産と日々家内に於て使用する道具等の動産に在ては修繕又は新規に調へたるの費用に依り商品に在りては損害又物品を喪失するるとき及び其地を於ての市場の代價に依りて之を定めする

第六百三十一條 保險ハ被保險物ノ利益額ヲ超過スル部分ニ限り無効トス

條

寄託者カ火災洪水難船地震又ハ暴動ノ如キ不可抗ノ事變ニ因リ己ムヲ得ス寄託ヲ爲ストキハ之ヲ急迫ノ寄託ト謂フ

急迫ノ寄託ハ諸般ノ方法ニ依リ又ハ事情ヨリ生スル事實ノ推定ニ依リテ之ヲ證

問 本條と如何なる場合を規定しあるものでありますか

答 本條は第六百二十九條より來りしものであります六百二十九條に於て被保險利益は被保險物の普通の價額を超過するよとてなせぬとの規定に依り若し被保險物の利益額を超過するよとてなせぬたる部分に限りて無効とします

第六百三十二條 前條ノ規定ニ拘ハラス被保險物ノ價額ヲ豫メ明約又ハ鑑定人ノ評價ニ依リテ定メタルトキハ後ニ至リ其價額ノ定ニ對シテハ暴若クハ詐欺ノ場合又ハ價額ノ著シク過當ナル場合ニ於テノ異議ヲ述フルコトヲ得

問 一旦明約又は鑑定人の評價に依りて定めたるよとは之を變更することとてなせぬか

答 被保險物の利益額を超過するよとはできぬと前條に定めてありまするよとてなせぬと被保險物の價額を豫め明示の契約又は鑑定人の評價に依りて定めたるよとは後に至り其價額の定めにして強暴ことを爲し若と詐偽の場合又は價額の格段過當なる場合に於てばかり異議を申すよとてなせぬと

第六百三十三條 保險セラレタル債權ノ價額ハ債務額ニ利息及ヒ取立費用ヲ合算シタル額トス

スルコトヲ得 此他急迫寄託ハ任意寄託ノ規則ニ從フ 第二百二十一條 旅店及ヒ下宿屋ノ主人ハ其止宿セシムル旅人ノ携帶シタル手荷物ノ受託ニ付テハ之ヲ急迫ノ受託ト看做ス 舟車運送人 其他水陸運

問 債權の價額を定むるには如何なる方法に依りますか
答 既に保險せられたる債權の價額は債務額より利息と其取立費用を合算したる額とします

第六百三十四條 辨濟ス可キ賠償額ハ一人ノ保險ニ在テハ被保險額トシ物ノ保險ニ在テハ被保險者カ危險ノ發生ニ因リテ直接又ハ間接ニ被フリタル損害ヲ以テ限トス

問 間接ノ損害中ニハ現ニ生シ又ハ將ニ生セントスル危險ノ已ムヲ得サル防止ニ因リテ生シタル別段ノ費用及ヒ損害ヲモ包含スルモノトス
問 弁濟すべき賠償額は如何様に定めますか
答 弁濟すべき賠償額を定めずるには人の保險即ち人命等の保險ニ在テ

被保險額とし物の保險に在テは被保險者が災難の發生に因りて直接又ハ間接に被ふりたる損害より超過ることとせしませぬ
問 間接の損害中に現に生ズ又ハ將ニ生ゼんとする危險の己を得ざる防止とは如何なる場合をいひますか
答 間接の損害とは保險者又は被保險者に於て一方の損害ある爲め其損害

を被ふりたるをいふ其間接の損害中には現に生り又ハ今生らんとする場合に已むを得ず之を防ぎたるに因りて生たる別段の費用及び損害を包含むものとします
第六百三十五條 被保險者カ已ムヲ得サルニ非スシテ任意ニ加ヘ若クハ加ヘシタル喪失若クハ損害又ハ被保險物ノ性質、固有ノ瑕疵若クハ當然ノ使用ニ因リテ直接ニ生シタル喪失若クハ損害ニ付テハ保險者ハ賠償ヲ爲ス義務ナシ
問 被保險者が已むを得ざるに非ざして任意に加へとは如何
答 已むを得ざるでなくして加へても加へぬとも濟むべき場合ハ任意ニ加へ

若くは他人を以て加へさせたる爲めに物品を喪失し若くは損害し又は保險を受くる物の性質固有の瑕疵若くは別段粗漏もせず當然の使用に因りて直接に生たる喪失若くは損害に付ては保險者は賠償を爲す義務とありませぬと云ふ義なり是れ云は、被保險者が任意から生たる事なれを保險者よ於て差擔なきものとするの道理なり
第六百三十六條 保險契約取結ノ時既ニ生シタル危險ニ對スル保險ハ無効トス 但當事者雙方又ハ其代人ノ孰レモ其危險ノ生シタルコトヲ知ラス且既ニ危險

送ノ營業人モ亦其運送ヲ任セラレタル荷物ニ付テハ之ヲ急迫ノ受寄者ト見做ス然レトモ本條ノ受寄者ハ有償合意ヨリ生スル通常ノ義務ヲ負擔ス

ノ生シタルモ有效タル可キ旨ヲ明示シテ契約ヲ取結ヒタルトキハ此限ニ在ラ

問 保険契約取結の時既ニ生きたる危険ニ對する保険は無効とする理由如何

答 前にも申したる如く被保人は保険を依頼する際成丈保険人の負擔すべき災難は悉く既に生てあるもの之勿論是より生ずる危険と其情狀を陳べねばなりませぬ例へば洪水に對する收穫物の保険に關するときは被保人と保險期限内其自ら爲やうと思ひます耕作の性質如何を保險人へ陳述ねばありませぬ勿論尙ほ其沿岸耕作地の區域をも明示せねばなりませぬ併しあから詰約者双方又は其代人のドチヲを既に其危険の生じたることを知りませず且既に危険は生じてれるも有効となるべき旨を明示して契約を取結ひたるときは格別でありませぬ

第六百三十七條 一人カ同一ノ物及ヒ同一ノ利益ニ關シ時ヲ同クシ又ハ時ヲ異ニシテ二人以上ノ保險者ヨリ各別ニ保險ヲ受クルトキハ其重複保險ヲ各保險者ニ通知シテ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス之ニ違フトキハ各保險者ハ其契約ヲ解除スルコトヲ得

問 一人が重複保險を受けたる時は如何致しますの

答 一人が同一の物及び同一の利益に關し時を同くし又時を異にして二人以上の保險者より各別ニ保險を受くるときは重複として其保險を各保險者に通知して其承諾を受くるものとします若し其承諾を受けませぬときは各保險者其契約を解除まどができません
時を異にして二人以上の保險者より各別ニ保險を受くるときは同性質の危険に對し一物ニ付き漸次に數人の保險人をして爲さしめし有効なる場合には義務の性質として二箇の保險共に同一の効力を有し各保險人は終償金の支拂を分擔しまする只其義務の額に付差異あるに過ぎませぬ即ち一人の保險人は他の保險人お比べて一層巨額なる價額の部分に付保險することがあります斯様な場合には各保險人は其保險したる物の價額の割合に應じて全償金の支拂を分擔しまする例へば爰に一万圓の價額ある家屋あり甲乙二人之を保險し甲乙六千圓の保險を爲し乙は四千圓の保險を爲したりとせんに右家屋全く焼たる場合に於ては甲乙各其約したる所の償金を支拂ひまする而して其全額は一万圓と爲るべし然れども保險物件の一部のみ滅尽たるときは甲乙減尽たる

價額の十分の六を支拂ふべく乙は其十分の四を支拂ひませし此の如くするときは甲乙二人共其約したる償金を支拂ひ全部の保険を分擔したるものあるを以てなり

第六百三十八條 重複保險ノ場合ニ在テハ被保險者ハ別段ノ契約ヲ爲ササルトキハ保險者ノ孰レニ對シテモ賠償ヲ求ムルコトヲ得其保險者ハ賠償ヲ爲シタル後保險ノ割合ニ應シテ其賠償ノ割賦金ヲ他ノ保險者ニ請求スルコトヲ得但
他ノ保險カ無効ナルトキ又ハ期間ノ満了若クハ其他ノ理由ニ因リテ終リシトキハ此限ニ在ラス

一保險者ノ爲メニスル拋棄ハ他ノ保險者ノ害ト爲ル効力ヲ生スルコト無シ
問 重複保險の場合に於ては被保險者が賠償を求むることを得るよと如何
答 御尋の場合に在ては被保險者は別段の契約をせぬときは保險の中孰の保險者に對しても賠償を求むることができません其保險者之賠償を爲したる後

保險の割合に應じて其賠償の割賦金を他の保險者へ請求することができません尤他の保險が無効なるとき即ち同一の日附にて此二個の保險を結約したるとき一方の保險が無効なるとき又期間の満了若くは其他の理由に因りて期間の終りしときは格別なりとします

重複保險を爲すときはは一保險者の爲めにする保險の拋棄と他の保險者の害とある効力を生ぜることはありませぬ是二個各別に保險契約の約定と互無關係のものとするればあり

第六百三十九條 保險スルコトヲ得ル利益ノ額ニ滿タサル保險ノ場合ニ在テハ其殘餘ノ額ニ付キ被保險者ヲ自己ノ保險者ト看做シ被保險者ハ其額ノ割合ニ應シテ損害ヲ負擔ス但別段ノ契約アルトキハ此限ニ在ラス

問 保險することを得る利益の額に滿ちませぬ保險の場合と如何致しますか
答 補足の保險ありませぬ場合に於ては被保人は其保險なき價額に付ては躬ら之を保險したるものと看做します此場合に於て被保險者其額の割合に應じて損害を負担しませぬ例へを實價一千圓の家屋を單に五百圓の價額の爲め保險せしめて而して之を準じて保險料を支拂ひたりとせんに若し家屋全く焼失したるときは其保險に付しませぬ價額五百圓の損失と被保人が躬ら之を負担せねむなりませぬ若し又家屋の半ば焼失とせんか被保人は五百圓を受取其損失の全部を免れんことを主張することができませんや

第六百四十條 保險ハ被保險物ノ讓渡 其他被保險利益ノ轉付ニ因リテ當然新
取得者ニ移ル但讓渡人カ利益ヲ留置キタル場合又ハ第六百五十四條ノ場合又
ハ保險者カ轉付ニ付キ承諾ヲ與フル權利ヲ明示シテ留保シタル場合ハ此限ニ
在ラス

然レトモ總テノ場合ニ於テ被保險者ハ其爲シタル轉付ヲ遲延ナク保險者ニ通
知シ又保險者ハ保險カ記名ナルトキハ新取得者ノ名ニ書替フルコトヲ要ス
問 被保險物を讓渡したるとき如何なりませうか

答 保險ハ其被保險物の利益を保險するものなれど被保險物の讓渡其他被保
險利益の他人に轉付したるに因りては當然で新取得者に移ります併し讓渡人
の讓受人に對し只被保險物を讓渡したるのみあて其利益を留置したる場合と
又第六百五十四條の場合又は保險者が其讓渡の特利益の他人に轉付するに
承諾を與へずして權利を留保したるときは格別であります
茲に民法例外の場合があります例へば被保人相互に保險に付最早其分金
を支拂ひ又定料保險に付既に毎歳の保險料を支拂ふたる後其保險物件を賣渡し
又は之を贈與するときは保險人は既る利益を得たるものなれば之が爲め其災害

の危険を免るゝこと正當ではありませぬ又其舊所有者は災害の生じたる場合に
は毫も償金を得んと主張することはできませぬ何とあれば其所有者は既に其
物件を贈與り又賣渡したるを以て災害の生じたる爲め毫も損害を受けませ
ねばなり故に其保險物を獲得したる者も償金に關して何等の約束を爲さ
ず又其物件に保險契約のあるを知らぬときと雖も其償金の將來は讓受人又
と買受けたる者に屬しますことは當然であります
然れども總ての場合に於ても被保險者は其爲したる轉付を遅延なく保險者に
通知し又保險者と保險が記名の物なるときと新取得者即ち讓受人の名前に書
替ふることをせねばありませぬ
第六百四十一條 被保險額ノ請求權ハ特約ナキトキニ限リ満期日ノ前後ヲ問ハ
ズ保險者ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得保險者ハ其轉付ヲ知リ
タル時ヨリ其人コノミ支拂ヲ爲ス義務アリ
被保險物ノ抵當若シハ質入又ハ抵當物若シハ質物ノ保險又ハ第三者ノ爲メニ
スル保險ハ被保險額請求權ノ轉付ト同視ス
問 被保險額の請求權とは如何なる場合を云ひませうか

答 被保険額とは保険せられてある物の額にて保険依頼人の所有物でありま
す此物は被保険者に於て何時にても他人に譲渡し又之賣渡すことのできます
此場合に於て保険者に請求する権利あるものであります併し特約あるときは
格別でありますけれども特約のなきときは保険の期日満ると否とを問て
保険者の承諾がなくとも之を他人に轉付することが出来ます此譲渡又賣渡し
て利益を他人に付轉したるときと直ちに其旨を保険者に通知せねとなりませ
ぬ保険者は通知ありて其利益が他人に轉付したることを知りたるときは其時
より其人にのみ支拂を爲す義務があります

問 被保険物が抵當若くは質入等とありあるときは如何になりますか

答 抵當若くは質入とありたる被保険物と他人に譲渡し其利益が轉付ら
ると同じく抵當若くは質權中と其抵當主若くは質取主に其保険の利益が轉付
りてあるものなれと前項の被保険額請求權の場合と同様と致します

第六百四十二條 保險契約ノ取結及ヒ履行ニ付テハ第七章ノ原則ヲ標準ト爲
ス然レトモ保險者ハ總テノ場合ニ於テ契約取結ノ後即時ニ保險證券ヲ作りテ
被保險者ニ交付スル義務ヲ負ヒ此手續ヲ爲サヌ又ハ遅延スルニ因リテ生シク

ル總テノ損害ニ付キ被保險者ニ對シテ責任ヲ負フ

問 保險契約の取結及び履行と如何なる規定でありますか

答 總て契約は第七章の規定たる商事契約の原則を標準と爲して契約を取結
ひ及び履行を爲すものとしまて保險者は契約取結の後即時に保險証を作り
て被保險者に交付す義務があります保險者に於て契約取結の後其手續を爲さ
ず又は遅延したるより生じたる總ての損害は付き被保險者に對して責任を負
ひます是れ契約上の普通法に從ふものであります

第六百四十三條 保險契約ハ保險者又ハ契約取結ノ權アル代人カ保險申込書及
ヒ之ニ屬スル陳述書ヲ異議ナク承諾シタルトキハ之ヲ取結ヒタリト看做ス

問 陳述書と如何なるものを申しますか

答 凡そ何人に限らず一箇の危険に對し保險せしめんと思ひますものは保
險人の負担すべき責任の區域を之に知らすことのできる一切の參考事實を提
示して保險人の責任のある所を明示しまするは實に當然であります
故に被保険人と當り其保險せしめんとする物件の性質と其所在の場所を保險人
へ明示しまするばかりでなく尙ほ或は自身又は隣人の工業若くは職業或は火

爐の敷及び性質並に燈火の使用方より生ずることありまする火災の原由をも
保險人へ明示せねばなりませぬ若し被保人陳述せぬ爲め保險人災害の生ずる
前々陳述の精確からぬを發見せしときは尙ほ其契約組成の際に在るものとし
て一切のこれを規定すべし即ち此場合に於て保險人又は全く保險を拒絶み或
は一層巨額の保險料を要求するよどがでます而して保險人は陳述書と異議
なく承諾したるときは之を取結びたるものと見做します

第六百四十四條 保險契約ハ各當事者ニ於テ仲買人ヲ以テモ之ヲ取結フコトヲ
得

本條ハ別に説明を要することなきを以て之を畧します

第六百四十五條 保險營業者ノ其取引場ヨリ他ノ地ニ置キタル代辦人又ハ外國
保險營業者ノ内國ニ置キタル代辦人ハ被保險者ニ對シ契約ノ取結、陳述ノ承
諾、保險料ノ受取、被保險額ノ支拂其他總テ保險者ノ代理ヲ爲ス權アリト看做
ス但其代辦人カ被保險者ニ反對ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス
問 本條ト如何なる事項を規定したるものでムりますの
答 保險營業者ト支店を置くことがありまするを以て其支店に置く代辦人の

權利を規定したるものでムります保險營業者の其取引場より他の地に置きた
る代辦人又は外國保險營業者の内國に置きたる代辦人は被保險者に對して契
約を取結びたり被保險者の陳述書を受取て其承諾を與へたり保險料の受取被
保險者に被保險額を支拂其他總て保險者の代理を爲す權利がありとします但
其代辦人が被保險者に反對を述べたるときは此限りでありませぬ

第六百四十六條 保險證券ニハ年月日ヲ記シ及ヒ保險者若クハ其代人署名、捺

印シ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

- 第一 保險ノ初日及ヒ其期間
- 第二 被保險物ノ十分精密ナル記載
- 第三 被保險額
- 第四 保險料ノ額
- 第五 保險シタル危険
- 第六 保險申込人ノ氏名及ヒ被保險者ノ指示
- 第七 保險ノ旨趣ニ重要ナル影響ヲ及ホス事情及ヒ契約ノ特別ナル條款ア
ラハ其條款

問

保險証券に記載する諸件は如何ある事項でムリヤトカ

答

保險証券は先づ年月日を記し及び保險者若くは其代人の名前を書き捺印したる上本條に記載してある七項を記載するものとします

第一と保險を始むる初日及び其保險を爲す間の期限

第二と被保險物の事柄即ち六百四十三條にて述べたる如き事項を十分に精密に漏なく記載する事

第三と被保險額は評價人の定めたる正實の額を記載すべし

第四と保險料の額は被保險物の實價を超過することはできません

第五と保險したる危険即ち火災地震等の六百二十六條に記載する中其保險します危険を記すべし

第六と保險申込人の氏名及び被保險者の指示即何々の保險と云ふこと及び之れに付きての指圖

第七と保險の旨趣に重要な影響を及ぼすことと被保人危険陳述が錯誤若くは悪意に出たる總ての齟齬おして災害の生じて保險上影響を及ぼすこと及び契約に特別なる條款あるときは其條款を記載すべし

第六百四十七條 保險証券ノ趣旨ハ商慣習又ハ附屬書類其他ノ證書ヲ以テ之ヲ更正シ説明シ補充シ又ハ變更スルコトヲ得

問 保險証券の旨趣は變更するものができますか

答 保險は保險証券の旨趣が精確からねむ被保險者に於て信ずることができません故に可成精確に記載せねばなりませんを以て之を更正しんと欲せば商業上の慣習又は附屬書類其他の證書を以て之を更正し説明を加へ不足なる所あらば之を補充し又申込人の陳述の錯誤等あるときは之を變更することができまることが許してあります

第六百四十八條 保險証券ハ指圖式又ハ無記名式ニテ之ヲ發行スルコトヲ得然レトモ白地ニテ之ヲ發行スルコトヲ得ス

問 保險証券の發行方法は如何でムリヤトカ

答 保險証券と指圖式又と無記名式にても之を發行とすることがあります然れども白地即ち發行又は讓渡するには債權者の氏名を記載せず其記載の場所を白地にて之を發行することはできません

第六百四十九條 保險契約ノ旨趣ニ係ル證據ハ保險証券又ハ附屬書類ヲ以テノ

第四百卅九

ミ之ヲ舉グルコトヲ得但其證券及ヒ附属書類カ最早存在セス又ハ其發行ヲ爲ササルトキハ此限ニ在ラス

問 本條は如何なる場合を規定したるもので与りますか

答 保險契約を取結ぶに付其旨趣に係る証據の舉方を規定したるものです保險契約の旨趣に係る証據は他に求むべきものありませぬ則ち保險證券又と附属書類を以て之を舉ぐことを許してありませぬ保險證券の如きは六百四十六條に記載してある如く保險を爲すに付ての事項は精密に記載するものなれば之れに漏れたる事と證據とするに足らぬ事でありませぬ又附属書類は保險證券記載の事項を参考して共に必要なるものなれば此等を以て証據とするときは其正鵠を失ふやうの事はありませぬ然るに此等の書類は發行せぬときあり又發行しても最早存在させぬとき他の事項が因り証據を求めます

第六百五十條 被保險物ノ價額ニシテ保險證券ニ掲ケサルモノ及ヒ損害額ノ證據ハ總テ他ノ適法ナル證據方法ヲ以テ之ヲ舉グルコトヲ得

損害額ノ評定ハ當事者雙方ノ協議調ハサルトキハ裁判所ヨリ指名シタル鑑定人之ヲ爲ス

問 被保險物の價額おして保險証券に掲げざるもの及び損害額と如何なるものを申しますか

答 被保險物の價額おし保險証券に掲げざるものとは保險契約の時に陳述したる以後の價額の増加したるものをいひ損害額とい危險を保險したる場合の保險者より被保險者へ損害を加へたるものをいひませぬ此等の証據を舉げまするよと總て他の適法ある證據方法を以て之を舉ぐるものとして前條の如く証券及び附属書類に依らぬは固より証券に掲げぬものなればなり損害額の証據と他の適法ある證據法に依りて舉ぐるに契約者双方に於て協議調はぬときは裁判所より鑑定人を指名して之れに証據を舉げさせしめます

第六百五十一條 被保險者ハ危險ノ生スルニ當リ成ル可ク其防止ニ盡力シ又其既ニ生シタル後ハ保險者又ハ其代人ニ遅延ナク其危險及ヒ喪失右クハ損害並ニ其大小ヲ通知スル義務ヲ負ヒ其義務違反ニ因リテ生シタル損害ニ付キ保險者又ハ其代人ニ對シテ責任ヲ負フ

問 本條と如何なる場合を規定したるもので与りますか

答 本條は保險契約の後生ぜし危險を被保險者より保險者へ通知とすべきこと

とを規定してあります。保険契約を以て担保したる災害の生じたる場合に於ては、被保人よりの成る迅速に、保険人へ其災害の外見又その斯様にならんと推測りたる理由及び其災害に關する損害の知れたる多寡を指示して其災害を告知らさねばなりません。若し其告知を延滞したる場合に於て被保人の果して宥恕しまするものなるや否やを査定すると、保険者の定むる所にあらざれば裁判所の任とします。又被保険者と災害の生じまるとる際、成るべく防止めるの義務があります。此等の義務を怠りたるるときは、保険者又その代人に對して責任を負ひます。

第六百五十二條 戦争又は暴動に因りて生じタル危険に對シテハ、明約ヲ以テ引受ケタルニ非サルハ、保險ノ責ニ任スルコト無シ。

問 本條の意義理由は如何なるかと云りますか。

答 戦争といふ外國と事ありて戦端を開きたる場合をいひ、國內暴動といふは、兵を差向けて鎮靜する等の場合を云ふではありませぬ。暴動といふは、一地方の有力なる者が徒黨を結び一揆を起す等のこととなり、此二ヶの場合に因りて生じたる危険に對しては通常のことでありませぬから、別に明約を以て引受けたるであら

れを、保險の責に任することはありませぬ。尤も此戦争暴動の保險は大抵火災に對しての保險なるべし。

第六百五十三條 保險者ハ被保險者カ契約取結ノ際重要ナル情况ニ付キ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其情况ヲ黙スルトキハ惡意アリタルト否トテ問ハス契約ヲ解ク權利アリ但被保險者カ保險者ノ總テノ問ニ對シテ其知ル所ヲ竭シ且善意ニテ答ヘタルトキハ過失ナキモノト看做ス然レトモ保險者ノ有スル解約ノ權利ハ此カ爲メニ妨ケラルルコト無シ。

問 被保險者が契約取結の際、虚偽の陳述を爲したるとして如何致しますか。

答 契約取結の際、重要な情况に付き虚偽を陳べ又は其實際の情况を問ひたるを黙して云はざるるときは、惡意ありたるものと否とを問はざる契約を解く權利があります。併し乍ら被保險者が保險者の總ての問に對して其知りて居るだけは言ひ、且善意にて答へました時、被保險者は過失なきものとして、然れども保險者の有しまする權利即ち解除之が爲め妨らるゝことはありませぬ。是れ被保險者は保險者の問に對しては、眞に告げられたるも、其外に在ること、付て、充分に取調べ、假令、保險者の問がなくとも陳述するの義務があります。

を以てなり此陳述の事は前にも屢述べたれば今茲には略しませぬ

第六百五十四條 契約取結ノ後被保險物ニ付キ情況ノ變更カ發生シタル爲メ其引受ケタル危險ノ増加シ若クハ變更スル場合又ハ保險料ノ支拂ニ付キ明示若クハ黙示ノ延期ナキトキ契約上又ハ慣習上ノ期間ニ受取證書ト引換ニテ其支拂ヲ求ムルモ仍ホ之ヲ得サル場合ニ於テハ保險者ハ其契約ニ羈束セラルルコト無シ但孰レノ場合ニ於テモ保險者其契約ヲ繼續スルトキハ此限ニ在ラス保險料ノ支拂ハ第六百四十條及ヒ第六百四十一條ノ場合ト雖モ被保險者又ハ其權利承繼人之ヲ爲スコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものでふりませぬか

答 契約取結の後被保險物に付き前に陳べたる如き場合に於て情況の變更が生じたる場合即ち契約取結の際陳述せざる災害が後保險人が發見して其情狀に従ひ其引受けたる危險が増加又と變更する場合即ち被保險物を讓渡し利益の權利が轉付りたる場合又は保險料の支拂に付き明示若くは黙示の延期なきこと契約上又は慣習上の期限に受取證書を引換にて其支拂を求むるも之を得ませぬ場合に於ては保險者は其契約を羈束するも是はありませぬ是は保險者の

過失でありませぬ故なり

問 右の場合よと契約は無効とありませぬか

答 尤も右の場合にハ無効としまする理由はありませぬけれどを保險者に於て仍契約を繼續さんと思ひますときは無効とさせぬ故初めに其契約に羈束することなしといひ後に保險者其契約を繼續するときは此限りむあらずと記載してあります而して此場合の保險料は被保險者又は其權利承繼人即ち讓受人に於て其支拂を爲すことができませぬ

第六百五十五條 契約ハ保險シタル危險カ被保險者ニ對シテ生ス可キニ至ラサルトキハ被保險者ヲ羈束セス然レトモ危險ノ減少又ハ其期間ノ短縮ノ爲メ保險料ヲ分割スルコトヲ得ルハ保險料支拂期間二回以上ノ保險料ヲ前拂シタルトキニ限ル

保險料支拂期間ハ一年タルヲ通例トス

問 契約は保險したる危險が被保險者に對して生ず可きに至らざるるとき被保險者を羈束せずとは如何なる理由なるや

答 保險の契約したるも其保險したる危險があくして被保險者に對して生ぜ

るやうならぬときは一旦契約したりして其危険がなかつた場合には其契約を以て被保険者を羈束して契約を履行さすことはできませぬ

問 危険の減少又其期間の短縮の保険料を分割することを得ると如何

答 前の如く全く危険が無かりしにあらざる其危険が減少たるは又其期間の短縮となりたる爲め例へば十年の契約が七ヶ年にて契約を解きたる場合には保険料を全額支拂ふに及ぶず其年限に應じて其幾分を割りて支拂ふことができまざる併し支拂期間一ヶ年中二回以上の保険料を前拂したるときは限る

第六百五十六條 當事者の一方が保險ノ存続中ニ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ

他ノ一方ハ契約ヲ解キ又ハ其履行ニ付キ擔保ヲ求ムルコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 保險契約したる双方の一方が保險の存続たる中に身代限の言渡を受けたるときは破産をせぬ一方は契約を解き又は其履行することとせむ之れに付き擔保を求めることができまざる

第六百五十七條 契約カ被保險者ノ過失ナクシテ無効タリ又ハ任意ニ解カレルトキハ保險者ニ對シテ危險ノ生ス可キニ至ラサル場合ニ在テハ既ニ支拂ヒタ

ル保險料ノ全部ヲ被保險者ニ償還シ又重複保險若クハ超過保險ノ場合被保險利益ノ減少ノ場合又ハ其他ノ事由ニ因レル場合ニ在テハ現保險料支拂期間ノ爲メ既ニ支拂ヒタル保險料ヲ危險減少ノ割合ニ應シテ被保險者ニ償還スルコトヲ要ス但慣習上保險者カ受ク可キモノヲ扣除ス

問 契約が被保險者の過失を以て無効たり又任意に解かるるときは如何なる場合を指して申しますか

答 被保險者の過失なくして無効となる場合と天然の災害に因り其目的の保險を失ひたる場合即ち火災地震を目的としたる保險が洪水暴風雨の爲めに其目的を失ひて無効となりたる場合をいふ又は任意に解かるは被保險者の勝手に付き保險者に對して解除を申込む場合をいひます此二ヶの場合が保險者對して危険のできない場合に在ては最早支拂ひたる保險料の全部を被保險者に償還するものとします

問 重複保險超過保險被保險利益の減少の場合とは如何

答 重複保險とは第六百三十七條の場合一人が同一の物及び同一の利益に關し時を同じし又と時を異わして二人以上の保險者より各別に保險を受くるを

いひます超過保險とは保險が被保險物の利益額を超過し被保險利益が被保險物の普通價格を超過する場合被保險利益の減少場合とて保險物の一部減盡したる場合よ於ては保險人其物件の現時價額の内右減盡に相當するもの外に負擔するに及むぬ場合をいひます

右の場合に於ては現保險料支拂期間の來りたる爲め最早支拂ひたる保險料を危險減少たる割合に應じて被保險者に償還することゝします而して一部減盡たる場合は其減盡たる價額の見積が百圓なるときは被保人は四百圓の五分一即ち八十圓の差引き残り三百二十圓を受取るゝ過ぎず

第六百五十八條 保險者ハ被保險者ニ被保險額ヲ支拂ヒタルトキハ損害ノ生シタル爲メ被保險者カ第三者ニ對シテ有スル請求權ヲ當然取得シ殊ニ債權ノ保險ノ場合ニ於テハ債務者ニ對スル債權者ノ權利ヲ當然取得ス但其支拂ヒタル額ヲ限トス

被保險者ハ此事ニ關シ保險者ニ害ヲ加ヘタル行爲ニ付キ責任ヲ負フ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか
答 保險者が被保險者に危險のありたる場合又は其他の場合に被保險額を支

拂たると死は損害の生じたる爲め保險者が被保險者に對して損害を請求する權利は被保險者が第三者に對して有する請求權まで及びて之を當然で所有しす取分債權を保險したる場合に之債務者對する債權者の權利を當然で取得します尤も其被保險を支拂ひたる額を限りとします而して被保險者は保險者の行ひます權利上の事に關し害を加へたる行爲あるときは其責任を負ひます

第六百五十九條 社員相互ノ保險ヲ目的トシテ設立シタル會社ニ在テハ社員ノ權利及ヒ義務殊ニ保險料ノ支拂、追拂、會社負債ノ支拂、會社利益ノ分配及ヒ計算書ノ提出ニ關スルモノハ其會社ノ契約若クハ定款ニ從ヒ其不十分ナル場合ニ在テハ本法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ定ム

問 相互の保險を目的として設立したる會社とは如何なるものでムりますか
答 相互保險とは其特定したる災害に因り財産に及ぼすことある損害を其社員各自の供資を應じて賠償を爲めに供へたる共有資本を用て彼此保險人且被保人となるに在るものを云ひます此會社に在ては社員の權利及び義務殊に保險料の支拂追拂即ち被保險額が第三者に轉付りたる時第三者に支拂をするよと會社負債の支拂會社利益の分配及び計算書の提出に關するものと其會社の

契約若くは會社の定款に從ひ其不十分ある場合に在ては本法の規定に從ひて之を定めす

第二節 火災及地震ノ保險

第六百六十條 動産又ハ不動産ハ賃借人、用益者若クハ受託者其他ノ資格ヲ以テ之ヲ占有シ又ハ保管スル者ニ於テ自己ノ利益ニテモ所有者ノ利益ニテモ自己及ヒ所有者ノ利益ニテモ之ヲ保險ニ付スルコトヲ得但就レノ利益ニテ保險ニ付シタルカニ付キ疑アルハ自己ノ利益ニテ保險ニ付シタルモノト看做ス自己ノ利益ニテ保險ニ付シタル場合ニ在テハ第一ニ被保險者自己ノ損害ニ充テシカ爲メ次ニ所有者ニ對スル自己ノ責任ニ充テシカ爲メ保險ニ付シタルモノト看做ス其責任ニ充ツル被保險額ノ部分ニ對シテハ被保險者ノ債權者ハ總テ請求權ヲ有セス

所有者又ハ其他ノ者ノ損害賠償ノ要求ニ充テシカ爲メ保險ニ付シタル場合ニ於テハ第六百三十九條ニ依リ自己ノ被保險者ト看做ス可キトモ其被保險額ヲ限トシテ被保險者獨リ全部ノ損害ヲ負擔ス

者ト如何なる事でもいふまじか

答 賃借人トシテ動産及び不動産の賃借借にて賃借人より賃借人且金錢其他の有價物を定期に拂ふ約束にて賃借人に或る時間賃借物の使用及び收益を爲す權利を與へたる人といひます用益權といふ物を使用する權と收益權とを合せたる權利をいひ即ち所有權の他人に屬する物に付き其用方に從ひ其元質たる本體を變するまじく期限を定め使用し及び利益を收むる權利を謂ひます受託者トシテ他人の物を預り報酬を受け殊に特定物に付ては使用權ある者といひ其他の資格を以て之を占有せんと質權抵當權を以て處分權ある者といひます保管トシテ物を預ることありて民法に於ては數人の間於て爭論の目的たる物を第三者に寄託するをいふまじす

第六百六十一條 不動産ノ保險ニ在テハ法律、命令其他ノ成規又ハ契約ニ依リテ被保險者ニ毀滅シ若クハ破損シタル物ノ再築若クハ修繕ヲ爲ス義務アルトキハ保險者ハ被保險者若クハ其權利承繼人ノ此義務ヲ履行ス可キ期間ヲ定メシテ裁判所ニ申立テ又其再築若クハ修繕ノ實施ヲ監視シ及ヒ其工事ノ掛割合ニ應シテ被保險額ヲ支拂フコトヲ得

又保險者ハ契約ニ依リ被保險額ノ割合ニ應シ自費ヲ以テ再築若クハ修繕ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

問 不動産と名くるもの多し本條の不動産とは何等のものを云ひまじか

答 本條に云ふ所の不動産とは本節に依り又は本條の全体に付て考ふれば家屋其他の建築物を云ふます此等の物と法律命令其他の規則に依り或は毀滅し或は破損したる物の再建築若くは修繕を爲す義務あるとき例へて毀滅破損したる建築物を修繕せざるを爲す他人を害するやうなことがあるときは違警罪とし又は宿屋取締規則の如きは其建築間取を定めて必ず其適法に従はしむる等の義務あるときは保險者は被保險者若くは讓受人即ち承繼人の此義務を履行しする期間を定めんことを裁判所に申立て其再築若くは修繕の實施を監視する上其工事の出來上る割合に應じて被保險額を支拂ふことが出来ます

問 被保險額の割合に應じ自費を以て再築若くは修繕を爲しとは其意義如何

答 被保險額の割合に應じとは其被保險額が百圓なれば其應じたる再築若くは修繕を爲し而して後ち被保險額を支拂ふ時に差引することを契約して保險者自ら爲し又は第三者をして爲さしむることが出来ます

第六百六十二條 動産ハ各箇ニ又ハ包括シテ保險ニ付スルコトヲ得包括シテ保險ニ付シタル場合ニ在テハ保險ノ存續間其包括中ノ各部分ヲ増減シ又ハ他ノ物ヲ以テ其全部若クハ一分ニ代フルトキト雖モ保險ニハ影響ヲ及ホスコト無シ

家屏内ニ備在ル動産一切ノ保險ハ現貨、寶玉、證書、有價證券及ヒ稿本其他普通價額ヲ有セサル物ヲ包含セス但反對ノ契約アルトキハ此限ニ在ラス

問 保險の存續間其包括中の各部分を増減し又は他の物を以て其全部若くは一分に代ふるときとは如何なる事項でムりますか

答 動産は各箇即ち一々別に又く包括にして保險を付するまじいので出来まするを以て包括にして保險を付したるときは保險の存續間其包括の中各部分を増減し又は他の物を以て其全部若くは一分に代ふるときも出来ます然れども保險の上には差支ありません

問 本條第二項の意義如何なることと云りますか

答 動産を保險するには家屋内に備在る動産一切の保險と現貨即ち現に通用品する貨幣寶玉即ち飾物債權証券有價証券即ち公債証券株券爲替券及び草稿

其他普通價額のなきものは此中に包含せぬ

第六百六十三條 動産ノ保險ハ保險証券ニ記載シタル住居其他ノ場所ニ關シテノミ効力ヲ有ス然レトモ其契約ハ被保險物ヲ一時保險外ノ場所ニ移シタルモ此カ爲メニ解止セラルルコト無シ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 動産を保險に付しますると保險証券に記載したる住居即ち家屋其他倉庫納屋等の場所ニ在るものむかりに効力を有します然れども被保險者の都合にて被保險物を一時保險外の場所即ち家屋倉庫の外に移したるも之が爲めに契約を解止せらるゝよとありませぬ

第六百六十四條 自燃又ハ爆發ノ危險アル物ニ付テハ被保險者カ契約上若クハ相當ノ豫防處分ヲ爲ササルトキニ限り第六百三十五條ノ規定ヲ適用ス

問 自燃又ハ爆發の危險ある物とは如何なるものでムリますか

答 自燃とは別に火の縁を假らせして自然に燃るもの即ち燐硫黃硝石の如きもの爆發とは「ハセル」性質の物即ち火薬の類をいふ此等の危險恐ある物付て不被保險者が契約上若くは相當の處分をしませぬとに限りて六百三十五

條の規定に従ひ其物より損害を加へたるときは保險者之賠償を爲す義務なしとするなり

第六百六十五條 火災カ被保險者ノ方ニ起リタルト近傍ニ起リタルトテ問ハス消防若クハ救濟ノ處分又ハ竊盜其他類似ノ事由ニ因リテ被保險者ニ加ヘタル損害モ火災損害ト看做ス

問 本條之如何ある事項を規定したるものでムリますか

答 本條之火災損害と看做す場合を規定したるものでムリます即ち火災が被保險者の方より起りたるも其近傍より起りたるもの別なく之を消防若くは救濟の處分又其願に乘して竊盜を爲し其他類似の所爲例へて消防も尽力し荷物を運ぶの親切に眞似して他を運んで隠匿す如きをいふ此等の事由に因りて被保險者に加へたる損害も皆是火災に乗じて爲したることへ火災の損害と見做せしめざるの規定でありませぬ

第六百六十六條 雷電ノ危險、火薬若クハ機關ノ破裂ノ危險、火薬若クハ機關ノ原因スル破裂ノ危險其他類似ノ危險及ヒ震災ノ危險ハ同時ニ火災ノ起リタルト否トテ問ハス之ヲ火災ノ危險ト同視ス但他ノ契約アルトキハ此限ニ在ラス

問 火薬若くは機關に原因する破裂危險の其他類似的危險とは如何

答 火薬か原因となりて破裂する者は鎮炮地雷火煙火等のもの機關に原因破裂とは蒸機鐘の破裂等を云ひます其他類似的危險といは摺附木の破裂の如きものなり此等及び震災の危險と同時に火災の起りたるを否との別なく之を火災と同一に視ます

問 他の契約あるときは如何なる契約を云ひますか

答 火薬若くは機關の原因等依る危險と他の火災とを別にして契約なしたる場合をいふ即ち前記述べたる火災の原因の如き或は第三者の不注意により意外の變災若くは天火の如き抗ぐことのできぬもの隣家よりの延焼若くは放火及び被保人の雇人の不注意の如死のみの原因を以て火災の保險とす契約

第三節 土地ノ產物ノ保險

第六百六十七條 土地ノ果實其他ノ天產物ノ保險ハ強雨、洪水、旱魃、暴風雨ノ如キ人ノカト注意トナ以テ防ク能ハサル非常ノ天災ニ對シテノミ之ヲ爲スコトヲ得

保險シタル危險ハ保險證券ニ逐一明記スルコトヲ要ス

問 土地の產物と如何あるものを云ひますその且本條の趣意如何

答 產物とは總ての天然物産にして即ち米穀、木材、礦物若くは果實等をいひます此等天然物産の保險は強雨、洪水、旱魃、暴風雨の如き人力と注意とを以て防ぐとできぬ非常の天災に對してのみ之を爲すことができるとの意義でふります尤も他の保險と同様に保險したる危險は保險證券に逐一明細に記載せねばありませぬ

第六百六十八條 保險ハ一个年間効力ヲ有ス但更ニ短キ期間ヲ約定シタルトキハ此限ニ在ラス

問 保險は一ケ年間を限りたるものでありませぬか

答 保險の期間は通例一ケ年としますがけれども双方承諾の上更に短き期間を約定とすることができまする併し他の保險の期間と其被保險物の性質に依て異なるものでありませぬ此土地の產物の保險と其被保險物が一ケ年にて終るものにて年々更新なるものなれば一年より長き期間を定めませぬ所以なり

第六百六十九條 損害ノ生シタル場合ニ在テハ保險シタル產物カ其損害ナリ成熟シタル現狀ニ於テ有シタル可キ價額ト其災害ノ後ニ有スル價額トノ間ノ差

額ヲ被保險額ノ割合ニ應シテ被保險者ニ償フ但被保險額カ成熟マタル現狀ニ於テ有シタル可キ價額ヲ超過セサルトキニ限ル

問 本條の意義理由は如何なるものでありますか

答 土地の産物を保險したる場合ハ損害を生じたる爲め被保險者ハ償ふ規定でめります保險したる産物が損害の生じたる場合には保險したる産物が其損害を被ふらざして成熟たる現狀に於てある價額と其災害の後にある價額との間に生きたる差額を被保險者の割合に應じて被保險者に償ひます尤も此價金は被保險物が成熟たる現在の狀況に於て價額を有てあるより超過するまではさぬと云ふの意味であります

第六百七十條 保險者ハ損害ノ額カ其損害ノ生スルニ非サレハ産物ノ有マタル可キ價額ノ少ナクトモ四分一ニ滿タサルトキハ其責ニ任セス

問 本條は如何なる事項を規定したるものでありますか

答 保險者は保險物の損害の額が被保險物ハ損害の生ない場合にハ其産物の有てある價額の少なくとも四分一に滿ちませぬときは其損害を償ふに及びすと規定したるものであります

第四節 運送保險

第六百七十一條 運送中ニ在ル物ハ運送人ヨリ又ハ其物ノ到達地ニ安著スルトニ付キ利益ヲ有スル各人ヨリ之ヲ保險ニ付スルコトヲ得

問 運送保險とは如何なる性質のものでありますか

答 運送保險とは運送する物品が運送中に在る物を保險するを云ひます此保險の法ハ運送人より又ハ其物の甲地より乙地に安著するまでハ付き利益を有する者より之を保險に付することができまするの方法なり

第六百七十二條 保險者ハ運送品ノ保險ニ因リ運送ノ期間中其物ノ喪失若クハ毀損ノ各危険ヲ引受ク其危険中ニ火災盜難敵ノ威力及ヒ此類ノモノヲ包含ス但或ル危険ヲ明示ニテ取除キタルトキハ此限ニ在ラス

運送ノ期間ハ別段ノ契約アルニ非サレハ運送人ニ物ノ交付ヲ始ムル時ヨリ受取人ニ其引渡ヲ終フル時マテトス

問 敵の威力及び此類のものをも包含す但或危険を明示して取除さるるときは此限にあらざるとは如何なるものとですか

答 敵とは惡意若くハ手段を以て吾ハ抗ふものなれど此ハ敵とあるは強迫り

て其物を奪取らんとする者かをいふ此類のものは即ち強盗若くは暴若なる者といひます或危険を明示して取除きたることは此等の危険は運送保険に包含であるけれども一方に危険がもつて此等の危険を防止することができぬ場合は包含の限りにありませぬといふことなり

問 運送の期間は如何起算しますか

答 運送の期間は別段の契約がなければ運送人に被保険物を手渡を始むる時より受取人に其引渡を終る時までとします

第六百七十三條 運送ノ期間中運送品ヲ讓渡シタルトキハ保險ハ第六百四十條ノ規定ニ從ヒテ讓渡人コリ新取得者ニ移ル

本條は別段註解を要しませぬを以て之を畧しまと

第六百七十四條 保險証券ヲ以テ保險シタル以外ノ喪失若クハ損害カ運送品ニ生スルトキハ其例外タル證據ヲ擧グル義務ハ保險者ニ在リトス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 本條は保險契約の例外の場合を規定したるものでムります法律は保險人の責任中より例外なる場合と之を排除することとします例へば從來日本に於て

爲す外國の保險契約は颶風より生じたる火災を排除する本條の場合には保險証券を以て保險したる以外の喪失若くは損害が運送品に生じたるときは其例外たる證據を擧げる義務は保險者に在りとしす即ち固保險したる契約証書になきことされば此危険は其様な性質のものでありますから此保險の引受けられぬと云ふまを確手に證據を擧げねば其責任を免るゝまをできぬ場合をいひます例へば或は保險に付したる家屋の火災其他の火災の延焼より生じたるものなりや或は颶風より起りたる際既火災ありたるも颶風の爲め其火勢を激し撲滅すとのできぬやうになりし等の事を決せねばならぬなり

第六百七十五條 價額ヲ保險証券ニ記載セサル場合ニ於テ損害ノ價額ヲ評定スルニハ最初ノ代價及ヒ其附帶ノ費用ヲ標準トス若シ之ヲ知ル能ハサルトキハ積込ノ地及ヒ時ニ於ケル普通價額若シハ市場價額ニ諸税、保險費用、積込費用及ヒ被保險者ノ負擔ニ歸スル運送費用ヲ合算シタルモノヲ標準トス

問 被保險物の價額を証券に記載せぬとが有りますか其記載せぬ理由如何

答 價額を保險証券に記載せぬことは有ります其記載せぬ理由と時價のあるものにて時の相場より代價を定めるものに之を記載しませぬ此記載を

しませぬ場合に於て損害の價額を評定めするに最初代價と其運送に付
き附帶する費用を標準とします若し最初の代價と附帶の費用を知ることがで
きぬ場合と其運送品を積込地及び其積込みたる時の普通の價額若しくは市場の
價額に其物品を賦課する、諸税、保險費用、積込費用及び被保險者の負担と
する運送費用を合せ算したるものを標準とします

第六百七十六條 保險證券ニハ第六百四十六條ニ掲ケタル諸件ノ外尙ホ運送ノ
方法、運送具ノ種類、運送取扱人及ヒ運送人ノ氏名、運送ノ線路及ヒ發送地並
ニ到達地ヲ逐一記載シ且立寄地アルトキハ其地又運送期間ノ約定アルトキハ
其期間ヲ掲ケルコトヲ要ス

保險證券ハ反對ノ明約アルニ非サレハ其證券ニ掲ケタル運送期間若クハ通常
ノ運送期間ヲ踰越シ其他前項ニ掲ケタル保險證券ノ條件ニ違反シタルカ爲メ
ニ無効ト爲ルコト無シ但其踰越又ハ違反ニ因リ運送取扱人若クハ運送人ニ對
シテ生シタル被保險者ノ請求權ハ保險者ニ移ル

問 本條如何なる事項を記載したるものでありますか
答 運送保險と運送より生ずる種々の事件がありますを以て保險證券にも第

六百四十六條に掲げたる事項の外尙は運送の方法運送具の種類即ち船車馬等
のその運送取扱人第四百八十一條より以下に規定したる者及び運送人の氏名
運送の線路何處より何地を經過て行くとの道筋及び運送を始むる地並に先方
の到達地を一々明記して且立寄地等の事をも記載するものとします

問 本條但書の意義理由は如何なる事でありますか
答 運送期間を踰越しとは三日間より運送をせしめ四日又は五日間に運送した
る場合をいひ違反とは保險証券に掲げたる事項は運送人に於て能く守らねば

あらぬものなれども之に違反して自儘の行爲あるときをいふ此等の事に因り
損害のあるときは被保險者は運送取扱人若しくは運送人ニ對して請求せしめ
利があります此權利は被保險者が直に請求せしめて保險者に移ります何とあ
れを此損害と保險者の損害となればあり

第五節 生命保險、病傷保險及ヒ年金保險

第六百七十七條 人ノ生命又ハ健康ハ終身其他或ル期間中之ヲ保險ニ付スルコ
トヲ得

問 生命保險病傷保險とは如何なる性質のものでありますか

答 此保險之保險中特種の保險とします西洋にては慣習上名けて生命に關する保險といひます是より考へますると死去に對する保險と稱するを以て足れりとしませ併しながら右保險を以て死去を防止といふの意でござりませぬ然れども此名稱たる或人の死去せしが爲め他人の受けまする損害を此保險を以て擔保する意を明示しまする故に此保險の目的は被保人の死去より生ぜる損害を填補する爲め被保人をして被保人の相續人若くは其指示したる或る人に資本金若くは終身年金或は無期年期に於る金額を支拂としむるを云ひます此保險の契約たる被保人と被保人の間には無償のものでなく何となれば右の保險契約に於ては被保人或は一時に若干の金圓を拂込み或は火災其他の陸地上の災害に關する保險に於けると同等の保險料といひ大概年極め定期なる若干の金圓を拂込む可きを以てあり又生命のみならず人の健康病症等も終身其他或る期間中之を保險に付するまどがで死す

第六百七十八條 何人ニテモ自己ノ生命若クハ健康ヲ保險ニ付スルコトヲ得又保險ニ付セントスル時ニ於テ他人ノ生命若クハ健康ニ付キ財産上ノ利益ヲ有スル者ハ其他人ノ生命若クハ健康ヲ保險ニ付スルコトヲ得

配偶者、兄弟姉妹、尊屬親及ヒ卑屬親ノ生命若クハ健康ニ關スル相互ノ利益ニ付テハ證據ヲ舉グルコトヲ要セス

問 本條の意義理由を如何なるまどでムりますか

答 何人にて自己の生命若くは健康を保險に付することが出来ます又保險に付せんとする時に於て他人の生命若くは健康に付る財産上の利益を有しする者は其他人の生命若くは健康を保險に付するまどが出来ます例へば甲者あり自己の生命若くは健康を保險に付する場合に乙者の爲めに財産上の利益を得て居り則ち此利益を保護し繼續せんが爲め其乙者の生命若くは健康を保險に付するまどが出来ます

問 相互の利益に付ては證據を擧るまどを要せまど如何

答 前項の場合他人なるが故に財産上の利益を證據に擧げて保險に付するなれども夫婦若くは兄弟等は相互に利益を得るものなれを別に證據を擧げまども保險に付するまどが死す

元來生命保險は被保險者其死去を豫見し死後其相續人の爲めに約束するものであります此場合に於ては被保險者其保險の利益を得まるとる人の名を各別

指定するの必要はありませぬ即ち被保険者の他の財産を相続します其正統若くは遺囑の相続人たるべきなり若し又被保険者債務を遺留して死去するに其債権者の直接に償金を受くることに参加ぬも其償金を以て弁済を得まると心然なるべし何となれを債権者と被保険者の遺したる財産を他の財産に於けるやうに之を権利を有するを以てなり
例へて愛に人あり其相続人に千圓の元資を保たんと思ひ而して其生存中六
百圓若は六百圓余を處置することが出来るものとせんに其人保險會社一時
若干の金額を拂込み以て自己の死後に於て此會社をして千圓を得るの約束を
爲すことが出来る

第六百七十九條 他人ノ生命又ハ健康ノ保險ノ有効ナルニハ其人ノ承諾又ハ了

知ヲ要セス

問 其人ノ承諾又ハ了知ヲ要せずとは如何なることでムリますか

答 他人ノ生命又ハ健康ノ保險に効あらしむるに己自己ノ利益を得まするの
目的を以て其拂込を爲すものあれば一々其人ノ承諾又ハ了知ヲ要せぬあり

第六百八十條 被保險額ハ其支拂フ可キニ至リタルトキ直チニ被保險者又ハ保

險証券ニ依リテ保險ノ爲メ益ヲ受クル者又ハ被保險額請求權ノ轉付ヲ受ケタ
ル者ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

被保險者ノ死亡ニ因リ被保險額ヲ支拂フ可キニ至リタル場合ニ於テ其被保險
額ヲ受ク可キ人カ其際存在セサルトキハ其被保險額ハ死亡者ノ遺産ノ一分ト
シテ之ヲ處分スルコトヲ要ス

問 被保險額ヲ支拂フ可キ誰ニ支拂ひまするか

答 被保險額直ちに被保險者又は保險証券に依りて保險の爲めに益を受く
る者又は被保險額請求權を譲受けたる者に之を支拂ふことを要します被保險
者の死亡に因り被保險額を支拂ふべき時到了るに其被保險額を受取る可
人がなければ其被保險額は死亡者の遺産の一部として之を處分すること
が得ます

第六百八十一條 他人ノ命生又ハ健康ハ其人ノ爲メ又ハ第三者ノ爲メ契約上ノ
義務ニ依リテ之ヲ保險ニ付スルコトヲ得

問 本條は如何なる事項を規定したるものでムリますか

答 本條は人あり其人ノ生命及健康を保險すると其人の爲めあし又は第三者

即ち保險を被ふる者と契約したるもの即ち被保險者より第三者と財産上の利益を得ん爲めに契約を取結びたる爲め其義務に依りて其人の生命健康を保險に付することがで死ますることを規定したるものなり

第六百八十二條 保險ハ左ノ場合ニ於テハ無効トス

第一 保險シタル死亡又ハ病傷カ保險契約取結ノ際既ニ生シタルトキ但保險申込人カ其事ヲ知ラサルトキハ此限ニ在ラス

第二 生命若クハ健康ヲ保險ニ付シ又ハ付セシメタル者カ契約上負擔シタル義務ニ違反シ又ハ放蕩、粗暴其他故意ノ所爲ニ因リテ生命ヲ短縮シ若クハ健康ヲ毀損シタルトキ

第三 死亡若クハ病傷カ重罪若クハ輕罪ニ付テノ有罪判決ノ執行ニ因リ若クハ其執行中ニ生シ又ハ重罪若クハ輕罪ヲ犯シタル直接ノ結果トシテ生シ又ハ決闘其他故意ノ所爲ニ因リテ生シタルトキ

保險の無効となりまする場合と如何なる時に在りまするの

問 御尋の場合と本條の三項の場合がありませす第一死亡の保險を爲したる場合

答 御尋の場合と本條の三項の場合がありませす第一死亡の保險を爲したる場合

が最早生じてあるを以て何を目的とするや故に無効とします但保險申込人が其事を知らぬときは契約を取結びたる以上は此限りにあらずとします

第二保險契約を取結びたる以上は其契約上に負擔したる義務を履行せねばなりませぬは固よりあり然るも其義務に違反シ又ハ放蕩に身を持ち粗暴して身を損ひ其他故意衛生上の害になるやうの所爲に因りて生命を短縮若くは健康を毀損ふたるとき

第三重罪を犯して死刑に處せられ又は輕罪に付て入獄又ハ懲役に服したる爲め病傷が起り若くは其執行中ニ生じ又は決闘其他故意の所爲に因りて生じたるとき例へば自殺する等のことを爲すとき

第六百八十三條 總テ保險無効ノ場合ニ於テハ保險契約ヲ以テ此場合ノ爲メニ約定シタル額若シ約定ナキトキハ少ナクモ被保險者ノ爲メニ既ニ積立テタル貯金ノ半額ヲ被保險者ニ償還スルコトヲ要ス但被保險者カ詐欺若シハ惡意ニ因リテ自ら無効ニ至ラシメタルトキハ此限ニ在ラス

問 保險無効の場合に被保險額ハ如何が致しませすの

答 被保險額は契約するるときと契約せぬときがありて約定したるときは其額

若し約定なきときと少なくとも被保険者の爲めに既に積立てたる貯金の半額を償還することとします但被保険者が詐欺例へて自身の死亡を詐りて他人の死亡を以て自己の死しぬりとする如き此等の事は往々あるまゝにて現に東京に在りたるまゝと聞き居ります悪意に因るとは醫師を籠絡して病傷を詐る等の事をいひます此等の場合に之を保險額は償還しませぬ

第六百八十四條 契約ノ無効ハ保險者カ契約ノ無効ヲ致ス情況ヲ知リタル後尙ホ契約ヲ被保險者ト繼續シタルトキハ保險者ヨリ被保險者ニ對シテ之ヲ主張スルコトヲ得ス

問 契約の無効を致す情況を知りたる後と如何の場合でありますか

答 被保険者が契約の無効となるべきことを爲すを知り乍ら之れに拘らざるは契約を繼續たるべきと保險者より被保険者に對して契約の無効あるを主張することはできませぬ保險者は自ら害あるを知りて避けるい時と同ふことであります

第六百八十五條 死亡若シハ病傷ノ時ノ外尙ホ契約ニ依リ或ル年齢若シハ期限ニ至リタル時ヲ以テ被保險額支拂ノ時ト爲スコトヲ得又被保險額ノ支拂ニ

財産取得篇

射替契約

第二節終身

年金權

第一款終身

年金權ノ

設定

第六百六十四

條

終身年金權

ハ動産若シ

ハ不動産ナ

ル元本ノ讓

渡ノ報酬又

ハ既往若シ

ハ將來ノ勤

勞ノ報酬ト

シテ有償ニ

テ之ヲ設定

スルコトヲ

換ヘテ年金ノ支拂ヲ約定スルコトヲ得

問 尙ほ契約に依り或る年齢若くは期限に至りたる時と如何の場合ありや

答 生命保險ハ依り死亡若くは病傷の目的の契約にあらず或る年限を以て約定して其時期に至れば被保險額を支拂ふの時としすことができます又被保險額の支拂の代に年金の支拂を約定とすることができます

問 年金とは如何なる性質のものでありますか

答 年金とは無期年金と終身年金とあり無期年金契約は利附貸借の一種あり終身年金とは例へて愛入り其老年なりたるの故を以て利益ある職業に服することができず且其所有主の動産物若くは不動産の元質は僅に三千圓に過ぎず之れより生ずる入額百圓に付拾圓の割合にて一ケ年に三百圓即ち一ケ月に二十五圓ありと規定然るハ一ケ月僅に二十五圓の入額は其需用不足あるとあります若し此人其些少の資産を遺留さんと思ひまする兒子若くは近親者あきと之を讓渡して終身年金を受くることのできまする而して斯様あすれば百圓に付十圓即ち一割ならずして百圓に付十五圓十八圓或は二十圓(一割五分一割八分又は二割)の入割即ち其年の老たるに従ひて一層多額

得一又贈與
又ハ遺贈ヲ
以テ無償ニ
テ之ヲ設定
スル一ヲ得

一又終身年
金權ハ有償
又ハ無償ニ
テ讓渡シタ
ル元本ノ上
ニ留存シテ
之ヲ設定ス
ルコトヲ得
第百六十五
條

終身年金權
ハ對價物ノ
供與者ニ非
サル人ノ利
益ノ爲メ之

と爲る入額を得まると何となれど其死去に於て年金の債務者は収額の拂渡を
停止し元資を返還することなければならず其性質と動産若くは不動産讓受
の代價として又は既に受け若くは將來受けをすする勤勞の報酬として有償名義
にて契約することができまする

第六百八十六條 年金保險ハ保險者カ或ル金額ヲ受取リテ被保險者ニ又ハ其死
亡ノ後ハ其保險ニ與カリタル人ニ終身間又ハ或ル期間ノ満了ニ至ルマテ年金
ヲ支拂フ義務ヲ負フ契約ナリ

問 本條は年金權の性質を規定したるものでありまする

答 然り年金保險ハ保險者が或る金額を受取りて保險を受くる者又は其人の
死亡後其被保險者の子孫即ち相續人遺囑の者にして其保險に與りたる人ハ終
身間又或る期間の満了まで年金を支拂ふ義務を負ふ契約でありまする又年金
の設定に付其収額を於ける債權の賣買を見るとありまする即ち動産物若くは
不動産物讓渡の代りとして終身年金を設定せしめるとき其年金契約は全く賣買
の性質を有しまする然れども其契約の原素と轉倒し年金は絶て賣渡物件にあ
らずして賣買代價あり而して賣渡物件と年金を受くる爲め供給したる物品を

テ要約スル

コトヲ得
此場合ニ於
テハ要約者
ト諾約者ト
ノ間ニ在テ
ハ有償契約
ノ規則ニ從
ヒ要約者ト
得益者トノ
間ニ在テハ
贈與ノ規則
ニ從フト雖
モ贈與ノ方
式ニ從フコ
トヲ要セス
第百六十六
條
終身年金權
ハ債權者若

る可きなり

第六百八十七條 年金受取ノ權利ハ被保險者ニ屬スルト同一ノ範圍及ヒ條件ニ
テ第六百四十一條ノ規定ニ從ヒテ被保險者ヨリ之ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得
問 年金受取の權利は被保險者に屬すると同一の範圍及ヒ條件にては如何
答 年金保險を契約したるとは即ち或る期間より被保險者に受取の權利が
屬するものでありまする其年金受取の權利が被保險者に屬すると同一の範圍即
ち權限と條件即ち相續にて讓渡すとか又は賣買するものにて第六百四十一條
の規定に從ひて被保險者より之を他人に權利を轉付することができまする一口に
言へば年金受取の權他人に讓渡し若くは賣買することができるといふまじ

第六百八十八條 總テ生命保險、病傷保險及ヒ年金保險ノ場合ニ於テハ被保險
者若クハ其權利承繼人ハ正當時期ニ豫告ヲ爲シタル後保險契約ニ從ヒ若クハ
第六百八十三條ニ從ヒ自己ニ屬スル 償還金ヲ受ケテ契約ヲ解除スル權利ヲ
有シ又ハ豫告ヲ以テ償還ヲ求ムルコトヲ得ヘキ利息附ノ預ケ金ニ其契約ヲ變
換スル權利ヲ有ス
保險料ノ不拂ハ保險者ニ於テ之ヲ契約解除ノ豫告ト看做スコトヲ得

クハ債權者
若クハ債務
者ノ終身ヲ
期シ又ハ第
三者ノ終身
ヲ期シテ之
ヲ設定スル
コトヲ得
此末ノ場合
ニ於テ契約
カ有償ナル
ハ其成立
ニ付キ第三
者ノ承諾ヲ
必要トス然
レトモ此承
諾前ニ弁済
シタル年金
ハ之ヲ取戻
スコトヲ得

問 生命保険病 症 保険及び年金保険の場合に償還金を受けて契約を解除せ
る權利がありませうか其權利の行爲方は如何

答 保険契約の解除の契約に従ひ若くは第六百八十三條の保険無効となる場
合に於ては之を解除することができませう其契約に従ひとは年金契約の如ク
或る期間を定めて契約したる場合をいひませう此契約に従ひ解除する權利あり
と雖も即時之を解除することはできぬものにして即ち正當なる時期に前以
て之を告げ而して後ちでなければ解除してできぬものなり併し無効となりたる
場合は格別であります契約を解除するときには償還金を受け且保険料を支拂
ふことは勿論なるべし

問 豫告を以て償還を求むるを得べき利息附の預金其契約を變換す
る權利を有すとは如何あることでありませう

答 利息附の預金と云無期年金にして此年金は貸借に等しく確定元資のある
ものにして利益は即ち其利子であります生命病傷の保険は第六百八十五條の
場合に從ひ被保険額の支拂に換へて年金の支拂ひ契約を變換することができ
る權利があるといふ義で云ります又保険料は支拂期間に支拂はねばならぬもの

ス
第六百六十七
條

終身年金權
ハ同時又ハ
順次ニ數人
ノ債權者ノ
終身ヲ期シ
テ之ヲ設定
スルコトヲ
得
此場合ニ於
テハ財產篇
第百條ノ用
益權ニ關ス
ル規定ヲ適
用ス
第百六十八
條有償ノ終
身年金ノ契

なれば保険料を拂はぬ者又保険者より契約を解除せしむる權利があるを以
て保險者お於て之を契約解除の豫告と見做すよとがござます

第六節 保險營業ノ公行

第六百八十九條 保險會社ハ官許ヲ受クルニ非サレハ其營業ヲ爲スコトヲ得ス

問 公行とは如何ある事を申しますか

答 公行は公行として官許を得て行ふを云ひませう保險會社と官許を受けねば
其營業を行ふことはできぬものであります

第六百九十條 保險會社ハ保險料其他ノ收入金ノ中ヲ以テ年年積立ヲ爲シ何時
ニテモ年年支拂フ可キ被保險額ノ少ナクモ平均ニ倍ニ滿ツル準備金ヲ設ク
ル義務アリ此準備金ハ十分安全ニ利用シ其證券ヲ裁判所ニ寄託スルコトヲ要
ス但之ヨリ生スル收入ハ會社ニ歸ス

問 其他の收入といふ如何なるものをいひませうか又安全に利用しどと如何

答 被保險者が保險者に損害を加へたる賠償金杯をいひませう安全に利用しど
と可成確實なることに使用して利益を得るやうにすることに其金は証券と
して裁判所に寄託することとします尤も此準備金より生る利益の收入は會社

約ハ其設定ノ爲メ終身ヲ期セラレタル人カ合意ノ當時ニ於テ既ニ死亡シタルトキハ當事者双方其死亡ヲ知ラストスト雖モ無効ナリ右ノ人カ合意ノ當事ニ於テ既ニ罹ル疾病ノ爲メ六十日内ニ死亡シタルハ其契約ハ當然之

のものとしす

第六百九十一條 保險會社ハ少ナクトモ毎年一回其年ノ收支一覽表及ヒ貸借對照表ヲ作りテ之ヲ公告シ且各社員及ヒ各被保險者ニ送達スル義務アリ

問 本條之如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條之保險會社が各社員及び各被保險者に對する義務の規定であります即ち保險會社と本條に記載する事項を怠りなく送達するべきなり

第六百九十二條 裁判所ハ何時ニテモ被保險者ノ申立ニ因リ保險會社ノ保險業

ノ現況、取引ノ實況、貸借ノ關係及ヒ會社カ保險業ヲ營ム原則チ一人若クハ二人以上ノ鑑定人チシテ検査セシメ其検査ノ結果チ被保險者ニ通知シ且公告スル權アリ其検査及ヒ公告ノ費用ハ裁判所ノ見込チ以テ右申立チ十分ノ理由アリトスルトキハ保險會社之ヲ負擔ス

行政官廳ハ亦其職權ヲ以テ検査チ行フコトヲ得

問 保險業を營む原則とは如何なることでありますか

答 保險營業を營むには定款の定むる所に從つて之をなすべきなり其定款に從ひ營む所を原則といひます裁判所より検査せしむるは原則に從つて營むやを檢

ヲ解除ス
第六百九十九條

無償ノ終身年金權ハ設定者ニ於テ之ヲ讓渡スコトヲ得ス且差押フルコトヲ得サルモノト定ムルコトヲ得ル右約款ハ設定証書ニ記入シタルニ非カンハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

查せしむるものであります而して裁判所は被保險者の申立に依りて之を検査せしむるものなれども行政官廳即ち府縣廳は其職權を以て検査を行ふことのできます

第六百九十三條 一部類ノ保險業ノ外ニ尙ホ他ノ部類ノ保險業ヲ營ム會社ハ各部類ノ保險業ヲ各別ニ營ミ又其各部類ニ生スル收入ハ專ラ其部類ノ爲メニ之ヲ積立テ及ヒ使用スルコトヲ要ス此規定ハ保險會社ノ破産ノ場合ニモ之ヲ適用ス其殘餘ノ財團ハ第四十五條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ分配ス可シ

保險業ノ外ニ他ノ業ヲ營ム會社ハ亦前項ニ準ス

問 一部類は如何なるものと云ひますか

答 一部類とは生命保險何々保險といふ義めて保險の一部類を指すことなり保險會社は一部類の外に尙ほ他の部類を兼ねて營むことが出来ます然して各部類の保險業を各別に營み總て混淆せぬやうにささねばなりません即ち各部類を生じまする利益即ち収入は専ら其部類の爲め之を積立使用することとしす其使用たる殘餘の財團は債權及び優先權ある債權を支拂ひて其他の債權者間に平等の割合を以て之を配當します而して保險會社は保險業の外に他の

シテ無償ニ
テ設定シタ
ル終身年金
權ハ當然讓
渡スコトヲ
得ス且差押
フルコトヲ
得サルモノ
ナリ
本條ノ規定
ハ贈與者ノ
利益ノ爲メ
贈與財産ノ
上ニ留存シ
タル終身年
金權及ヒ支
拂時効ノ至
リタル年金
ニ之ヲ適用
セス

業を営むことをせざることを

第六百九十四條 保險會社カ第六百九十三條乃至第六百九十三條ノ規定ニ背クト
キ又ハ被保險者總員ノ承諾ヲ得スシテ同業若クハ他業ノ會社ト合併スルトキ
又ハ被保險者ニ告知シタル保險業ノ原則ヲ變更シ若クハ事實上之ヲ犯ストキ
ハ各被保險者ハ豫告ヲ爲スコト無クシテ何時モ保險ヲ解除シ其拂込ミタ
ル現支拂期間ノ保險料總額ノ償還及ヒ拂込ミタル日ヨリノ法律上ノ利息ヲ
求ムル權利アリ

問 保險會社が第六百九十四條乃至第六百九十三條の規定に背くとは如何なる
点に背くことでありますか

答 第六百九十四條の場合には収入金の中を積立準備金を設くるの規定第六百九十
三條の場合と同く各部類に生ずる収入を専ら其部類の爲めに積立て及び之
を使用することをいひます

問 保險業の原則を變更し若くは事實上之を犯すとは如何

答 原則として定款又は法律に從ふをいひます其原則之後に至り之を變更し若
くは事實上即ち事業を営む上に於て之を守らぬ等のことあるときはといふ義

第七十條
終身年金權
ノ讓渡及ヒ
差押ノ禁止
ハ其一事ノ
ミヲ要約シ
タルトキト
雖田二事共
ニ存立ス
第二款終身
年金權ノ契
約ノ効力
第七十一
條
債務者ハ年
金權ノ設定
ノ爲メ終身
ヲ期セラレ
タル人ノ生
存中ハ其年

なり而して此保險會社は各被保險者於ては豫告を爲すものとなくして何時に
ても保險を解き其拂込ミたる現支拂期間の保險料の償還及び其利息を求む
る權利があります

第六百九十五條 保險會社カ將來ノ義務ヲ履行スル能ハスト豫知ス可キ取引ノ
實況ニ至リタルトキハ其會社カ未タ支拂ヲ停止セスト雖モ被保險者ハ破産宣
告ヲ求ムル申立ヲ爲スコト得

問 將來の義務を履行する能はずと豫知すべきとは如何なる事ですか

答 將來の義務を履行する能はずとは會社が資力なくして被保險者に對して
保險料を支拂及び損害を賠償し利息を拂ふやうな義務を履行ふことができぬ
と前以て知れざる取引の實際の狀況になりたることをいふものとになり保險會
社が斯様の姿とあるときは其會社の未だ支拂を停止せぬ中ニ被保險者と
損害を被ふらぬ爲めに破産宣告を求むる申立てを裁判所に爲すことと
る此規定は被保險者を保護の條項であります

第六百九十六條 保險會社ニシテ其本店ノ所在地外ニ於テ代辦人ヲ以テ保險契
約ヲ取結フ者ハ其代辦人ニ與ヘタル權限ノ如何ニ拘ハラヌ其契約ニ關シテハ

金權ノ年金
ヲ支拂フコ
トヲ要シ且
買戻ヲ爲ス
コトヲ得ス
但其買戻ニ
付キ特別ノ
合意アルト
キハ此限ニ
在ラス
第百七十二
條
年金ハ毎月
又ハ此ヨリ
長キ時期ニ
於テ其支拂
ヲ爲スヘキ
トキト雖モ
債權者日割
ヲ以テ之ヲ

代辨人ノ營業所ノ地ヲ管轄スル裁判所ノ裁判權ニ服從シ且其裁判所ニ差出
大可キ裁判上ノ代人ヲ定置シ義務アリ若シ之ヲ定置カサルトキハ其代辨人ヲ
裁判上ノ代人ト看做ス

問 其弁人は保險會社に於ては如何なる權限ありませうか

答 代弁人は第四百六條の規定に従ひ或營業者の代弁店の業務を取扱ふ爲め
に之を置くことができざるを以て保險會社ニ其本店の所在地の外ニ於て
代弁人を以て保險契約を取結ばせんと而して其代弁人と契約を取結ぶに付て
の權限は被保險者に對し契約の取結等其他總て保險者の代理を爲す權ありと
看做します且保險會社に於て代弁人ニ與へたる權限の如何に拘らざる其契
約に關しては代弁人の營業所の地を管轄する裁判所の裁判權ニ服從し且其裁
判所に差出すべし裁判上の代人を定置し義務があります若し之を定置かぬと
きは其代弁人を裁判上の代人と看做します

第六百九十七條 第六百四十五條ノ規定ニ從ヒ獨立シテ保險契約ヲ取結フ爲メ
内國ニ置キタル外國保險會社ノ代弁店ハ之ヲ支店ト看做シ支店ニ關スル一般
ノ規定及ヒ本節ノ規定ヲ適用ス

取得スル然
レトモ年金
ヲ前拂スヘ
キトキハ債
務者ハ既ニ
支拂時期ノ
始マリタル
全一期分ヲ
負擔ス
第百七十三
條
債權者ハ解
除ノ權利ヲ
留保セサル
トキハ年金
支拂ノ欠缺
ノ爲メ契約
ノ解除ヲ請
求スルコト
ヲ得ス只其

問 六百四十五條の規定とは如何なる場合を指しますか

答 他ノ地ニ置きたる代辨人又は外國營業者の内國ニ置れたる代辨人は被保
險者ニ對し總て保險者の代理を爲す權ありと看做すとの規定であります此規
定に従ひ内國ニ置きたる外國保險會社の代辨店は之を支店と看做し獨立して
保險契約を取結ばせませう且つ其支店に關する一般の規定及び本節の規定を適
用するものとします

第六百九十八條 本節ノ規定ハ一個人又ハ組合ニシテ保險營業ヲ爲スモノニモ
之ヲ適用ス

問 保險營業者一個人又は組合にても之を爲すことができませうか

答 然り其法は未だ日本に於て之れなしと雖も此方法は一個人たる者は其
良方法なりと思惟ますときは互相の保險契約を爲すの自由を有するが故に法
律上之を規定し置くに最も其の宜しきを得たるものであります

第十二章 手形及ヒ小切手
總則

第六百九十九條 手形ハ或ル金額カ相違ナシ支拂ハル可キ旨ヲ明記シ指圖式又

債務者ノ財産中ニ於テ年金ヲ受クルニ足ルヘキ部分ヲ差押ヘ之ヲ賣却セシメ其賣却代金ヨリ生スル利息ヲ以テ年金ノ支拂ニ充ツルコトヲ得但他ノ債權者ノ競取ヲ拒ムトテ得ス終身年金權ヲ無償ニテ設定シ又ハ贈與若シハ遺

ハ無記名式ニテ發行スル信用證券ニシテ合法ノ原因ヲ當然含有スルモノナ

問 手形と申すものは如何なる性質のもので用いますか

答 手形とて一般流通する處の信託証券にして總体から申すと手形は必ず或る金額を間違なく拂渡すと云ふことを記入し前に述べましたる指圖式よても又之無記名にても發行して遠方の取引又は一般商取引上の便益を以て目的としす故に手形と十分信用がなければなりません且合法の原因を當然で含有するものであります

第七百條 商ヲ爲スコトヲ得ル各人ハ爲替義務ヲ負フコトヲ得

問 爲替義務とは如何なるもので用いますか

答 爲替は自身一己の爲めばかりでありませぬ商業家も多く之を行ふものでもありますれに相互の便宜融通法にして商を爲す各人は爲替義務を負ふことのできます扱爲替の字義と甚だ廣さが故に金貨を以て銀貨に替へ金銀貨を以て紙幣と交換する所謂の爲替も亦此文字に含まれます又同一の市場内に於て支拂をする手形と現金との交換をも包含する然れども只今申す所の即ち本章に規

贈ノ元本ノ上ニ留存シタルトキモ亦右ト同一ニ支弁ス第百七十四條 終身年金權ノ債務者ハ年金權ノ設定ノ爲メ終身ヲ期セラレタル人カ支拂ノ時期ニ生存セシコトヲ債權者ヨリ生存認證書ヲ以テ証セテレサルトキハ

定する所の手形とは市場内に於て支拂を爲すべき手形と現金の交換でありませぬ例へて東京の商人甲が大阪の商人乙に支拂ひまする金圓あるに付し現金を以て送付るは煩としければ東京の或る銀行に其乙に支拂まする金圓を拂込み而して東京銀行は其取引先たる大阪の銀行に付て甲の名を以て爲替手形を送付るものとす甲は乙に向ひ同文の爲替を振込み乙は之を以て支拂者たる大阪の銀行より記入の金圓を受取るあり此は普通爲替の方法にて夫より生ずる義務を爲替義務と申して振出人即ち東京の甲と義務の第一にして約束の期限内に仕拂人をして約束金圓を支拂はさせること第二の義務は其期限前に仕拂人に其手形を送付り支拂を承諾させる義務で用います

第七百一條 手形ニ爲替無能力者ノ署名アルモ其他ノ署名ノ効力ハ此カ爲メニ妨ケラルルコト無シ

問 無能力者とは如何なるもので用いますか

答 無能力者とは幼者又は後見人を免れぬ未丁年者夫ある婦其他禁治産者風癲白痴等といひます此等の者は商取引を爲すことの能力なきをいひまするに後見を免れたる未成年者又夫ある婦は夫の承諾を得て商取引を爲すこ

其年金ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得」此認証書ハ其人ノ現住地ノ受持公証人又ハ身分取扱人之ヲ交付ス
第三款終身年金權ノ消滅
第七百七十五條
有償ノ終身年金權ノ債務者カ年金支拂ノ爲メ諾約シタル擔保ヲ供セ

どのでざる場合があります之等の者の名前が手形に記入してあると法律に於て其効力なしと認めます故に其無能力者の署名は其他の署名する人の權利義務を増減とすることもなく又其手形を其が爲に無効とあるよともありませぬ一口お言へば無能力者の名を記したる手形と恰ど白紙と同じものと云ふ義であります

第七百二條 手形ノ要件ヲ外觀ノ爲メニノミ記入シタル手形ハ其情ヲ知リタル者ノ爲メニハ之ヲ手形ト看做サス

問 外觀の爲のみ記入したるものは如何なる事を申しますか

答 御尋の義は畢竟無益の事項を記入することにて他人を購着す爲めに例へば金圓を記入するに百圓と記入するに五百圓と記載するが如く全く事實上に相違とることの記入なり此等の事項を記入したるものは其爲したる者の情を知りたる者の爲めには之を手形と見做しませぬ

第七百三條 他人ヨリ特ニ委任ヲ受クルコト無ク又ハ代理ノ事實ヲ明記スルコト無クシテ他人ノ爲メニ手形ニ署名スル者ハ此ニ因リテ自己ニ責任ヲ負フ

問 本條は如何なる場合を規定したるものであります

ス又ハ供シタル擔保ヲ減少スルトキハ債權者ハ契約ノ解除ヲ請求スルコトヲ得但既ニ取得シタル年金ヲ返還スル責ナシ贈與又ハ遺贈ノ元本ニ上ニ留存シタル終身年金權ノ債權者モ亦右ト同一ノ權利ヲ有ス右ノ解除ハ年金權ノ

答 本條は他人より別段委任をも受けず又自分他人の爲めに代理すると云ふ事柄をも明記せずして他人の爲めに手形に己の名を記入するものは自己の身に其手形より生ずる責任を尽さねばならぬとを規定したる條文にて即ち他人の責任を自分が負担するものを申します

第七百四條 手形ノ受取人ハ直チニ振出人ニ對シ又其後ノ各所持人ハ其前者ヲ經由シテ振出人ニ對シ番號ヲ記シタル同文ノ手形數通ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

手形ノ各所持人ハ需用ニ應ジテ自ラ手形ノ贖本ヲ作ルコトヲ得

問 本條の意義理由は如何なる事であり且同文の手形とは如何

答 同文の手形とは同じ記入の手形にて之を調製する所以は第一お遠國へ送付べしとて數枚の手形を數人又は數多の方法にて送付れを紛失する危険を免れること第二には若し振出人の指圖にて拂渡すべき手形の場合は先振出人と二枚の同文手形を製して一枚を支拂人の地の銀行者に送り其銀行をして支拂人の承諾を受けさせ且又銀行と之を保存して他日他の一枚を持參して來るを待つ而して他の一枚は振出人より受取人に送付て受取人は銀行へ受取に出

設定ノ爲メ
終身ナ期セ
ラレタル人
カ確定判決
前ニ死亡シ
タルトキハ
之ヲ宣告セ
ス
第百七十六
條
普通法ニ於
テ許シタル
銷除及ヒ廢
罷ノ原因ハ
終身年金權
ニ之ヲ適用
ス終身年金
權ハ此他尙
ホ更改合意
上ノ免除混

る期様の方法に依れば手形發行の便利とあり又は手形の紛失を免れることが
で死すする而して同文手形に番號を記載するも同文手形二枚を發行する場合
に於て各獨立の効力ある手形と思はさず弊害なきやきにする爲めにして第一
を以て拂渡を受るときと第二と無効たる旨を記入せねばなりませぬ而し
て本條の意義を摘みて右等の弊害を避けん爲めに手形の受取人振出人に對し
又後の所持人は自己に渡せし前者に對して前者と又振出人に對し各其順序を
正しくして同文手形の送付を求むることがで死るを申す第ニ項は手形を所
持して居る各人と他人の需用を應じて自分に手形の謄本を作ることができま
することの規定でふいませ

第七百五條 手形ハ其旨趣ニ因リテ直接ニ義務ヲ負ハシム但法律又ハ商慣習ニ
依リテ例外ト爲ス可キモノハ此限ニ在ラス

問 手形の旨趣に依て直接ニ義務を得るとは如何なる意味でありますか

答 手形の旨趣とは記入の事項より申すとあて手形には其振出人又ハ發行
の趣意を記載するものであります手形面に記入したる事柄に就ては直接ニ義
務を負はします左れども別段に法律で定め又は商業の慣習に依りて此例に當

てはめることができぬ場合もあれば此場合には一概に此條文を以て論するこ
とではできませんなり

第七百六條 法律上ノ要件ヲ掲ケタル手形又ハ其要件ト共ニ違法ノ事項ヲ掲ケ
タル手形又ハ旨趣カ互ニ抵觸シ其抵觸ヲ法律ノ許セル方法ヲ以テ取除シコト
ヲ得サル手形ハ無効ナリ

問 法律上の要件を掲げざる手形又は其要件と共に違法の事項とは如何

答 法律上に定められたる要件とて即ち振出の年月日地名、金額、支拂人の氏
名、受取人の氏名等の要件を法律上に定めたる通りに記入しの場合をいひ其
要件と共に違法の事項とは其記入の方法即ち要件の記載を掲げたるも法律の
示せるものお背きたる事を記入たる手形をいひます

問 旨趣が互ニ抵觸しとは如何ある事を申しますか又法律の許せる方法とい
如何

答 旨趣が互ニ抵觸するとは例へば爲換手形に振出の年月日を記載して所持
人に支拂ひまする満期日を記載するに振出の月日より満期日を計算すれば大
に抵觸する所がある如く此等の事項と就より見るも一方が抵觸るときと互に抵
觸しまする又無記名の方法もあれを指圖式の記載方もあり相抵觸するが如し

同時効及ヒ
要約シタル
受戻ニ因リ
テ消滅ス然
レトモ終身
年金權カ第
百六十九條
及ヒ第百七
十條ニ從ヒ
法律又ハ人
爲ニヨリテ
讓渡スコト
ヲ得ス又ハ
差押フルコ
トヲ得サル
モノナルト
キハ其年金
權ハ時効ニ
罹ラス如
何ナル場合

ニ於テモ年
金ハ支拂時
期後五ヶ年
ニシテ時効
ニ罹ル

又法律の許せる方法を以て取除くことができると例へば只今述べましたる日附の紙觸ある場合に於て七百二十六條の規定の如く爲替手形は満期後と雖も裏書讓渡を爲すことを得と此規定を以て一方の満期日ハ紙觸する場合を取消すことができずるが如きをいひます

終身年金權
ハ其設定ノ
爲メ終身ヲ
期セラレタ
ル人ノ死亡
ニ因リテ消
滅ス但第百
六十八條ノ
規定ヲ妨ケ
ル然レモ
終身ヲ期セ
ラレタル人
カ債務者ノ

第七百七條 手形上ノ重要ナル附記ハ法律上ノ要件ニ適スル手形ノ旨趣ノ効力ヲ妨クルコト無ク又爲替上ノ義務ヲ生セシムルコト無シ

問 手形上ノ重要ならざる附記とは如何なる事項を申しますか

答 重要である附記とは先づ法律にて定められたる重要な事項より申さる手形面の記入即ち拂込の年月日又其金額、支拂人の氏名等と必らず記入すべき重要な事項なれども是れ等の必要ある記入ハ附屬して手形に對して關係淺き記入の即ち爲替手形など於ては報知に依りしか又は報知を待たす等の文字ヲ附記することありませぬ此等の事ハ有用の時もあれども重要なことではなくして法律上の要件ハ適ひたる手形の旨趣即ち記入してある條件の性質を妨けることありませぬ且爲替取組ニ付て義務を生ずることもなく總て手形に對しては責任ある文字であります

責ニ歸スヘ
キ不正ノ原
因ニ由リテ
死亡シタル
場合ニ於テ
其年金權ヲ
有償ニテ又
ハ贈與若ク
ハ遺贈ノ負
擔トシテ設
定シタルシ
トキハ其契
約又ハ惠與
ハ之ヲ解除
ス且債權者
ハ既ニ支拂
ヒタル年金
ヲ取戻サス
シテ其取得
シタル財産

第七百八條 偽造又ハ變造ノ手形ハ手形トシテ其効力ヲ有ス然レトモ偽造、變造

ニ因リテ義務ヲ生スルコト無ク但一旦生シタル義務ハ變更セサルモノトス
偽造、變造ニ付テノ異議ハ其偽造、變造ヲ爲シタル者又ハ其情ヲ知リテ手形ヲ取得シタル者ニ對シテ之ヲ起スコトヲ得

問 偽造又は變造とは如何なる事ですか又手形として其効を有すとは如何

答 偽造とは手形の全体を摸して造りたるものにして變造とは其一部分を變更する義即ち年月を變更又金額を増減したることをいひます又手形として其効を有すとは手形を偽造變造したるときに於ても其手形は手形としての効を有て人に見せても毎時其手形たることは承認すべしといふこと然れども本條の規定に依れば偽造變造に因りて義務を生ずるものはありませぬ例へば二百圓を三百圓と變更して記載するを三百圓の義務を生ずることなし矢張二百圓の義務を履行すれば宜しとす此二百圓の義務一旦生じたるものなれば何處までも變更することはありませぬ故に但當に一旦生じたる義務を變更せざるものとすと揭げてあります

第二項の意義は偽造變造に付ての苦情は其偽造變造を爲したる者又其情を

ヲ返還スル
 コトヲ要ス
 一右ト同一
 ノ死亡ノ場
 合ニ於テ其
 年金權ヲ直
 接ニ贈與シ
 又ハ遺贈シ
 タリシトキ
 ハ年金ノ支
 拂ハ裁判所
 カ終身ヲ期
 セラレタル
 人ノ生命ノ
 繼續期ト推
 測スル期間
 之ヲ繼續セ
 シム

知りて即ち偽造變造のものといふことを知り乍ら手形を受取所持しある者に
 對して之を起すことができるものとしませす

第七百九條 爲替義務ハ其負擔ニ關シテハ手形ニ記載シタル地ノ法律ニ從ヒ若
 シ其地ヲ記載セサルトキハ債務者ノ住所ノ法律ニ從ヒテ之ヲ定メ又其履行ニ
 關シテハ履行ヲ爲ス可キ地ノ法律ニ從ヒテ之ヲ定ム
 爲替上ノ權利ヲ行使シ及ヒ保全スル爲メニスル行爲ハ其行爲ノ地ノ法律ニ從
 ヒテ之ヲ爲スコトヲ要ス但手形ニ其他ノ地ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

問 本條は如何なる意義理由でムいませすか

答 本條之爲替義務の履行は其土地の法律に從はしむることを規定したるも
 のでムりませす之を分て三様としませす先づ爲替義務の負擔するに付て起る處の
 件に就て手形面に記載してある土地即ち振出地の法律の支配を受け又記載
 ない時ハ債務者即ち振出人の住居する土地の法律に從ひ又此義務を履行しま
 する時に於ては其履行する土地の法律に從ひませすを規定してありませす

又第二項には爲替上の權利即ち債權者は債務者に對して有してたりませす處の
 總の權利を行ふ又は其權利を安全に保つ爲めおする行爲と其行ひませす土

第八章 消費貸借及

ヒ無期年金
 權
 第二節
 無期年金權
 ノ契約
 第九十一
 條
 貸主ハ元本
 ノ要求ヲ爲
 スコトヲ自
 ラ禁止シ年
 金ノミヲ受
 取ルコトヲ
 要約スルコ
 トヲ得之ヲ
 無期年金權
 ノ設定ト謂
 フ
 此禁止ハ明
 示ナルカ又

地の法律に從ひ其權利を行ふまじしませす尤手形ハ其他の地を記載してあ
 る如きは此規定に從ふに及びませぬ

第七百十條 手形又ハ小切手ノ占有者ニシテ正當ノ方法ニ依リ且甚シキ怠慢ニ
 出テスシテ之ヲ取得シタル者ハ其手形又ハ小切手若クハ其代金ノ引渡ノ請求
 ニ應スル義務ナシ但占有者カ手形又ハ小切手ノ引渡ヲ求ムル訴ヲ起シタル場
 合アルニ當リ之ニ對シ抗辨ヲ爲シ得ヘキ事實ト同一ノ事實ニ因リテ請求セラ
 ルルトキハ此限ニ在ラス

問 手形及び小切手の占有者とは如何なるものでムりませすか

答 手形及び小切手の占有者とは權利上占有する者のもとにて例へば手形所
 持人債務上債權者へ手形を取寄せられし場合ハは債權者は即ち占有者であり
 ませす

問 正當の方法に依り且甚しき怠慢に出ずとは如何なる事でムりませすか

答 正當の方法とは法律規則に定むる所又ハ商慣習に從ふをいひ且正當の方
 法でなくとも其手續上別段怠慢なく相當の場合に取得したる者をいひませす

問 本條但書の意義理由は如何なる事でムりませすか

ハ明カニ事
情ヨリ生ス
ルコトヲ要
ス
第百九十二
條
無期年金ノ
債務ヲ負擔
スル借主ハ
如何ナル反
對ノ合意ア
ルモ常ニ其
受取タル元
本ノ辨濟ヲ
爲スコトヲ
得
然レトモ借
主ハ十ヶ年
ヲ超エサル
或ル時期前

答 占有者は正當の方法且甚しき怠慢より出でせしめて之を取戻したる者其
手形又小切手若くは其代金の引渡の請求に應ずる義務をなしとしまするも
此の占有者よまて手形又は小切手の引渡を求めまするお付て訴を起したる場
合がありまるとさわ之に對して抗弁ことのできる事實と同一の事實に因り
て請求せらるゝとき即ち第七百六十四條の場合の満期の時又後に於て爲替
手形上の正當の所持人に爲す支拂其所持人が破産宣告を受けたるとき及び
第七百六十六條の爲替手形に付き自己の所有權を疎明し且裁判所の命令を受
ける者其判決の確定前擔保を供して爲替金額の支拂を求め又担保を供せ
ずして爲替金額を供託所寄託するを求むることかできる場合引渡の請求
に應ずる義務なしとは一概に申すことできませぬ
第七百一十一條 盜取セラレ又ハ紛失シ若クハ滅失シタル手形及ヒ小切手ニ付テ
ハ第四百三條ノ規定ヲ適用ス
本條は別段質問することはありません故に之を畧します
第七百二十二條 爲替手形ノ引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル爲替上ノ請求
權ハ満期日ヨリ起算シ三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹リ又所持人若クハ裏書讓渡人ヨ

ニ辨濟ヲ爲
ササルヲ約
スルコトヲ
得
右期間ハ常
ニ之ヲ更新
スルコトヲ
得然レトモ
亦十ヶ年ヲ
超ユルトキ
ハ十ヶ年ニ
短縮ス
辨濟ハ反對
ノ合意アラ
サルトキハ
全部タルコ
トヲ要ス
債務者ハ六
ヶ月前ニ辨
濟ヲ爲ス意

り振出人若クハ前裏書讓渡人ニ對スル償還請求權ハ拒證書ヲ作りタル日
若クハ請求ノ通知ヲ爲シタル日ヨリ三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹ル
時効ハ訴ヲ起シ其他各箇ノ裁判上ノ手續ヲ爲スニ因リテ中斷セラレ又裁判所
ノ判決ニ依リ又ハ書面ニ明示シテ債務ヲ承認シ斯債務ト爲シタルニ因リテ消
滅ス
問 本條は如何なる事項を規定したるものでムリですか
答 本條は爲替より生ずる義務の請求權が何時まで効力ありませるか其時効を
定めたるものでありませぬ爲替手形の引受人又は約束手形の振出人に對して爲
替上の義務を執行ふことを請求する權利がありませぬと支拂期日の満期になり
たる日より算起して後三ヶ年を以て時効に罹りて期限が満ちます又手形所持
人若くは裏書讓渡人より振出人若くは以前の裏書讓渡人に對して償還請求權
は拒證書を作りたる日か又は償還請求の通知を爲したる日より三ヶ年にて
時効に罹ると云ふ意義でムリです
問 時効の中斷とは如何なる事を申しますか
答 中斷とは今五年の時効の満るも其時効に罹る事件が請求へられたるとき
は時効の經過を中斷其經過を一新しするを云ひます故に時効中斷の原因

思テ債權者ニ預告スルコトヲ要ス但當事者ニ於テ他ノ期間ヲ定メタルトキハ此限ニ在ラス債務者ハ自己ノ定メタル時期ニ於テ辨濟ヲ爲ササルトキハ其損害賠償ノ責ニ任ズ然レトモ辨濟ノ強要ヲ受クルコト無シ但更改アリタル

は訟求被告を曲者とすの言渡及別の証書に依ります自認とに在ります
本條第二項は時効の中断せらるゝ時を又消滅する場合を定めたるものにして時効の中断に在て即ち訴訟を起し又は其他種々の裁判上の手續を爲す且因りて中断せられ即ち訟求久しく續きて後に被告が曲者なりと判決せられたる場合の如きに於て之を全く其訟求の有効を中断なく訟求ありと云ひまするが故に其訴訟繼續する限りは絶えず中断の効力を生じまする故に何年過ぐるも新時効の成就る憂はありませぬ然れども其訟求を棄却せしめ又は書面に明かじ其債務を新債務となしたるとき即ち其時効は消滅しまする
第七百十三條 一覽拂又ハ一覽後定期拂ノ手形ニ在テハ時効ハ呈示ニ付キ規定セラレタル期間ノ滿了ヨリ始マル但其滿了前ニ呈示ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

問 一覽拂と如何なる事なるや又其手形と如何なるものでありますか

答 一覽拂とは其手形を一覽すると同時に支拂ふべきものをいひます然るに一覽後數日にして支拂ふことあるを定期拂といひます一覽後數日又は數月の終り仕拂ひまする手形と云ふ所持人に於て其手形を仕拂人へ提出したる日より

トキハ此限ニ在ラス
第九十三條

債務者ハ財產編第四百五條第一號乃至第三號ニ依リテ尋常ノ債務者カ權利上ノ期限ノ利益ヲ失フ場合又ハ合式ノ付遲滞ヲ受ケタル後引續二個年間年金ノ辨濟ヲ欲キタル場合ニ於テ

數日又は數月の終りに支拂ひまする手形を云ひます若し一覽拂又は一覽後定期限の終りに支拂ひまする手形なるるとき其手形の支拂を受け又は其期限を経過せしむる爲め一般に其日附より三ヶ月内に之を支拂人へ提出さねばなりません而して一覽拂の手形は小切手の如きものを云ひます

第七百十四條 手形ヨリ生スル請求權ヲ時効ニ因リ又ハ法律ニ規定シタル行爲ヲ怠リタルニ因リテ失ヒタル者ハ其失ヒタルニ拘ハラヌ支拂人、振出人又ハ裏書讓渡人ニ對シ此等ノ者カ支拂ハサル爲替資金若クハ取戻シタル爲替資金ニ因リテ己レノ利シタル限度ニ於テ右請求權ヲ主張スルコトヲ得第七百十一條ノ場合ニ係ルモノト雖モ亦同シ

問 請求權を時効に因り又は法律に規定したる行爲を怠ると如何

答 時効に因り又ハ法律の定めたる行爲即ち債務者をして義務を執行はしめする適當の方法例へば權利者の其權利を行はんとするに其權利を行ひまする土地の裁判所の管轄を受けませる規則を遵守を怠りました爲め手形より生じませる權利義務を執行を請求せる權を失ひたるものは其失ひたる拘はらき支拂人、振出人、及裏書讓渡人へ對して其人々が支拂を爲さぬ爲替資金又は

ハ元本辨濟ノ強要ヲ受ク

此末ノ場合ニ於テ裁判所ハ財産編第四百六條ニ從ヒ債務者ニ恩惠上ノ期限及ヒ分割辨濟ヲ許與スルコトヲ得
第九十四條
前二條ノ規定ハ不動讓渡ノ代價若クハ條件トシテ設定シ

取戻したる爲替資金を以て己れを利益したるときは利益の多少に應じて其請求權即ち奪はれし利益の返却を求むることを主張することができまする様なものでありまする

第七百十五條 總テ手形ニ署名ナ爲シタル者ハ此ニ因リ連帶シテ義務ヲ負擔ス然レトモ此連帶義務ハ及義務者ニ於テ特立ノモノトス爲替ノ訴ハ其總員ニ對シ又ハ其一人ニ對シテ之ヲ起スコトヲ得

第一節 爲替手形

第一款 振出

問 手形の署名と連帶して義務を負ひまする理由と如何

答 連帶して義務を負担さしますると手形の支拂を確實ならしめて以て其信用を増加し其流通を容易ならしむる爲め法律に於ては其手形に振出し裏書し又引受を爲したる者之皆其所持人に對して連帶担保の義務を負したるものであります故に若し支拂人之が引受をさせぬと況は所持人に於て其振出人又と裏書人の各自又同一を相手取り之が請求を爲すまどができません右の如く所持人と各自に對し全部の請求を爲すことができるも其連帶責任は

又ハ無償ニテ設定シタル無期年金權ニ之ヲ適用ス
右號ノノ場合ニ於テモ辨濟ハ當事者ノ評定シタル元本ナ以テ之ヲ爲シ又元本ノ評定ナキトキハ法律上ノ利息ノ割合ニ從ヒテ計算シタル年金ヲ生ス可キ元本ヲ以テ之ヲ爲

之を民法に規定する所の完全の連帶とは云はれませぬ何となれを手形署名者の連帶義務に於ては其連帶義務者の各人に對して請求すべき期限同一の日時即ち拒み証書を取りたる時より起算するものなれを其一人に對して爲したる請求は其期限を延期するまとなさまとを知るへさか故に不完全の連帶といふ問 各義務者も於て特立とは如何なる事でムりますか答 只今述べましたる通り不完全の連帶にして連帶して義務を負担する場合に於て其連帶義務を負担して且つ之を償還するに連帶者一時に此の義務を分担して償還することおして例へば振出人に於て義務償還を終ることできぬときと引受人のお代ると云ふが如く各連帶義務を有しなから其義務の償還に於ては特立するものといふことでムります

第七百十六條 爲替手形ニハ左ノ諸件ヲ明瞭詳密ニ記載スルコトヲ要ス

- 第一 振出ノ年月日及ヒ場所
- 第二 爲替金額但文辭ヲ以テ記ス可シ
- 第三 支拂人ノ氏名
- 第四 受取人ノ氏名又ハ其指圖セラレタル人若クハ所持人ニ支拂フ可キ旨

及ヒ満期日迄ニ支拂地

第五 爲替手形ト引換ニテ支拂ヲ爲ス可キ旨

第六 振出人ノ署名、捺印

問 爲替手形と如何なる性質のものを申しますか

答 爲替手形と振出人が支拂人より對し其振出の場所より或他の場所に於て或金額を受取人又は其指圖人に拂渡しする指圖を記載したる証券をいひ升而して爲替手形は調製する場所の法律に於て定めたる法式を遵守へざるを原則とします而して其法律は支拂地の法律に反對する所ありと雖も差違へはありませぬ

問 本條第一より第六に至るの規定と如何のことでふりますか

答 爲替手形にて振出したる年月日を記載せねばなりませぬ而して此年月日を記載する所以は第三の場合が有ります第一手形振出人は其振出の時於て之を振出しする能力がありしや否を知る爲めあり第二家資分散を爲さんとする商人をして手形を振出して以て其債權者を害することのできぬ爲め亦之を記載するものとします第三手形の支拂期限の起算方を知る爲め

ある之を引用とします又場所を記載する或場所より於て或金額を付與へ或他の場所に於て或金額を受取へき者でありませぬ故に振出の場所を記載す

第二支拂ふべし金額を記載するものと金額でない他の物件例へて米麥等の如き者と爲替契約の目的物件とあらねばなり但文辭を以て記載するとは單金何百何十圓と記載せしめて何々の事項に付き金何百圓を支拂ふべきと文章にあらやうに記載します

第三支拂人の氏名を記載するものは此支拂人に於て支拂を爲すを定めとしませぬ且此支拂人は振出人より他の人ではなければなりませぬ若し然らざして振出人及支拂人同一なるるときは例へば甲東京乙に對し或時期に大阪にて金若干圓を拂ふべきことを約束するときは爲替契約なる者あるも其事に付証券を交付たりとて爲替手形ありと云ふことはできませぬ此手形と只約束手形の一種までのものでありますれをなり

第四支拂の時期を記載するものと爲替手形支拂の時期は其手形の日附より數日數月の後でなければなりませぬ又は一覽の時即ち其手形を支拂人の許に提出したるときでなければなりませぬ或一覽の後數日數週又數月の終り

あても宜し又其指圖せられたる人名を記載するは若し手形よ於て或價額を受けたるよと記載するも何人に支拂すべきやを記載しませぬ時即ち若し甲より金錢にて價額を受けたり金一千圓を拂渡すべしと記載したると死と如何すべきやを知ることができませぬ故なり第五第六は別ふ説明を要しませぬ

第七百十七條 振出人ハ爲替手形ヲ自己ノ指圖ニテ振出シ又ハ振出地ニ非サル地ニ於テ支拂ヲ爲ス可キトキハ自己ニ宛テ振出スコトヲ得

問 本條は如何なる事項を規定したるものでムリますか

答 爲替手形を振出すには自己の姓名を記載して振出し又は爲替手形と或人に對して之を振出し而して其人でない他の第三者に住所に於て之を支拂ふことを定むることのできます此時には自己に宛て振出すことができずることを規定したるものでムリます

第七百十八條 爲替手形ノ金額二十五圓以上ナルトキハ無記名式ニテ振出スコトヲ得

本條ハ別に説明を要することなきを以て之を略す

第七百十九條 満期日ハ定マリタル日又ハ日附ノ後定マリタル期間又ハ一覽ノ

時又ハ一覽後定マリタル期間ニ於テノミ之ヲ定ムルコトヲ得

問 本條は如何なる事項の規定でムリますか

答 本條は爲替手形支拂の満期日を規定したるものでムリます前よ述べたる如く爲替手形支拂の時期は其手形の日附より數日數月の後であります又は一覽の時即ち其手形を支拂人の許に提出したる時なるべく或は其一覽の後數日又數月の終りたること或は又一定の期日に之を支拂ふに豫定することができする支拂の時期と正確之を一定するをのしします故或人の死法又は或未必條件成就たる時を以て支拂の期日としたる手形は之を爲替手形といふことのできませぬ

第七百二十條 爲替手形ニ満期日ヲ記載セサルトキハ其手形ハ一覽ノ時ニ満期ト爲ル

本條は別に説明を要するよとありませぬを以て之を略します

第七百二十一條 支拂人ノ住地又ハ其他ノ地(他所拂爲替手形)ハ支拂地トシテ之ヲ記載スルコトヲ得他ノ地ヲ記載シタル場合ニ在テ爲替手形ニ支拂ノ爲メ他人(他所拂人)ヲ明記セサルトキハ支拂人ハ其記載シタル地ニ於テ支拂ヲ爲

スコトヲ要ス

問 本條は如何なる意義理由でムリですか

答 本條は支拂人の住所の記載の事を規定したるものにして例へば支拂人大阪に住居し支拂地を他の地即ち京都あて支拂することを記載したる場合に於て爲替手形に他所拂人を明記させぬときは支拂人之京都に於て支拂を爲すものとします

第二款 裏書

第七百二十二條 爲替手形ノ受取人及び其後ノ各所持人ハ若シ其手形ニ反對チ明記セサルトキハ裏書ヲ以テ之ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得

問 裏書とは如何なるものでムリですか

答 裏書とは爲替手形又と約束手形を移轉す處の証書であります之を裏書と申します所以は手形の裏面に記載する故であります而して裏書に三種ありまゝと第一所有權を移轉すへは裏書又は之を適法の裏書といひます第二委任の裏書之を不適法の裏書といひ第三担保の裏書であります
爲替手形の受取人及び其後の各爲替所持人ハ若シ其手形に反對の事項を明記

せぬときは裏書を以て之を他人に轉付すること即ち讓渡等のことと爲す

第七百二十三條 裏書ニハ其年月日、場所、裏書讓渡人ノ署名、捺印及び裏書讓

受人ノ氏名アルコトヲ要ス然レトモ白地ニテモ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

問 本條の意義理由は如何なるものでムリですか

答 本條は裏書に記載します事項を掲げたるものでムリです即ち其裏書讓渡を爲すに其年月日場所、裏書讓渡人の署名、捺印及び裏書讓受人の氏名を記載するものとします然れども此等の事項を記載せず白地にても之を裏書讓渡を爲すことができます

第七百二十四條 裏書ニハ其日ヨリ前ノ日附ヲ爲スコトヲ禁ス之ニ違フトキハ偽造、變造ノ刑ニ處ス

問 前日の附を爲すと禁ずると如何なるものでムリですか

答 裏書は其日附を其裏書より以前に繰上ることができぬと規定したるものでムリです若其日附を繰上るとときは偽造の罪とあります此偽造罪は一般の偽造罪の例外的場合であります然れども此偽造罪を構成には刑法の原則にして悪意と害との生じなければ此偽造は罪とありませぬと思ひますが如何

第七百二十五條 無記名式ニテ振出シ又ハ白地ニテ裏書讓渡ヲ爲シタル爲替手形ハ交付ノミヲ以テ之ヲ轉付スルコトヲ得

問 本條は如何なる意義理由でふりませすの

答 本條は理の最も視易ことで即ち無記名式にて振出人の名前を記さず又は白地にて裏書讓渡を爲したる爲替手形は交付即ち手渡ししたるばかりで之を讓渡と爲すまどがでさまとは他は手續の爲すべきやうなけれをなり

第七百二十六條 爲替手形ハ滿期後ト雖モ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得又代理若シハ擔保ノ爲メ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

問 滿期後ト雖モ裏書讓渡を爲すことを得るの理由は如何

答 本條の理由と期限後ト雖モ拒み証書を取りたるに於て又若し之を取りませぬも支拂人に於て引受を爲し其支拂を拒むるとき又は振出人資金を交付さぬとす杯の場合に於ては其手形は矢張他人に移轄する價值ありまると且法律に於て期限後の裏書を禁制することはありませぬ故なり

第七百二十七條 支拂ノ爲メニスル呈示及ヒ拒證書ノ作成ヲ事情ニ因リテ正當時期内ニ爲スコトヲ得サル爲替手形ノ裏書讓渡ハ滿期後ノ爲替手形ノ裏

書讓渡ニ同シ

問 拒み証書と如何なるものでふりませすか又本條の意義は如何

答 拒み証書と爲替手形の支拂人が其手形を引受け又支拂を拒みたることを表明と爲め其手形の所持人の請求に依て作りませす証書をいひませす拒み証書と二種あり曰く引受拒み証書曰く支拂拒み証書是れなり本條と支拂の爲めにする呈示及び拒證書を作成を成るまどのでさかい場合に因りて正當時期内に爲すことができないう爲めに爲替手形の裏書讓渡と滿期後の爲替手形裏書讓渡と同様にしませすと云ふの規定であります

第七百二十八條 滿期後ノ爲替手形ノ裏書讓渡ハ其裏書讓渡人ノ權利及ヒ義務ノミテ裏書讓受人ニ轉付スルモノトス然レトモ裏書讓受人ハ滿期後ニ爲替手形ノ裏書讓渡ヲ爲シタル各人ニ對シテ如何ナル方式ニモ羈束セラレズ且獨立シタル償還請求權ヲ取得ス

問 本條と如何なる事を規定したるものでふりませすか

答 本條と期限後の爲替手形の裏書讓渡は其裏書讓渡人の權利及び義務ばかりを裏書讓受人に轉付するものとします權利及び義務とて其手形の所有權と之

を支拂ふ義務との事をいひます然れども裏書譲受人は満期後ハ爲替手形の裏書譲渡を爲したる各人即ち裏書譲渡は一人に限りなすものでなく數人に譲渡すものあれば此等の關係ある各人に對して如何なる他ハ裏書譲渡の方式がありて之爲めに羈束することはありませぬ即ち差支なしとしはす且獨立して償還請求權を取得しやす

第七百二十九條 代理ノ爲メ又ハ擔保ノ爲メニスル裏書譲渡ハ其目的ヲ爲替手形ニ記載セサルトキハ第三者ニ對シテ眞ノ裏書譲渡ナリ

問 代理の爲め又は擔保の爲めにする裏書譲渡は如何なることですか如何

答 代理の讓渡と委任として裏書譲渡を爲すことがありませぬ委任を受けたる者を代理者といふ擔保の裏書とは引受人の爲めに擔保を爲すことがありませぬ此種の裏書に於ては擔保として此手形を交付することを記載せねばなりませぬ而して委任の裏書には價額即ち金額を受けたることを記載せませぬ何となれど其裏書の當時に在ては裏書人ノ代價として毫も價額を受けませぬばなり此二ヶの裏書譲渡は其目的を記載せぬとき即ち裏書人の署名の外記載なき裏書は手形の所有權を移轉すの意思なるも事を簡畧にする爲めに畧義に出る

まことであります而して其目的を爲替手形に記載しませぬときは第三者に對して眞の裏書譲渡とします所以は代理と擔保との事項の目的を爲替手形に記載せぬとなり一口に言へば代理と擔保の裏書譲渡にあらざるといふ義であり升第七百三十條 代理ノ爲メニスル裏書譲渡ニシテ其目的ヲ記載シタルトキハ其裏書譲受人ニ裏書譲渡人ノ權利及ヒ義務ヲ行フ權殊ニ更ニ眞ノ裏書譲渡ヲ爲ス權ヲ付與スルモノトス但其手形ニ眞ノ裏書譲渡ヲ爲スコトヲ得サル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

問 代理の爲めにする裏書譲渡にして其目的を記載したるときは如何

答 目的を記載したるときは代理の裏書譲渡の性質でなくして其裏書譲受人ハ裏書譲渡人の權利及び義務を行ひます權と殊に更に眞の裏書譲渡を爲す權を付與するとしませぬとされども其手形に眞の裏書譲渡を爲すことができませぬ旨を記載したるときは格別でありませぬ

第七百三十一條 擔保ノ爲メニスル裏書譲渡〔質入爲替手形、寄託爲替手形〕ハ其目的ヲ記載シタルトキト雖モ眞ノ裏書譲渡ナリ然レトモ各爲替債務者ハ爲替手形ヲ以テ擔保シタル債務ヲ支拂ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ消却シタリ

トノ抗辯ヲ裏書讓受人ニ對シテ爲スコトヲ得

問 本條は如何なる事項を規定したるものでムリますか

答 擔保の爲めにする裏書讓渡即ち質入爲替手形寄託爲替手形は其目的即ち金額等の事項を記載したるときと雖も眞の擔保の爲めにする裏書讓渡であります而して此裏書を以て手形を受取りたる者と支拂期限の當時矢張之を掌握ときは其金額を受け受取証を交付すの權利を有します然れども各爲替債務者は爲替手形を以て擔保したる債務を支拂ひ又は其他の方法を以て之を消却したりとの抗弁を裏書讓受人に對して爲すことができません

第七百三十二條 裏書讓渡ハ各裏書讓渡人ノ順序カ裏書讓受人ニ至ルマテ間斷

ナキトキニ限り裏書讓受人ノ爲メ効力アリ又代理又ハ擔保ノ爲メ裏書讓渡ヲ爲シタル爲替手形ハ裏書讓渡人ニテモ裏書讓受人ニテモ更ニ裏書讓渡ヲ爲スコトヲ得

問 各裏書讓渡人の順序が裏書讓受人に至るまで間斷なきとは如何

答 讓渡人ト讓受人との順序が引續き絶間なきこと例へて甲と乙と丙と丁と順序に成已む至るまでも間斷なきときに限り裏書讓受人の爲めに効力があ

りますことあり又代理又は擔保の爲め裏書讓渡を爲したる爲替手形は裏書讓渡人あても裏書讓受人にても代理又は擔保の爲めの外に更ニ裏書讓渡を爲すことができません

第七百三十三條 裏書讓渡ノ法律上ノ効力ハ爲替手形ニ裏書讓渡ヲ禁スル旨ヲ記載シタルカ爲メ之ヲ失フコト無シ但之ヲ禁シタル者ニ對スル償還請求權ハ此カ爲メニ消滅ス

問 裏書讓渡の法律上の効力とは如何ある事を申しますか

答 法律の規定に従ひ裏書讓渡を爲したる者は其効力が爲替手形に裏書讓渡を禁する旨を記載したりとて之れが爲めに其効力を失ふこととありませぬ但此裏書讓渡を禁したる者に對する支拂償還を請求するの權利と此が爲めに消滅する

第三款 引受

第七百三十四條 爲替手形ノ所持人ハ其手形ニ別段ノ記載ナキトキハ滿期日前ニ引受ノ爲メ支拂人ニ之ヲ呈示スルコトヲ得若シ支拂人其引受ヲ爲ササルトキハ其翌日拒證書ヲ作ルコトヲ要ス

他所拂爲替手形ノ振出人ハ所持人ニ於テ引受ノ爲メ其手形ノ呈示ヲ爲ス可ク
若シ爲ササルトキハ償還請求權ヲ失フ可キ旨ヲ記スルコトヲ得

問 引受と如何なることをいひますか

答 引受とは手形支拂人ハ於て爲替手形面の金額に拂渡しますことを明言
する所の約諾を云ひます爲替手形振出人と受取人及び其讓受人に對して實に
其手形の支拂をさします義務を負ふばかりでなく仍其支拂人に引受をさし
まざる義務を負ふものであります而して引受をなさしむべき義務は古來法律
并に商業上の慣習ハ於て之を命ずる者にして爲替手形の効果の一に居る者な
り而して仍手形の流通を容易ならしむるの点より見るも此引受と甚だ必要
であります何とあれば支拂期限已前に在て其手形の支拂あること己に確實な
るときと其手形の信用甚だ厚くして人容易に之を取引するを以てなり是爲替
手形の所有者に引受を請求すべき權利を付與へ又振出人ハ之を爲さしむへ
き義務を負しめたる所以であります

第七百三十五條 一覽後定期拂ノ爲替手形ハ別ニ短キ呈示期間ノ記載ナキトキ
ハ日附後遅クトモ二年内ニ引受ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ若シ之ヲ呈示セサル

トキハ振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對スル償還請求權ヲ失フ

支拂人カ方式ニ依レル引受ヲ拒ミ若クハ引受ノ日附ヲ爲スコトヲ拒ムトキハ

其翌日拒證書ヲ作ルコトヲ要ス此場合ニ於テハ拒證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ

日ト看做ス若シ拒證書ヲ作ラサルトキハ満期日ハ呈示期間ノ末日ヨリ起算ス

問 本條の意義理由は如何なることでありますか

答 手形所持人は支拂期限前に引請を請求しませず其期限に至り始めて之を

支拂人ハ呈示するも敢て差支なきものとします即ち一覽後定期拂の爲替手形

は別に短キ呈示の時間の定めを記載なきとは引受の日附後遅くとも二ヶ年

の内ハ引受を爲さしむる爲め之を呈示しませぬをありませぬ若し此期間に呈

示せざることは振出人及び裏書讓渡人に對して償還請求の權を失ひます即

ち自己の過失に因るものであります

支拂人の法律上一定したる方式に依りたる引受を拒むには引受の日附を爲すま

とを拒むときは其翌日直ちに拒證書を作ることと要します何とあれ此

場合ハ於ては拒證書の出來上の日を以て引受の爲め呈示せるものと見做しま

とる若し拒證書を作りませぬときは其満期の日と呈示の期日より起算します

るなり

第七百三十六條 引受ハ支拂人カ爲替資金ヲ受取リタルト否トヲ問ハス爲替手形ノ所持人ニ對シテ満期日ニ爲替金額ヲ支拂フ義務ヲ支拂人ニ負ハシム又所持人ニ引受ノ旨ヲ記シタル爲替手形ヲ還付シタル後ハ強暴又ハ詐欺ノ場合ヲ除ク外之ヲ取消スコトヲ得ス

問 本條は如何ある事項を規定したるものでありますか

答 本條は引受人が支拂人に爲替金額を支拂ひまする義務を負はしむるよとの規定なり本條に依れり引受は支拂人が爲替資金を受取りたることを否と否とを關せず爲替手形の所持人に對して満期日に爲替金額を支拂ひまする義務を支拂人に負えしめす而して一旦所持人と引受の旨を記したる爲替手形を還付したる後は強暴又と詐欺の場合の外は之を取消すこととせしめしめぬ

第七百三十七條 引受ハ支拂人カ爲替手形ニ引受ノ旨ヲ記シテ署名、捺印ヲ爲シ又ハ署名、捺印ノミヲ爲スニ因リテ成ル此方式ニ依ラサル引受ノ効力ハ第八百五條ノ規定ニ從フ

問 引受の効力は如何なる場合に成りますか

答 引受と支拂人が爲替手形に引受くる旨を記載して署名、捺印を爲し又と署名又と署名捺印とかりにて引受くる旨を記載せしむるなり此方式に依りませぬ引受の効力は第八百五條の規定即ち方式に依りませぬ引受と雖も其引受に依りて引受人が爲替資金義務者より爲替資金を受取りたりとの推定を生ずるものとします

第七百三十八條 即日ニ引受ヲ爲サス又ハ條件若シハ其他ノ制限ヲ以テ之ヲ爲シタルトキハ引受人ハ其引受ノ爲メ當然竊束セラルルモ所持人ハ之ヲ拒ミタリト看做スコトヲ得若シ爲替金額ノ一分ニ付テノミ引受ヲ爲シタルトキハ他ノ部分ニ付テハ其引受ヲ拒ミタリト看做ス

問 本條は如何ある場合を規定したるものでありますか

答 請求せられて即日引受を爲さず又は條件即ち斯々の事柄にてとか若しくは其他の制限を以て之を爲したるときは引受人は其引受の爲め當然に竊束も所持人との之を拒みたりと看做すことができまする若し爲替金額の一分に付てばより引受を爲したるときは他の部分に付ては其引請を拒みたりと看做しませぬ然らば即ち請求ありたるときは必ず即日引受を爲さねばなりません

第七百三十九條 支拂人カ引受ノ全部若クハ一分ヲ拒ミタルトキ又ハ第七百三十七條及ヒ第七百三十八條ノ規定ニ依リテ引受ヲ拒ミタルトキ看做ス可キトキハ所持人ハ拒證書ノ作成ヲ遅延ナク振出人又ハ裏書讓渡人ニ通知ス可シ若シ此通知ヲ爲ササルトキハ之ヲ受ケサリシ者ニ對シテ償還請求權ヲ失フ

又右ノ通知ヲ爲シタル所持人ハ振出人又ハ裏書讓渡人ニ對シテ爲替金額及ヒ拒證書ノ費用並ニ戻爲替ノ費用ヲ満期日ニ支拂フコトニ付テノ擔保ヲ求ムル權利ヲ有シ各裏書讓渡人ハ自ラ擔保ヲ爲シタルト否トヲ問ハス前者ニ對シテ右同一ノ權利ヲ有ス但拒證書ノ交付ヲ受クルニ非サレハ擔保ヲ供スル義務ナシ

當事者ノ一人カ爲シタル通知及ヒ其受ケタル擔保ハ其後者總員ノ爲メニモ効力アリ

問 本條ノ如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條第一項は支拂人が引受の全体又は一部を拒みたりと或は又七百三十七條第七百三十八條の規定に依りて引受けを拒みたりと看做すときは所持人之之れに對する拒證書の作成を遅延なく振出人又ハ裏書讓渡人ニ通知を爲さ

ねとなりませぬ若し此通知をせぬときは通知しませぬ部分ばかりに對して償還請求權を失ひます

第二項は右の拒證書の作成を報知したる所持人ト振出人又ハ裏書讓渡人に向て爲替金額ノ勿論拒證書の費用並ニ戻爲替の費用を満期日の時ニ支拂ふヘテ擔保を請求する權利を有して居ります又各裏書讓渡人ト自分に擔保をしたるト否トを問はば前者即ち振出人ニ對して右同一の權利を有しませぬけれども拒證書の交付を受けたる後でなければ擔保を供へる義務はありませぬ

第三項ト當事者の一人が爲したる通知及び其一人が受けたる擔保ト其後の者總員の爲めにも効力あります何とあれも當事者は特立の連帶義務を有しませぬるが故に其擔保を受くるに當ても同一の權利義務を有しませぬる筈なればなり

第七百四十條 振出人及ヒ裏書讓渡人ハ擔保ヲ爲スニ換ヘテ前條ニ掲ケタル一切ノ金額ヲ即時ニ所持人ニ支拂ヒ又ハ即時ニ供託所ニ寄託スルコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものですか

答 前條の場合に於て振出人及び裏書讓渡人と擔保の代に前條に掲げたる爲替金額の拒證書の費用並ニ戻爲替の費用を請求を受けました即時所持人に

支拂ひ又は直に供託所に寄託することのできます

第七百四十一條 擔保又は寄託の後ニ至リ爲替手形ノ引受アリタルトキ又ハ爲替金額若クハ償還金額ノ支拂アリタルトキ又ハ所持人カ時効若クハ懈怠ニ因リテ爲替手形上ノ權利ヲ失ヒタルトキハ其生シタル費用ヲ引去リテ之ヲ還付スルコトヲ要ス

問 本條の意義理由の如何を承り度し

答 爲替所持人の責任を生ずる場合を云ひまとの規定にして擔保を爲し又と寄託は後あり爲替手形の引請ありたるときか又は爲替金額若くは償還金額の支拂ありたるとき又は所持人が時効若くは懈怠に因りて爲替手形上の權利を失ひたるときは其生じたる費用を引去りて之を還付することとします

第七百四十二條 第七百四十條ノ規定ニ從ヒテ爲替金額及ヒ費用ヲ所持人ニ支拂ヒタル者ハ其所持人ニ對シテ裏書讓渡ヲ求メ且爲替手形ト共ニ受取證ヲ記シタル償還計算書ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

問 本條の規定は如何なる場合でムりますか

答 本條と振出人及び裏書讓渡人が義務を行ひたる場合を規定したるもので

ムります即ち第七百四十條の規定に從ひて爲替金額及び其費用を爲替所持人ニ支拂ひたる者は其支拂の義務を執行したるを以て所持人に對して裏書讓渡を求め且爲替手形と共に受取證を記したる償還計算書の交付を求むるの權利がありましますと云ひます

第四款 榮譽引受

第七百四十三條 支拂人カ引受ヲ拒ミタル爲替手形ニ同地ニ於ケル豫備支拂人ヲ掲ケタルトキハ其爲替手形ヲ拒證書ト共ニ引受ノ爲メ遅延ナク豫備支拂人ニ呈示ス可シ

問 榮譽引受とは如何なる事を申しますか

答 榮譽引受けと支拂人に於て引受を拒絶たる手形を第三者に於て支拂人が引受を拒みたる爲め爲替手形に同地に於ける豫備支拂人を掲けたるときは其爲替手形に拒み證書を添へて引受の爲め遅延せぬ様豫備支拂人に呈示しませるものとす

此引受は一方お在てと第三者に於て爲めに引受をせず所の人の署名をして名

譽を汚ぬ爲めに之を爲し又他の一方より之を見るときは支拂人に於て引受を拒みたる後に之をなす者であります

第七百四十四條 豫備支拂人ヲ掲ケサルトキト雖モ支拂人及ヒ第三者ハ拒マレタル爲替手形ヲ振出人又ハ裏書譲渡人ノ榮譽ノ爲メニ引受クルコトヲ得然レトモ所持人ハ此ノ如キ参加ヲ許諾スル義務ナシ

問 本條如何なる事項を規定したるものでムイマス

答 本條は榮譽引受を規定する處の條項にして豫備支拂人を掲げぬときにも支拂人及び第三者は引受を拒まれたる爲替手形を振出人又は裏書譲渡人の榮譽の爲めに引受くることができずする然るども所持人ハ此様な人を参加することを許諾する義務はあきものとします

第七百四十五條 二人以上ノ参加人アルトキハ最も多數ノ義務者ノ榮譽ノ爲メニ引受ヲ爲ス者ヲ以テ榮譽引受人トス若シ榮譽引受人ヲ記載セサルトキハ振出人ヲ受榮譽者ト看做ス

問 参加人とは如何なるものをいひますか

答 参加人とは如何なるものをいひますか
参加人と支拂人に於て手形の引受を拒絶たるは付拒ミ證書を調製し後

其手形に關係のあき第三者之ニ参加手形義務者の中の一人の爲めに其引受を爲すを云ひます本條は即ち二人以上の参加人あるときと最も多くの義務を免れしむるを以て本分とすれど數人の義務者の代て引受を爲す者ヲ以テ榮譽引受人として又榮譽を受くる者の姓名を記すぬときは振出人を以て受榮譽者と看做とこと規定したるものでムイマス

第七百四十六條 豫備支拂人ノ引受其他所持人カ許諾シタル参加人ノ引受ハ受

榮譽者及ヒ其者ニ擔保ヲ供スル義務ヲ免カレシム

問 本條の意義理由は如何なることでムイマスと

答 豫備支拂人の引受其他所持人が許諾したる参加人の引受は受榮譽者の義務を移轉して自己に負擔するを以て受榮譽者并ニ其後者は擔保を供する義務を免れることを規定したるものでムイマス

第七百四十七條 榮譽引受ハ支拂人カ支拂ヲ爲ササルトキニ於テ参加人ニ満期後爲替金額ヲ支拂フ義務ヲ負ハシム

問 本條如何なる規定の條項でムイマスか

答 榮譽引受は支拂人の其義務即ち支拂を爲すことの出來ぬ時に於て参加人

に期限満了の後為替金額支拂の義務を負擔せねむりませぬことを規定したるものでありませぬ

第七百四十八條 榮譽引受ハ参加人爲替手形ニ之ヲ記載シテ署名、捺印シ拒證書若シハ其附箋ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

問 本條の規定如何あることよりませぬか

答 榮譽引受の方法を規定したるものにて即ち榮譽引受は参加人爲替手形よ之を記載して署名捺印し且拒證書若しくは其附箋あて之を記載するものとしませぬ

第七百四十九條 拒證書ハ拒證書費用ノ辨償ヲ受ケタル上之ヲ参加人ニ交付シ参加人ハ返シトモ拒證書作成ノ翌日榮譽引受ニ榮譽引受ヲ爲シタル旨ヲ通知シテ拒證書ヲ交付スルコトヲ要ス若シ此事ヲ怠ルトキハ此ニ因リテ生スル損害ニ付キ責任ヲ負フ

問 本條規定の要件は如何ある事項よりませぬか

答 本條は拒み證書の作成と送付を規定する條項にして所持者は参加人より相當の費用の弁償を受けて拒證書を参加人に渡す時は参加人は返くとも拒証

書に記入を爲し作成の翌日榮譽引受を爲したる旨を通知して拒證書を受榮譽者お送付することを要します若し此通知又と送付等を怠るときは即ち裏書讓渡人は前者お對して拒證書の交付のなき爲め擔保を供する義務上お變更を生ずるやうな場合お於て其損害の責任を負ひますとの規定でありませぬ

第七百五十條 受榮譽者及ヒ其前者ハ擔保ヲ求ムル權利ヲ有ス然レトモ所持人ハ第七百四十四條ニ依リテ榮譽引受ヲ許諾セサルトキニ非カレハ之ヲ有セス

問 受榮譽者及び其前者は擔保を求むる權利を有すと如何

答 受榮譽者として榮譽引受人より支拂を受ける者として其前者とは振出人を指す此等の者は擔保を求むる權利があります即ち引受人に於て資力の確なるの場合お於ては其擔保を求めて自身を固くします然れども爲替所持人と第七百四十四條に依りて榮譽引受を許諾しませぬときであければ此權利はありませぬものとします

第五款 保證

第七百五十一條 爲替手形ニ於テ爲替債務者ハ自己ノ署名ヲ添フル第三

者ハ其債務者ト連帶シテ義務ヲ負フ

問 保証とは如何なる性質のものでありますか

答 保証とは第三者に於て爲替手形の支拂を擔保するをいふます即ち保証と
第三者が爲替手形の支拂に付未だ義務を負はぬものよ於て之を爲すこととし
ます若夫振出人裏書人又は引受を爲し支拂人ハ於て支拂を爲さん保証に依
り毫も所持人の抵保を増加することはありませぬ本條と爲替手形に爲替債務者
と共に署名したるときは其第三者と其債務者と連帶義務を負はねむをあらぬこ
とを規定したるものであります

第七百五十二條 前條ノ義務ヲ負擔スルコトハ別ニ書面上ノ陳述ヲ以テスルコト
ヲ得

本條は別に意義理由の存するかし只前條の義務を負擔するに己の署名を
添ふるばかりでなく別に書面上の申立てを以てするまでも得ます

第七百五十三條 爲替保證ノ義務ハ明示ノ契約ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得然
レトモ其制限ハ契約ヲ爲シタル當事者間ニミ効力アリ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 爲替保証の義務と明示の契約を以て之を制限することを得ると例へば連帶

義務を負ふべしとか又は債務の一部分のみを負擔すべしとか其契約に明示し
て制限するよとをいひます而して別紙の保証を爲す所以は保証は多く其手形
の署名者の無資力ならんよとを疑はしむるの嫌があります故に別紙に保証し
て以て此嫌疑を避けるものとしまた故に實際に於て手形面に爲したる保証
より別紙の保証多しといひます而して保証を爲すにハ只保証の文字と署名と
を手形面に記載するを以て十分とします又別紙にて保証を爲したる時其保
証しする手形を確定すべし記載を爲すことしします故に最も適當なる方法
ハ手形の全文を寫し上ハ登寫する手形を保証すと記載するものであります

第六款 支拂

第七百五十四條 爲替金額ハ爲替手形ニ記載シタル貨幣ヲ以テ之ヲ支拂フ可シ

若シ特ニ貨幣ノ種類ヲ表示セサルトキハ支拂地ニ於テ商人間ニ流通スル貨幣
ヲ以テ支拂ヲ爲ス意思ナリト推定ス

問 支拂とは如何なる性質のものなりや又如何なる方法にて支拂を致し升か

答 支拂とは民法に云ひます義務の消滅にして即ち民法に規定する所の義

務の消滅の方法多くは爲替手形より生ずる所の義務を消滅せしむるをのどしす然れど支拂は其最も主要なる義務消滅方法であります故に立法者爲替手形の部於て特別に此方法を規定したるものであります而して爲替手形の支拂は其手形の指定する貨幣を以て之を爲さねばありませぬ故に若し金貨を以て支拂を爲する約束なるときは必ず金貨を以て其支拂を爲さねばなりませぬ爲替手形中に支拂を爲すべき貨幣の種類を指定ぬときは支拂地に於て通用の貨幣を以て支拂を爲すものとします

第七百五十五條

支拂ハ第七百七十八條ノ場合ヲ除ク外ハ支拂人カ引受ヲ爲シ

タルト否トナ問ハス満期日ニ支拂人ノ方ニテ之ヲ受クルモノトス

支拂恩惠期日ハ之ヲ許カス然レトモ其地慣習ノ支拂日ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 支拂は第七百七十八條の拒証書を作成せる場合を除くの外支拂人が引受をなしたるも否とを問て支拂満期の日よ於て支拂人其支拂の義務を引受けますることを規定してあります

問 恩惠期日と如何なることを申しましたか

答 恩惠と他人の事情を推察し之れに徳義を興へることを申します即ち恩惠期日とは恩惠を以て其期日を特に定めること而して此恩惠の期日を許しませぬ所以と支拂日と恩惠を興へるは情實に出で、後ち之れが爲め弊害を生ずるまじがりまするを以て之を許しませぬ然れども其土地の慣習の支拂日は之を遵守するものとします是れ慣習は法律と其効を同ふしまするが故であります

第七百五十六條

満期日カ一般ノ休日ニ當ルトキハ其後ノ業日ヲ以テ支拂日トス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 仕拂満期の日が一般の休日なるとき即ち銀行より支拂を受くべき當日が日曜祭日などあて銀行一般の休日あるときは其後の業日を以て支拂日としまするといふことを規定したるものであります

第七百五十七條

一覽拂爲替手形ハ呈示ノ日ニ満期ト爲ル若シ日附後二年内

ニ呈示ヲ爲ササルトキ又ハ二年内ノ呈示期間ヲ其手形ニ定メサルトキハ日

附後二個年ヲ以テ満期ト爲ル若シ正當ノ時期ニ呈示ヲ爲ササルトキハ所持人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對スル償還請求權ヲ失フ

問 一覽拂爲替手形ノ呈示の日ハ満期ト爲るとは如何なることですか

答 凡そ爲替手形が信用を増加し其流通を容易にするの精神を以て立法者ノ手形支拂の部に於て數多の普通法ニ反したる法則を設定したるものであります即ち普通法に於ては債主弁済期限ハ必ズ其弁済を請求するの義務なきが故に期限後なれば何時も其意に任せ之を請求するまじが爲ります然れども爲替手形の部に於ては手形所持人は其期限の日ハ於て之が支拂を請求するものとしませぬ而して若し支拂人其支拂をせしめぬときは其期限の翌日拒み証書を取らねばなりませぬ然せぬときは其權利を失ふやうになりますことは前に既述したる如し然るに若し其手形一覽拂なるときは呈示の日ハ満期と爲ります若し其爲替の日附より後二ケ年内に呈示を致しませぬときは又其二ケ年内ハ其手形の呈示期限を定めませぬときは爲替の日附後二ケ年を以て満期と爲ると定めます而して若し正當の時期即ち呈示を爲さねばならぬと致さねば其所持人は振出人及び裏書讓渡人に對して償還請求權を失ひます

ことを規定してあります

第七百五十八條 債權者カ爲替金額ヲ満期日ニ受取ヲサルトキハ支拂人ハ債權者ノ費用及ヒ危険ニテ其金額ヲ供託所ニ寄託スルコトヲ得此場合ニ於テハ支拂人ハ甚シキ怠慢ニ付テノ責任ヲ負フ

問 債權者の費用及び危険にてと如何ある事を申しますか

答 爲換の債權者が満期の日に爲替金額を受取るぬときは支拂人と債權者の費用と及び危険即ち火災盜難等の危険は債權者の引受にて其金額を供託所に寄託することが出来ます此場合に於ては支拂人は甚しき怠慢に付てのみ責任を負ひます

第七百五十九條 債權者ハ満期日前ニ支拂ヲ受クル義務ナシ若シ満期日前ニ支拂ヲ爲シタルトキハ債權者其危険ヲ負擔ス

問 満期日前に支拂を爲したるときは債務者其危険を負担すとは如何

答 債權者は満期日前に支拂を受くる義務とありませぬを以て必ず満期後に支拂をなさねばならぬとす故に若し満期日前に支拂を爲したるときは債務者に於ては其危険を負担するものとす例へば或爲爲替手形を紛失し又と盜取

せられたることあらん或人其手形の裏書に記載する指圖人の名義を偽り期限前よ之を提出し其手形の支拂を受けたる場合の如き其支拂人は真正の所有者に對して義務を免るゝまどがでたまする

第七百六十條 債務者ハ満期ノ時又ハ後ニ所持人ニ支拂ヲ爲スヲ以テ其責ヲ免カル但其際債務者ニ甚シキ怠慢アリタルトキハ此限ニ在ラス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますの

答 債務者の責任は元來爲替金額を支拂ふを以て義務を終りたるものと爲す本條は即ち債務者は満期の時又は満期後所持人ハ支拂を爲すを以て其責を免るゝことを規定してありますされども其際に債務者ハ於て甚だしき怠慢あるときは本條の定むる所に限りませぬ

抑支拂人期限に於て支拂を爲すと死と法律の命する所に従ひまするが故も期限前ハ支拂を爲したるものゝ如く敢て責むべき所なきは只今陳述たる如し是故に所有者ハ非る者の手ハ其支拂を爲すと雖も法律ハ仍ハ其支拂人に利益の推測を爲すものとします是を以て其支拂を無効なりと主張も乃ハ支拂人ハ損失あることを証明せねむなりませぬ例へを前ハ例したる如く爲換手形と

紛失したるに其手形を得たる者其手形の支拂期限に至り支拂を受くる爲め之を支拂人に提出し支拂人は未だ其紛失の告知を受けませぬが爲めに其支拂を爲したりと假に定めせん真正の所有者に於て支拂人が過失怠慢を爲したりとの証明を爲さる以上支拂人全く其義務を免るべし何れか過失怠慢といふ例へを其支拂を受くる爲めに手形を提出したるもの所有者に非ざるまど支拂人に於て熟知たること又其手形に裏書なく且其提出者ハ支拂人の知人なるか故ハ一見して其詐偽を知り支拂を拒むべきに之を拒まぬことハ所謂過失なりといふべし

第七百六十一條 支拂ハ受取證ヲ記シタル爲替手形ノ交付ト引換ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

債權者ハ一分、支拂ヲ拒ムコトヲ得ス但一分ノ支拂ノ場合ニ在テハ爲替手形ニ其支拂ヲ記入シ且其支拂ニ付テノ別段ノ受取證ヲ債務者ニ交付ス可シ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますの

答 本條は支拂の式を規定するものとして即ち支拂を爲すときは爲換手形ハ其爲替金額を受取りたる旨を記入したるものを其現金と引換でなければ其支

拂を受くることはできませぬ
債権者として一分の支拂を拒むことできませぬされども一分の支拂の場合に在
ては爲替手形に其支拂を記入し且其支拂に付ての別段の受取證を債務者に渡
しませぬ

第七百六十二條 爲替手形ヲ數通ニシテ振出シタルトキハ債務者ハ其中ノ孰レ
ニ依リテ支拂ヲ爲スモ此ニ因リテ其責ヲ免カル然レトモ裏書アル一通又ハ支
拂人ノ引受ヲ記シタル一通ヲ所有者トシテ占有スル第三者ノ權利ヲ妨ケス
第七百十條及ヒ第七百十一條ノ規定ハ一爲替手形ノ數通ノ引渡及ヒ喪失ニ之
ヲ適用ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は爲替手形を數通にして振出したるときは債務者として其中の孰の手形
に依りて支拂を爲すも其責を免るゝことを規定したるものであります支拂
爲替手形の提供を待て始めて之を爲すべきものとします然れども同一の爲替
手形に付數通の手形を振出したる時は支拂人其第二第三等と對して支拂を爲
し而して其第二第三等に此手形に對して爲したる支拂と他の手形を無効とな

すべきことの記載あるときと其弁済全く有効ありとします然れども手形振出
人は其各通の手形第一第二第三等の番號を記載せねばなりませんなきて
支拂人は於ては第三者が提出したる各通の手形は皆な本手形なりと信ぜ
々之れに辨済を爲すことなしと云へませぬ果して然るとき支拂人の過失
が故に其番號の記載を遺忘たる過失者即ち振出人と對して之が償還を求
むるよとができません以上説明は支拂人に於て引受をせぬ場合を假に定めて
申したる者なり然れども支拂人は己に引受を爲し其引受を數通の中或一通に
記載したる後之が支拂を爲すよとがありませぬ例へば振出人二通の手形を振
出し一通ハ裏書あり一通は支拂人の引受を記したる一通を所有者として占有
する第三者の權利を妨げることありませぬ

第七百六十三條 引受人ハ一爲替手形ノ數通中ニテ其引受ヲ記セサルモノニ對
シテハ擔保ヲ供セシメタル上ニ非サシハ支拂ヲ爲ス義務ナシ引受ヲ記シタル
爲替手形數通アル場合ニ在テハ之ヲ合シテ引渡ササルトキモ亦同シ若シ擔保
ノ提供ヲ爲スニ拘ハラス引受人カ支拂ヲ拒ムトキハ所持人ハ拒証書ヲ作ルコ
トヲ得

問 本條の場合に於て担保を供せしむるに如何の理由なりや

答 引受人は一の爲替手形敷通にて振出したる中に其引受を記入ぬものに對して擔保を供しませぬ間は支拂ひを爲す義務はありませぬ其所以は擔保を供へしめしめて之を支拂ひたるときは他より又引受の記入ある手形を以て要求されし場合は支拂を爲し二重の支拂をあさねならぬやうなります然れども引受の記入あしども亦爲替手形に相違あし之を以て要求せらるゝとれば拒むよとせませぬ是を以て擔保を供せしめされし支拂を爲す義務はありませぬ又所持人引受記入しある手形を以て支拂要求を爲すも其記入の手形は數通なるるとき之を殘らせ集めて持參せねば所持人と見做して支拂を爲さずとせぬ又擔保を供するにも拘はらば支拂人にして之を拒むときは所持人は拒み證書を作成することができざることを規定してあります

第七百六十四條 満期ノ時又ハ後ニ於テ爲替手形上ノ正當ノ所持人ニ爲ス支拂ハ其所持人カ破産宣告ヲ受ケタル場合又ハ第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ限り裁判所ノ命令ヲ以テノミ之ヲ差押フルコトヲ得

問 本條に如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は爲替手形所持人の破産せし時及び第七百十條及び第七百十一條を適用したるときは爲替支拂金を差押へるゝとができざる場合を云ひますものにして満期の時又之満期後に於て爲替手形上の正當の所持人即ち爲替金額を受取る權利人へ爲す支拂不其所持人が破産の宣告を受けたる時と七百十條七百十一條の場合に限りて裁判所の命令を以て差押へることのできる場合を規定したるものなり

第七百六十五條 支拂ニ對シ前條以外ノ方法ヲ以テスル故障又ハ債務者ノ知ラサル人ニ爲ス支拂ニ付テハ第四百條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

問 前條以外の方法を以てする故障と如何なることでありますか

答 前條以外の方法とは破産宣告を受けたる場合に支拂を差押へる場合の外の方法をいひます此外の方法を以てする故障又は債務者の知らぬ人に爲す支拂に付ては第四百條の規定を適用することができるといふ第四百條の場合には指圖証券の發行者は呈示人が果して其証券の金額又は商品を受取るの權あるものであるや否やは之を調査するの權あるも之れが義務はありませぬなり故に其の証券の所持者たる即ち呈示したる者に券面記載の金額を支拂ひせしめた

るときは其証券を對する義務は此を免れずするあり従て其呈示人之れを受取るの權なきものであるときと雖も真正なる所有者と發行者が其呈示人の果して眞の所有者であるか否かを調査へなかつたを責め再び之れが支拂を求するの權はありませぬ去れども發行者が其呈示人の真正なる証券の所有者でなきことを知いたるか又と真正の所有者より其証券の盜難紛失の通知公啓ありしを氣付す又は裏書の曖昧なるに尙ほ之れを支拂ひしたる等の惡意又と甚しき怠慢あるときは眞の所有者より償還の請求を受けまする責ありまするの規定でムります

第七百六十六條 第七百十條及第七百一十一條ノ場合ニ在テハ爲替手形ニ付キ自己ノ所有權ヲ疎明シ且裁判所ノ命令ヲ得タル者ハ判決ノ確定前ニ擔保ヲ供シテ爲替金額ノ支拂ヲ求メ又ハ擔保ヲ供セスシテ爲替金額ヲ供託所ニ寄託スルヲ求ムルコトヲ得此寄託ノ場合ニ在テモ第七百五十八條ノ規定ヲ適用ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものですか

答 第七百十條及び第七百一十一條の場合に在てて爲替手形を付し自己の所有權を疎明にし且裁判所の命令即ち手形又は小切手の引渡を求むる訴を起した

るに對し命令ありたる者と判決の確定する以前に擔保を供して爲替金額の支拂を求め又と擔保を供せずして爲替金額を供託所に寄託することを求めることができません尤も此場合に之費用と危険とを債權者即ち振出人が負担するものとします是即ち七百五十八條の規定を適用すと掲げられたる所以あり

第七百六十七條 支拂人カ正當ノ理由ナクシテ満期日ニ爲替金額ノ支拂又ハ寄託ヲ拒ムトキハ所持人ハ其次ノ業日ニ拒證書ヲ作り且所持人カ償還請求ヲ爲サント欲スル者ニ拒證書ノ作成ヲ通知スルコトヲ要ス然レトモ所持人ハ爲替手形ニ明記アルニ因リテ拒證書作成ノ義務ヲ免カルコトヲ得

問 本條の意義理由は如何なる事でムりますとの

答 本條は支拂人が正當の理由即ち第七百六十三條の引受人は一爲替手形の數通中にて其引受を記載せざるものに對しては擔保を供せしめたる上非ざれば支拂を爲す義務なしとの場合又第七百六十六條の爲替金額を供託處に寄託するよとを求むるよとを得る場合に依らずして妄に満期日に爲替金額の支拂又は寄託を拒むときは所持人は其次の業日に拒證書を作り且所持人が償還請求を爲さんと思ふ者に拒證書の作成を通知することを要します然れども所

持人の爲替手形を明記があるに因りて拒証書作成の義務を免るゝことのでき
まざるものとします

第七款 榮譽支拂

第七百六十八條 拒マシタル爲替手形ハ振出人又ハ裏書讓渡人ノ榮譽ノ爲メ榮
譽引受人支拂人又ハ第三者之ヲ支拂フコトヲ得

問 榮譽支拂とは如何なる性質のものでありませうか

答 榮譽支拂とは仕拂人ニ於て手形の仕拂を拒絶たるに付拒み証書を調製し
后其手形に關係のあり第三者之ニ參加り其手形の義務者中の一人の爲め手
形面の金額を支拂ふことを云ひます本條は即ち此場合を規定したるものなり

第七百六十九條 豫備支拂人其他ノ參加人ノ引受テ記シタル爲替手形ハ拒証書
作成ノ後直チニ榮譽引受人ニ支拂ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ

問 本條の如何なる場合を規定したるものでありませうか

答 豫備支拂人其他の參加の引受を記載したる爲替手形は拒証書作成たる後
榮譽引受人として其義務の履行を爲さしむるには其拒証書を直に之を呈示す
るを以て本條の規定とします

第七百七十條 榮譽支拂若クハ其拒絶又ハ其提供ハ何レノ場合ニ於テモ之ヲ支
拂拒証書又ハ其附箋ニ記載ス可シ

其拒証書ハ爲替手形ト共ニ拒証書費用ノ辨償ヲ受ケタル上之ヲ榮譽支拂人
ニ交付ス

問 本條の如何なる場合を規定したるものでありませうか

答 第一項の榮譽支拂若くは其拒絶又は其擔保の提供の記載方を規定するも
のなり即ち其記載方は何の場合に於ても之を支拂拒証書又は其附箋に記載す
るものとします

第二項の拒証書を榮譽支拂人に交付すまことを規定したるものとす即ち其拒
証書と爲替手形と共に拒証書費用の弁償を受けたる上之を榮譽支拂人に交付
するものとします

第七百七十一條 榮譽支拂人ハ引受人、振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對シテ所持人
ノ權利ヲ承繼ス但其權利ヲ主張スルニハ所持人ト同一ノ義務ヲ履行スルコ
トヲ要ス

問 榮譽支拂人の權利は如何なるものでありませうか

答 普通の原則に於ては負債に關係なき者即ち負債を弁済するに付り利害の
なきものに於て他人の負債を弁済するも法律上の代權あり故に權利者の權利

を承継んと思ふと死に只契約上の代権を爲すの外致方なき者としす然れど
を拒み証書の後爲換手形付支拂を爲したる者不當然其手形所持人の權利及
訴權を承継ぐものとしす是普通法の例外なり何とされど其参加人は手形
の弁済に付き毫しも利害を有しませぬのなればなり故に本條は其權利を
主張するよは所持人と同一の義務を履行することを要すと定められたり

第七百七十二條 榮譽支拂ハ受榮譽者ノ後者總員ヲシテ責テ免カレシム

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムイヤトカ

答 榮譽支拂を爲したるときは其爲め支拂の義務をして受榮譽者の後者の
總ての人は其義務を免るゝことが得ることを規定したるものでムリヤ
最初榮譽支拂を撰むに當ては最も多くの義務を免れしむる者を拒まねと
ませぬ故に振出人の爲めは参加する者と裏書人の一人の爲めに参加する者
の二者あると死に振出人の爲めにする参加人を撰擇むべし何んとなれば總
ての裏書人皆其義務を免ることが得ますれとなり

第七百七十三條 榮譽支拂ヲ提供スル者二人以上アルトキハ支拂人ヲ以テ榮譽
支拂人トシ之ニ次テハ最も多數ノ義務者ヲシテ責テ免カレシムル者ヲ以テ榮

譽支拂人トス

問 榮譽支拂を提供者二名以上あるときは如何致しますか

答 榮譽支拂を提供する者即ち榮譽支拂を爲さんとするもの二人以上あると
きは先支拂人を以て榮譽支拂人と爲し之に次ぎては最も多數の義務者の責任
に代て負擔するを以て榮譽支拂人と定めることと致します

第七百七十四條 所持人ハ榮譽支拂ヲ受クルコトヲ拒ムニ因リテ受榮譽者及ヒ
其後者ニ對スル償還請求權ヲ失フ

問 所持人が榮譽支拂を受くることを拒むときは如何ありや

答 手形振出人及裏書人等は速に其義務を免るゝことが得ますか又は反
求即ち支拂請求を受けまするを知るとに付利益を有するが故に手形所持人は
其支拂期限に於て之が支拂を請求せねとありませぬ然れど所持人が榮譽支
拂を受くるよを拒むに依りて其手形の裏書又と爲替資金を交付したる振出
人又と爲替資金を渡したる振出人に對して償還請求の權を失ふものとす

第八款 償還請求

第七百七十五條 支拂人カ滿期日ニ爲替手形ノ支拂ヲ爲ササルトキハ所持人ハ

振出人及ヒ裏書讓渡人ニ對シ爲替金額及ヒ其利息並ニ不拂ニ因リテ生シタル一切ノ費用ニ付キ償還請求權ヲ有ス

問 償還請求權とは如何なるものとを申しますか

答 償還請求權とは爲替金額及び其利息並に支拂淹滞より生したる一切の費用に對して辨濟を請求する者即ち償還請求といふます

本條は支拂人が満期の日には爲替手形の支拂を爲さぬときは爲替所持人は振出人及び裏書讓渡の人に對し爲替資金及び其利息又は其支拂を拒むる爲めに被ふりたる一切の費用を償はしむる所の權理あることを規定してあります

第七百七十六條 所持人ハ爲替手形ヲ滿期日ニ支拂ノ爲メ呈示ス可シ若シ支拂ヲ爲ササルトキハ滿期日ノ次ノ業日ニ支拂拒證書ヲ作ル可シ但第七百六十一條第二項ニ掲ケタル一分ノ支拂ノ場合ニ於テモ亦同シ

問 本條は如何なる場合を規定したるものですか

答 所持人が爲替手形を満期日に於て支拂を受くる爲めに呈示すべし而して若し支拂人に於て支拂を爲させぬときは其満期の日翌日の業日支拂拒證書を作らねとなりませぬ去れども第七百六十一條第二項の一分の支拂の場合

に於てモ亦同シ其手續を爲すべきことを規定してあります

第七百七十七條 支拂拒證書ハ既ニ引受拒證書ヲ作リタルトキニモ債務者カ死亡シ又ハ破産宣告ヲ受ケ又ハ其所在ノ知レサルトキニモ之ヲ作ル可シ

問 支拂拒證書作成と如何なる場合にまで及びて作りますか

答 支拂拒證書の前に既述述べましたる如く支拂人お對して引受を請求しませるも引請を請求しませぬも引受拒證書を調成せしむることがあります此場合に於ても仍は支拂拒み證書を作成ものとしませ又債務者即ち支拂人死去たるときも尙は支拂拒み證書を取らねばありませぬ又支拂人の家資分散を爲したるときも所持人は於て支拂拒み證書を作成ものとしませ

第七百七十八條 引受人ニ對シテ爲替權利ヲ保全スルニハ滿期日ニ於ケル呈示及ヒ拒證書ノ作成ヲ要セス然レトモ他所拂爲替手形ハ他所拂人若シ他所拂人ノ記載ナキトキハ支拂人ニ其爲替手形ヲ支拂フ可キ地ニ於テ支拂ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ若シ支拂ヲ爲ササルトキハ同地ニ於テ支拂ノ爲メ之ヲ呈示ス可シ

問 引受人に對して爲替權利を保全には如何の方法に致しますか

答 引受人は万一の時を引受け本人即ち債務者に代るそのなれば此引受人に

對して爲替權利を保全には満期日に至るも呈示及び拒証書を作成するには及ぶ
ぬなり然れども普通爲替手形其地外に於て拒証書を作成りまされども他所拂
即ち其所持人の支拂を受くる地外の爲替手形に於て他所拂人若くは他所拂
人の記入なきときは支拂人に其爲替手形を支拂ひまする地外に於て支拂の爲
め之を呈示するをかりでわいす若し支拂を拒むるときは一般の規定の如
く拒証書を作成るべしとす

第七百七十九條 引受人カ破産宣告ヲ受ケ其他資力ノ確ナラサルニ至リタル場
合ニ於テ爲替支拂ノ爲メ十分ナル擔保ヲ供セサルトキハ所持人ハ満期日前ニ
支拂拒証書ヲ作りテ償還請求ヲ爲スコトヲ得

問 引受人が破産宣告を受け其他資力の確からぬやうに至りたる場合に於て
は如何の手續を致しますか

答 引受人は爲替手形所持人に對しては充分なる信用を置かねをありませぬ
而して引受人が破産宣告を受け其他資力不足なる場合に至りて爲替支拂の
爲十分なる担保を供せぬをなりませぬ若し之を供せぬときは満期日前に支拂
拒証書を作りて償還請求を爲すことができるの權利があります本條の設け

は所持人の危険を保護の規定として此規定がなきときは所持人は屢其危険
に遭ふとあるべし

第七百八十條 所持人ハ振出人及ヒ裏書讓渡人ノ各員又ハ總員ニ對シ償還請求
ヲ爲スコトヲ得又償還請求ヲ受ケタル裏書讓渡人ハ其前者ニ對シテ同一ノ
權利ヲ有ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものであります

答 本條は所持人の償還請求權の及ぶを所を規定したるものにて前條には引
受人に對する償還請求權ある場合を規定し本條に於て振出人及び裏書讓渡人の
各員又は総員に對して償還請求を爲すことを得るものとします
又償還請求を受けたる裏書讓渡人其前者即ち振出人に對して所持人が裏書讓
渡人に於けるが如く同様權利を有ります之れ特立連帯なればなり

第七百八十一條 償還請求ヲ爲ス者ハ第七百三十九條ノ規定ニ依リテ引受拒證
書作成ノ通知ヲ爲シタルニ拘ハラズ尙ホ其償還請求ヲ爲サント欲スル前者ニ
書面ヲ以テ其請求及ヒ支拂拒証書作成ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス其通知ハ所持
人ニ在テハ拒証書ヲ作りタル日ノ翌日、裏書讓渡人ニ在テハ通知書ヲ受取リ

タル日ノ翌日之ヲ爲ス可シ但裏書讓渡人ノ通知ハ其後者ノ爲ニモ効力アリ

問 償還請求を爲す者の手續は如何の方法でありますか

答 債務弁済即ち爲替資金利息及び其他の費用の請求を爲したるものと第七百三十九條の規定に依りて引受拒証書の作成の通知を爲したるに拘はらる尙ほ其償還請求を爲さんとする前者即ち権利者に在ては裏書讓渡人お裏書讓渡人に於てハ其前者に書面を以て其請求及び支拂拒証書を作成したることを報知を爲さねばなりませぬ其通知を爲すには所持人と拒証書を作らるる翌日に之を爲し裏書讓渡人に在ては通知書を受取たる日の翌日を爲すべきことと規定たるものであります但し裏書讓渡人の通知と仮令前者に報知を爲すものにして後者お採りて効力あるものであります

第七百八十二條 前者ニ對シテ償還請求ヲ爲シタルモ此カ爲メニ其後者ハ償還義務ヲ免カレヌ

問 本條の理由は如何なる規定でありますか

答 本條の意義理由之例之ニ裏書讓渡人と所持人と償還請求を受け即ち前者に對て又之れが請求を爲し夫が爲めお後者即ち所持人に對し己れと義務を負擔することおしといはれませぬ何となれば未だ前者は請求のみを受け義務を履行せざる間なれと果して前者が義務を履行しますの否やは未だ知られませぬ事おれを若し前者にして之を償還させぬときは後者お於て負擔すべきと勿論の事おれをなり

第七百八十三條 拒証書作成ノ義務免除ニ因リテ拒証書作成ノ權利及ヒ償還請求權ハ消滅セス然レトモ此場合ニ於テ其免除ヲ爲シタル者ノ後者ニ在テハ其免除ヲ爲シタル者ニ對シテ原本ヲ以テ爲替手形ノ送付ヲ爲スト同時ニ書面ニテ償還請求ノ通知ヲ爲スヲ以テ足レリトス

問 拒証書作成の義務免除の場合何れの場合に在りますか

答 拒証書作成の義務を免除する場合と第七百六十七條の場合の如き爲替手形に明記あるに因るときをいふ此拒証書作成の義務は免除するも雖も之を請求する権利は消滅しませぬ而して義務は権利の従たる者おり故に義務は免除したりとて権利は尙ほ存在することおあります拒証書作成の義務と支拂及び引受を拒みたるより償還の請求權ある者より之を通知したるを以て初めて其義務が起ります故に拒証書作成の其義務が免除となるは權利者より之

を請求しませぬに在るあり然れども權利者に於ては何時までも其權利を行ふことができません然れども此場合に於て其免除を爲したる者の後者即ち免除を爲したる者が所持人あれば後者と裏書譲受人と在ては其免除を爲したる者に對し賸本を以て爲替手形の送付を爲すと同時にお拒証書を用ひず書面に於て償還請求の通知を爲すを以て十分なりとします

第七百八十四條 償還請求ノ訴ハ償還請求權ヲ得タル者ヨリ償還請求ヲ受ク可

キ者ニ對シ時効期間中何時ニテモ之ヲ起スコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は償還請求權の何人に屬するやを規定し且其受けまする時期を掲げたる者であります償還請求の訴即ち爲替金額及び拒証書作成の費用等に付ての訴は償還請求權を得たるものより償還を受けねばならぬ者に對し時効期間即ち第七百七十二條に明記したる如く爲替手形約束手形に在ては満期日より三ヶ年又拒証書を作成したるとき其拒証書作成を義務者に報知せしよ此起算して三ヶ年の時効は罹らぬ中は何時にても之を起すことのできやする

第七百八十五條 償還請求權ハ支拂人カ爲替資金ヲ受取リタリトノ抗辨ノ爲メ

ニ効力ヲ失フコト無シ然レトモ爲替資金ヲ供スル義務アル者ニ對シテハ其者カ爲替資金ヲ供セザリシトノ抗辨ヲ爲スコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は償還請求權は所持人及び支拂人の既に爲替資金を受取りしもの抗弁を爲したりとて爲めに其償還請求權を失ふよとありませぬ然れども支拂人は爲替資金を供する義務ある者即ち振出人に對して其者の爲替資金を供しませぬとの抗弁を爲すことができる何となれば爲替資金は爲替手形交附の際に於て又は償還請求は別紙に受取証を記して互ひ之を交換すればなり此等の証なきと死と飽迄も抗弁を爲すことのできやするものとします

第七百八十六條 償還請求ハ左ノ額ニ付キ之ヲ爲スコトヲ得

- 第一 爲替金額及ヒ満期日ヨリ起算シタル年百分ノ七ノ利息
- 第二 拒証書ノ費用其他必要ナル立替金
- 第三 戻爲替ヲ振出シタルトキハ其費用

問 償還請求は何れの額に付し之を爲すことができやうか

答 御尋の議り三ヶの場合があります第一は爲替金額及び満期日より起算し

たる年百分の七の利息は、商法上の普通の利息なり第二は拒証書の費用其他必要なる立替金即ち印紙税仲買人の手数料等第三には戻爲替を振出したるとき其費用即ち第八百條に記載する所のものを云ひます

第七百八十七條 償還請求權ヲ得タル者ハ償還義務者ニ對シ償還金額ヲ限トシテ其動産ノ假差押ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得然レトモ償還請求ノ訴ヲ十四日內ニ起ササルトキハ其差押ハ無効ト爲ル
所持人ハ引受人ニ對シテ右同一ノ權利ヲ有ス

問 償還請求權を得たる者及び償還義務者とは誰を指して申す

答 償還請求權を得たる者とは爲替手形所持人及び裏書讓渡人といひ償還義務者とは振出人及支拂人引受人といひます切償還請求權を得たる者と償還義務者とは對し償還金額を限りとして例之へば請求金額が三百圓のとき其三百圓までとして之に相當する義務者の動産の假差押へと裁判所へ申立て其請求の權利を安全にするを得べし然れども償還請求の訴を十四日以内に起さねば其差押は無効となります

第七百八十八條 償還義務者ハ爲替手形、拒証書及ヒ受取證ヲ記シタル償還計

算書ノ交付ヲ受クルニ非サレハ支拂ヲ爲ス義務ナシ

問 償還義務者は如何なる場合ハ支拂を爲す義務が起りますか

答 償還義務者として爲替手形、拒証書と受取證を記したる償還計算書の交付を受けさせねば支拂を爲す義務はありませぬ

第七百八十九條 爲替義務者ハ償還金額ノ支拂ト引換ニテ受取證ヲ記シタル爲替手形及ヒ支拂拒証書ノ交付ヲ所持人ニ求ムル權利アリ

問 爲替義務者とは何人を指しますか

答 爲替義務者は振出人及び支拂人引受人を指します此等の爲替義務者は償還金額の支拂と引換にて請取證を記したる爲替手形及び支拂拒証書の交付を所持人即ち爲替權利者に求めます權利があります其理由は義務を弁済と雖も其目的を受取らぬとさして再び義務を負わねとあらぬ様にあります

第九款 拒証書作成

第七百九十條 拒証書ハ裁判所ノ役員又ハ公證人之ヲ作ルモノトス若シ其地ニ此等ノ人ナキトキハ被拒者ニ於テ證人二人ノ立會ヲ以テ之ヲ作ル可シ但其證人ハ成年ノ男子ニシテ成ル可シ商人タルコトヲ要ス

問 拒証書と如何なるものを申しますか

答 拒証書とは引受人若くは支拂人が所持者に對て引受又支拂を拒みたる
とき所持人は之に迫て其拒絶を明示する証書を取ることを要し得る証書を
指して即ち拒証書といひます此二種の拒み証書を作成するには一定不變の時
期あります即ち支拂期限の翌日に之を爲さねばならぬ然れども引受拒み証書
よは其期日あることなし故に所持人は支拂拒み証書を作成するに比ぶれを餘
程裕なるものとしませ引受拒証書及支拂拒み証書は所持人に於て何れも認
をなすべき者に對して之を通知せねばなりませぬ然れども支拂拒み証書に付
ては其通知に一定の期限あり而して引受拒み証書に付ては其期限とわりませ
ぬ而して本條の拒み証書を作成するには裁判所の役員か又公証人が之
を作るものと定められ若し其土地に此等の入なきときは被拒者即ち所持人に
於て証人二人の立會を以て之を作るへし但其者の年齢は二十歳以上の男子に
して成るべく商人を以て之を作らします

第七百九十一條 拒証書ハ拒者ノ營業場若シ營業場ナキトキハ其住居ノ内若クハ傍ニ於テ之ヲ作ル可シ但拒者不在ナルトキ又ハ臨席ヲ肯セス若クハ衆入

ナ拒ムトキト雖モ亦同シ

若シ已ムヲ得サル場合アルトキハ裁判所又ハ公人證役場ニ於テ拒証書ヲ作ル
コトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定するものでムりますか

答 拒証書と拒者即ち引受人若くは支拂人の營業場又と營業場なきときと其
住居即ち家内於て之を作るべきなり但拒者の不在のとき又は臨席せせして
立會ふことを承知せぬときも同く營業場若くは住居内に作るべきなり
若し已むを得ませぬ事故例之は拒者の住居が不分明の場合に於ては裁判所又
は公証人役場に出頭して拒証書を其役場員又と公証人へ依頼して作成するこ
とができるなり

第七百九十二條 拒者ノ營業場及ヒ住居ノ知レサル場合ニ於テ支拂地ノ官署ニ
問合ヲ爲スモ尚ホ知ルコトヲ得サルトキハ拒証書ハ其官署内ニ於テ之ヲ作ル
コトヲ要ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムりますか

答 拒み証書と拒者の營業場及び住居の知れませぬときは支拂地の官署即ち

府縣廳裁判所警察署ハ問合を爲すべし官署問合をなすも尙ほ知ることができぬと死と其知り得たる最終の住所に之を通知すべきものとし且其官署内に於て之を作ることゝ要す而して若し其手形に記載したる住所虚偽なるときは先づ公證人をして其住拂人の住所を知るに付き必要なる方法は総て之を爲したるよしを表明さしめ然る後拒み證書を調製するものとし且

第七百九十三條 法律上定メタル場所ノ外ニ於テハ拒者ノ承諾アルモ拒證書ヲ作ルコトヲ得ス

問 法律上定めたる場所の外とは如何なる場所をいひますか

答 御尋の場所と之前條に規定する場所の外をいひます此場所外に於て之假令拒者の承諾あるも拒證書を作るよしはできません

第七百九十四條 一般ノ休日ニハ拒證書ヲ作ルコトヲ得ス然レトモ通常ノ取引時間外ニ於テ之ヲ作ルハ妨ナシ

問 通常ノ取引時間外に於て之を作ること妨げなしとは如何

答 拒證書を作成に一般ノ休日即ち日曜大祭日等には作ることができません然れども通常ノ業日に於ては取引時間外即ち商人の各自定めて之を假令以銀

行營業者は午前七時より午後三時までとか普通商人は点燈時までとか定まり居る營業時間よりの外の時間に於て拒證書を作ることには便宜上止むを得ませぬと之を許します

第七百九十五條 拒證書ニハ左ノ諸件ヲ記載スルコトヲ要ス

第一 爲替手形ノ全文但最後ノ裏書ニ至ルマテ遺漏ナシに記載ス可シ

第二 拒者ノ臨席又ハ不在

第三 引受、支拂又ハ擔保ノ要求及ヒ拒絶並ニ拒絶ノ理由

第四 右要求及ヒ拒絶ノ日並ニ場所

第五 榮譽引受又ハ榮譽支拂アルトキハ其旨

第六 年月日、場所及ヒ臨席總員ノ署名、捺印

若シ拒者カ署名、捺印スルコトヲ欲セス又ハ署名、捺印スルコト能ハザルト

キハ其旨ヲ證書ニ明記ス可シ

問 拒證書に記載する諸件を承はり度し

答 拒證書を作成には左の諸件を記載するものとし且

第一 爲替手形に之全文を記載すべしとは表面の全文をいひます但し最後の

裏書に至るまで遺漏なく記載すべし

第二 拒者即ち支拂人引受人等が臨席せしか又せざるかを記す

第三 引受、支拂又ハ担保の要求即ち所持人の申立てと拒絶即ち引受人支拂人等申立並に其拒絶の理由ある所

第四 右要求及び拒絶の日並に其場所即ち何日何處に於て是の義務執行を要求し執行を拒絶たりとのこと

第五 榮譽引受又は榮譽支拂のあるとき其旨を記す

第六 拒証書作成の年月日作成りたる場所及び其場に臨んだる残らざる人の署名、捺印右の外に拒み人が署名捺印しませぬとき又は署名捺印の出来ぬときハ其事故を其拒証書に明記すべきあり

第七百九十六條 第七百九十一條乃至第七百九十四條ノ規定ハ引受又ハ支拂ノ爲メニ呈示、爲替手形數通ノ要求其他本章ノ規定ニ從ヒ或人ノ方ニテ爲ス可キ行爲ニモ之ヲ適用ス

問 本條は如何なる場合ニ規定したるものでムリヤスヤカ

答 本條は第七百九十一條及び第七百九十四條の規定を適用する場合を示す

ものおして即ち引受人又ハ支拂人に引受又は支拂の爲めに呈示し又同文爲替手形にして數通あるものを集めて引渡す要求等其他は本章の規定に従ひて或人の方にて爲まする行爲以即ち拒者の住居に於て拒証書を作るべきの如き時の場合を規定したるものでムリヤスヤカ

第七百九十七條 第七百十條及ヒ第七百十一條ノ場合ニ於テハ其情況ヲ拒証書ニ明示シ且ツ成ル可ク詳細ニ爲替手形ノ旨趣ヲ記シテ爲替手形ノ全文ニ代フ

問 本條如何なる場合を規定したるものでムリヤスヤカ

答 第七百十條及び第七百十一條の規定即ち手形を占有する者が正當の方法にて手形を所有すると其手形金額を他人に引渡す義務のなきと且盗取られ又は紛失したる時に第四百三條の規則に從ふ場合よ於て其事情を明細に拒証書に記し且成るへ々詳細に爲替手形の旨趣即ち其振出人より裏書讓渡人を經由て又は榮譽引受又同く支拂人等の件を一に記載して爲替の全文に掲ぐるると同一にすべき事を規定したるものでムリヤスヤカ

第七百九十八條 裁判所ノ役員又ハ公證人ハ其作リタル拒証書ノ全文ヲ日帳簿ニ記入シ且被拒者ノ求ニ因リテ數通ニ之ヲ作ル義務アリ

拒證書作成ノ費用ハ被拒者之ヲ立替フルコトヲ要ス

問 拒證書を日々帳簿に記入するは如何なる理由でムリですか

答 拒證書は後必要の場合あるを以て保存せしめんが爲め紛失等を防ぐ方法にして所持人に於ては引受人支拂人拒書讓渡人及び振出人等に送付んが爲めでありませす

右の拒證書を作る處の費用と假令後日被拒人より拒人に向て請求とると之が作成を爲すときは被拒者先づ之を立替ふるものとします

第十款 戻爲替手形

第七百九十九條 所持人ハ償還金額ニ付キ各償還義務者ニ對シテ戻爲替手形ヲ振出スコトヲ得

問 戻手形との如何あるものを申しますか

答 戻手形とは支拂人が支拂を拒みたる爲めに拒證書を製し拒絶れたる手形金の金額及び拒證書の費用其他之に付属する費用を受取る爲めに振出人若くは裏書讓渡人等と對して振出す處の爲替手形として例之と大抵の商人甲某が明治廿三年六月廿四日乙某の爲め神戸の商人丙某に對して百圓の爲替手

形を振出し其支拂期限を同年八月廿四日とあしたるに其手形と成某の手に入り成某は支拂期限丙某に對し支拂請求を爲せしに丙某之を拒絶たるを以て振出人即ち甲某裏書讓渡人乙某丙某の内の一人に對して其爲替金額償還を請求するは當然の理なり然れども成某は至急を要する事故を以て右裁判の判決を待ことができぬ即ち拒絶されたる手形の金額を戻爲替手形に記入し之を甲某若くは其擔保者に對して請求する處のもの即ち戻爲替手形と致しませす

第八百條 戻爲替手形ノ費用ノ額ハ仲買人手数料、仲立人手数料、郵便税、印紙税及ヒ支拂地ヨリ償還義務者ノ住地ニ宛テ振出シタル一覽拂爲替手形ノ相場ニ因リテ定マル

右ノ相場ハ戻爲替手形ヲ遞次振出ス場合ト雖モ本爲替手形ノ支拂地ヨリ振出地ニ宛テタル一覽拂爲替手形ノ相場ヲ超ユルコトヲ得ス此二箇ノ相場ハ仲立人ノ認證ヲ受クルコトヲ要ス

其費用額の定め方を規定したのであります即ち仲買人手数料仲立人手数料郵便税印紙税及び支拂地より償還義務の住地に宛て振出したる一覽拂爲替手形の相場に因りて定まるものとします

右の相場を定めまするに戻爲替手形を遞次に振出す場合例へて東京より大阪あけて支拂ひまする手形を振出し其手形は第一横濱第二名古屋第三京都よ於て取引ある場合此場合と雖も本爲者手形の支拂地より振出し地に宛てたる一覽拂爲替手形の相場を越ゆることができぬと爲ます

第八百一條 戻爲替手形ニハ拒マシタル爲替手形、拒證書、償還計算書及ヒ前條ノ二箇ノ相場認證書ヲ添フ可シ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでありますか

答 戻爲替手形には返還計算書なるものを添付ねばなりません而して其計算書には第一拒絶されたる爲替手形の元金第二拒み證書の日より當然生じまする利息第三拒み證書に付ての入費其他正當の費用即ち銀行の手数料仲買料手形の印紙及び爲替料を記載せます其他前二條の二ヶの相場認證書を添へしとします

第八百二條 戻爲替手形ヲ支拂ヒタル者ハ其前者中ノ一人ニ先テ更ニ戻爲替手形ヲ振出スコトヲ得

問 本條の意義理由を如何なる事を申しますか

答 所持人が戻爲替手形を債務者に宛て振出したるときに債務者中の一人例第十一款 資金

第八百三條 振出人又ハ自己ノ計算ニテ爲替手形ヲ振出サシメタル者又ハ明示シテ爲替資金ヲ供スル義務ヲ負ヒタル裏書讓渡人ハ支拂人ニ對シテ爲替資金ヲ供スル義務ヲ負フ

問 資金とは如何なるものを申しますか

答 爲替資金と爲替手形に對して支拂を爲すべき金額又他の物件を指して申します而して通常振出人より支拂人に交付する金額又振出人が支拂人に對して有する所の債權例へば振出人若干の爲替資金を支拂人に交付したるを以て支拂人の義務満了するまでは振出人と支拂人に對して債權を有しまする等であります是等を指して以て爲替資金となす而して本條に振出人又は自分の計算を以て他人に依頼し爲替手形を振出さしめたるもの又は爲替資金を供する義務を負ふこと明かに示したる裏書讓渡人と支拂人と對して爲替資金を

供えざる責任を負ふものと規定してあります

第八百四條 現金支拂ノ外爲替資金義務者カ支拂人ニ對シテ有スル債權又ハ信用ハ之ヲ爲替資金ニ充ツルコトヲ得

問 本條は如何なる趣旨を規定したるものでムリますか

答 本條も前條と異同じ義にして即ち通常振出人より支拂人に交付す金額又は振出人が支拂人お對して有します所の債權を以て爲替資金としませ

第八百五條 方式ニ依ラサル引受ト雖モ其引受ニ依リテ引受人カ爲替資金義務者ヨリ爲替資金ヲ受取りタリトノ推定ヲ生ス但參加引受ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

問 方式に依らざる引受とは如何又推定を生ずとは何等の事を申しますか

答 方式に依りませぬとは法律上又は慣習の方式とははぬを云ひます推定を生ずとは引受爲替資金と推測せしむとの法則に付て種々ありと雖も此推測之振出人と支拂人の間お止まり振出人と所持人との間には毫も推測の影響はありませぬ故に振出人は支拂人に對して爲替資金を交付したりとの推測を利用することができざるも所持人に對して全く引受の有無を外れ他に爲替資金期限の當時に存在たりとの證據を求めぬをありませぬとの意義に解釋せねはな

りませぬ而して參加引受を志したるときは此條件を以て論じませぬ何となれを單純の引受人は爲替資金を受取りたりと見做さるゝも參加支拂人に於ては一旦拒絕れたる引受を爲すを以て未だ此推定を下すよとせぬなれをあり

第八百六條 爲替資金義務者ト所持人トノ間ニ在テハ爲替手形ノ引受ニ依リテ爲替資金ヲ供シタリトノ推定ヲ生セス

問 本條は如何なる意義理由でムリますか

答 爲替資金交付の義務者たる振出人は其義務を執行の證據を擧げます義務がありませぬ故に其爲替資金の交付を証明せねをなすませぬ然るも若し振出人此証明をなすことできぬときは手形所持人に怠慢ありと雖も仍ほ之れに對して其義務を免るゝことはできませぬ而して何故に爲替資金を供したりとの推定をさせぬかを考へまするに仮令支拂人が引受を爲したりと雖も引受人おして其義務を尽すことができぬとき其前者に向て反求を爲すべきなり乃ち法律の認むる所でありませぬ是に依て之を視れ義務者は未だ爲替資金を引受人お對して送付たるものと推定することはできませぬ

第八百七條 爲替手形ノ支拂ヲ爲シタル支拂人ハ爲替資金ノ請求權ニ爲替ノ原則ニ從ヒテ主張スルコトヲ得

問 爲替の原則に従ひて主張することを得とは如何なることですか

答 爲替資金は振出人が支拂人に對して有する所の債權であります爲替手形の支拂を爲したる支拂人は爲替資金を振出人に對して請求權を爲替の原則に従ひて即ち爲替の根原たる規定に従ひて請求の權あるよと主張する

第八百八條 支拂人ニ代ハリテ爲替手形ノ支拂ヲ爲シタル者ハ支拂人又ハ償還義務者ニ對シテ所持人ノ權利ヲ主張スルコトヲ得

問 本條の意義理由は如何なるよとでムりますか

答 前條の意義と畧同じくして本條を解するは所持人の何物であるかを其權利の如何を先づ知ることが肝要であります所持人と爲替資金の所有權を有する者ではありませぬ或る場所に於て金額拂渡をなさしむるの義務を生じまするばかりでムります故に只支拂を爲さしむるを以て十分とします而して本條の前條と異なる所即ち榮譽支拂人の權利を論ずる故であります前條の原則に依り支拂人は所持人に對して支拂を爲すよとのできぬを以て業譽支拂人之所持者に支拂したるときは所持者の權利と榮譽支拂に移轉ります故に榮譽支拂人と支拂人又は其他の償還義務者對して所持人の權利を主張するよとが得ります

第八百九條 振出人及ヒ裏書讓渡人ハ爲替資金ヲ供シタルモ爲替手形ノ引受及ヒ支拂ニ付キ連帶ノ責任ヲ免カルコトヲ得然レトモ其責任ハ別段ノ契約ヲ以テ其契約者間ニ於テノミ之ヲ制限シ又ハ廢止スルコトヲ得

問 本條如何なる意義理由でムりますよと

答 振出人より支拂人に交附する金額又は振出人が支拂人に對して有する所の債權を以て爲替資金となす者としす此振出人と裏書讓渡人は爲替資金を供したるも爲替手形の引受及び支拂に付し連帶の責任を免るよとが得ませぬとします然れども其責任は別段の契約を以て其契約をしまする者の間に於てばかり其責任を限り又と廢止することが得まするものとします

第八百十條 支拂人ハ爲替資金ヲ受取リタルトキハ勿論假令之ヲ受取ラサルモ

振出人其他ノ爲替資金義務者ニ對シ爲替手形ノ引受及ヒ支拂ノ義務ヲ明示ニテ負擔シタルトキハ引受若シハ支拂ヲ爲ササルニ因リテ振出人其他ノ爲替資金義務者ニ生シメタル損害ニ付キ責任ヲ負フ但此損害ニ付テノ請求ハ豫メ之ヲ支拂人ニ通知スルコトヲ要セス

問 本條の全條の意義と理由を明了に承り度し

答 本條と支拂人の義務を規定したるそのふて即ち支拂人は爲替資金を受取りたるときは勿論仮令ひ之を受取らぬも振出人とか又は其他の爲替資金義務者に對して爲替手形の引受及び支拂の義務を明かふ示して負担せしむるに於て必ず其義務を尽さねばなりませぬものであります然れども最早承諾して引受又は支拂を負擔しながら之を支拂はぬを以て振出人其他の義務者に損害を掛けしときは其責に任せねばなりませぬ然れども振出人及び其他の義務者は其損害を前以て支拂人へ報知及びませぬ

第二節 約束手形

第八百一十一條 約束手形ニハ左ノ諸件ヲ明瞭詳密ニ記載スルコトヲ要ス

- 第一 振出ノ年月日及ヒ場所
- 第二 支拂金額但文辭ヲ以テ記ス可シ
- 第三 受取人ノ氏名又ハ其指圖セラレタル人ニ支拂フ可キ旨
- 第四 満期日
- 第五 約束手形ト引換ニテ支拂ヲ爲ス可キ旨
- 第六 振出人ノ署名、捺印

問 約束手形とは如何なる性質のものでムリますか

答 約束手形とは或人が其他の人に對して或一定の期日に或金額を其人又は其人の指圖人即ち裏書に依て其證書を譲受けたる者に支拂をすることを約束する所の手形を云ひます而して約束手形には左の諸件を明細に記載することを要します

第一 振出時の年月日及び其場所を記載すべし

第二 支拂金額但文辭を以て記載すべし即ち此爲替手形を以て金何百圓支拂可申候也と書が如し總て時期金銭商品計算其他の方法に依て受けたる價額を明記すべし

第三 受取人の氏名又は其指圖せられたる人に支拂べき旨此事項を記さぬときは民事商事上有効の義務あるに妨げなきことを雖も約束手形になりませぬ

第四 満期日即ち支拂ひまする當日を記し其時効を申して其期限の満期日なりて之れを對する償還等を請求する權とならざるものとありませぬ

第五 約束手形と引換にて支拂を爲すべき旨即ち前項の満期日お所持人より

約束手形を受取り爲替金額を支拂ひまする旨を記しまする

第六 振出人の署名捺印

第八百十二條 約束手形ハ振出人ノ指圖ニテ之ヲ振出スコトヲ得ス

問 約束手形は振出人の指圖にて之を振出すことを得ずと如何ん

答 約束手形ハ振出人の指圖にて之を振出すことのできぬは即ち指圖人は裏書譲受人として振出人に向て振出の指圖を爲す權利あればなり

第八百十三條 約束手形ニ別段ノ支拂地ヲ掲ケタルトキハ振出ノ場所ニ於テ其

支拂ヲ爲スコトヲ要ス

問 本條は如何なる趣意の規定でムりですか

答 約束手形の爲替手形と異なる所は爲替手形ニ在ては或地方より或地方へ現金の送達に換ゆる所の便宜法を以て其性質とすれども約束手形に在ては其支拂地を別段に記さぬときは振出しの場所を以て其支拂を爲すことを要し

す若し振出の場所外に於て支拂をしまするときは住所手形の名稱とします

第八百十四條 約束手形ノ振出人ハ其振出ニ因リテ満期日ニ支拂ヲ爲ス義務ヲ負擔ス

振出人ニ對シテ爲替權利ヲ保全スルニハ引受チモ支拂ノ爲メノ呈示ヲモ拒證書ノ作成ヲモ要スルコト無シ然レトモ一覽後定期拂ノ約束手形又ハ他所拂人ヲ掲ケタル約束手形ニ在テハ其振出人ニ關シテモ第七百三十五條及ヒ第七百

七十八條ノ規定ヲ適用ス

問 本條の規定は如何の旨趣でムりですか 承り度し

答 本條第一項ハ約束手形ハ振出人及び受取人相互の間ニ成立つものでありまして爲替手形の如く送達を以て目的としませぬが故に其爲替資金爲替手形の如く前以て拂込を爲さず其満期日を以て支拂をします是れ約束手形には振出人と支拂人を一身にて兼ねるが故に此等の事項ありませぬ

第二項約束手形は振出人及び受取人の二人を以て成立ちます然れども爲替手形に付ては振出人受取人及仕拂人の三人を以て成立まざるが故に權利を保全には或は支拂の爲めの呈示拒証書の作成等を要しますと雖も約束手形に於て此等の事なし且つ爲替手形は商事あるが故に其署名者は皆裁判所の管轄を受くべしとすれども約束手形は商事でありませぬが故に非商人商事に付て之を振出すか又と商人に於て之を振出したると認むれば商事でありと

五百六十七

の異なるあり

第八百十五條 右ノ外爲替手形ニ限スル規定ハ性質上低價セサルモノニ限り約
束手形ニモ之ヲ適用ス

問 性質上低價せざるものとは如何なる事でもりやすか

答 御尋の義は爲替手形支拂期限裏書違帯保証支拂拒み証書所持人
の權利義務戻手形又は利息に關する法則を云ひます此等は旨約束手形にも亦
之と適用するを得べしとします

第三節 小切手

第八百十六條 小切手ハ寄託其他ノ方法ニ依リ銀行ニ對シテ引續スル信用ヲ有
スル者カ其銀行ニ依頼シ之ヲシテ記名セラレタル人又ハ指圖セラレタル人若
クハ所持人ニ呈示ヲ受ケ次第或ハ金額ヲ支拂ハシムル證券タリ

問 小切手とは如何なる性質のでありますか

答 小切手とは即ち甲者が銀行に對して或る金額を預けかき其人の信用を以
て銀行之之を保管し又は其人の信用に依り銀行は此小切手に記名せられたる乙
者又ハ甲者より指圖せられたる丙者が又は此小切手を所持する丁... 之を持參

して呈示をきすときは直ち記入してある或る金額を支拂くしむる証券であ
ります

第八百十七條 小切手ニハ年月日ヲ記シ振出人署名、捺印ス可シ又小切手ハ一
覽拂トスルニ非サレハ之ヲ振出スコトヲ得ス其他銀行ト明示又ハ黙示ニテ約
定シタル振出ノ方式ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス

問 小切手の方式は如何なるものでありますか

答 小切手は年月日を書入て振出人之に姓名を署名して捺印すべし又小切
手は一覽拂即ち呈示のとき直ちに支拂はねばなりませぬ其他銀行と振出人と
明示又ハ黙示にて約定したる振出の方式は之を遵守ねばなりませぬ

第八百十八條 小切手ハ裏書ヲ以テ之ヲ轉付スルコトヲ得若シ白地ニテ裏書讓
渡ヲ爲シタルトキ又ハ無記名式ニテ振出シタルトキハ交付ニ因リテ之ヲ轉付
スルコトヲ得

問 小切手の轉付する方法は如何なる手續を致しますか

答 小切手は裏書を以て之を讓渡することが出来ます若し白地に裏書讓渡
したるとき又ハ無記名式にて振出したるときは只交付したるのみを以て讓渡

の異なるあり

第八百十五條 右ノ外爲替手形ニ關スル規定ハ性質上抵觸セサルモノニ限り約束手形ニモ之ヲ適用ス

問 性質上抵觸せざるのとは如何なる事でムリヤスか

答 御尋の義は爲替手形支拂期限裏書連帶保証支拂參加支拂拒み証書所持人の權利義務戻手形又は利息に關する法則を云ひます此等は皆約束手形にも亦之を適用するを得べしとします

第三節 小切手

第八百十六條 小切手ハ寄託其他ノ方法ニ依リ銀行ニ對シテ繼續スル信用ヲ有スル者カ其銀行ニ依頼シ之ヲシテ記名セララル人又ハ指圖セララル人若クハ所持人ニ呈示ヲ受ケ次第或ル金額ヲ支拂ハシムル證券タリ

問 小切手とは如何なる性質のでありますか

答 小切手とは即ち甲者が銀行に對して或る金額を預けおき其人の信用を以て銀行之之を保管し又は其人の信用に依り銀行は此小切手に記名せられたる乙者又ハ甲者より指圖されたる丙者が又は此小切手を所持する丁者之を持參

して呈示をせずときは直ち記入してある或る金額を支拂としむる証券であります

第八百十七條 小切手ニハ年月日ヲ記シ振出人署名、捺印ス可シ又小切手ハ一覽拂トスルニ非サレハ之ヲ振出スコトヲ得ス其他銀行ト明示又ハ默示ニテ約定シタル振出ノ方式ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス

問 小切手の方式は如何なるものでムリヤスか

答 小切手は年月日を書入て振出人之に姓名を署名して捺印すべし又小切手は一覽拂即ち呈示のとき直ちに支拂はねばなりませぬ其他銀行と振出人と明示又ハ默示にて約定したる振出の方式は之を遵守ねばなりませぬ

第八百十八條 小切手ハ裏書ヲ以テ之ヲ轉付スルコトヲ得若シ白地コト裏書讓渡ヲ爲シタルトキ又ハ無記名式ニテ振出シタルトキハ交付ニ因リテ之ヲ轉付スルコトヲ得

問 小切手の轉付する方法は如何なる手續を致しますか

答 小切手は裏書を以て之を讓渡することが出来ます若し白地に裏書讓渡を爲したるとき又ハ無記名式にて振出したるときは只交付したるのみを以て讓渡

すことかたせす

第八百十九條 小切手ハ引受ヲ拒證書ヲモ要スルコト無シ又小切手ハ日附後
三ヶ年ヲ以テ時効ニ罹ル若シ小切手ヲ振出ノ日ヨリ三日内ニ支拂ノ爲メ呈示
セズ又ハ送付セサルトモハ所持人ハ遅延ノ結果ヲ負擔ス

問 何故に小切手と引受をも拒證書をも要することがありませぬか

答 小切手は最も簡易の方法にて取扱を爲すものあれば他の証券と異にして
至て零式のものでムリます又時効も普通と五年あれども小切手と三年にして
時効に罹るものとしませぬして小切手の振出後三日以内に支拂を受くる爲め
に呈示又と送付のさせぬときは所持人は其遅延より生じたる損害を自分に負
擔する義務ありとせしめ

第八百二十條 呈示ノ上ニテ支拂ヲ受ケサルトモハ日附後十日内ニ所持人ハ裏
書讓渡人若クハ振出人ニ對シ裏書讓渡人ハ其前者若クハ振出人ニ對シテ償
還請求權ヲ有ス然レトモ振出人ニ對シテハ振出人カ信用ヲ有セズ又ハ信用ヲ
消盡シ又ハ依頼ヲ取消シタルトモハ右期間ノ満了後ト雖モ償還請求權ヲ有ス
振出人ハ爭アル場合ニ在テハ其小切手帳ヲ裁判所ニ差出ス義務アリ

問 呈示の上にて支拂を受けませぬときは如何なる手續に致しますか

答 所持人と三日内に支拂の爲め呈示するも支拂を受けませぬと死は其日附
後十日内に所持人は裏書讓渡人若くは振出人に對し裏書讓渡人は其前讓渡人
若くは裏書人に對して償還請求權を有します然れども信用を有せざるか又
は信用を失ひ又と依頼を取消しぬるときと右期間の満了後即ち十日以後と雖
も償還請求がわります

争ある場合とと支拂又ハ償還請求權等に付テ争の起りたる場合を云ひます

第八百二十一條 振出人又ハ所持人ハ小切手ニ横線ヲ附シ其横線内ニ特ニ銀行
ノミニ支拂ノ可キ旨ヲ記載スルコトヲ得

問 本條は如何ある意義理由でムりますか

答 振出人又は所持人と小切手の券面を横線を畫して其横線内へ特に銀行の
みめて支拂ひを爲すべき旨を記載することのできませぬ

第八百二十二條 小切手ハ支拂金ヲ受取ル時受取證ヲ記シテ之ヲ交付スルコト
ヲ要ス

問 本條は如何あるよとを規定したるものでムりますか

答 本條は小切手を指出して支拂を受くるとき之を引換ふ小切手に右支拂を受取りたる証を記載して銀行へ渡すこととします

第八百二十三條 日附ヲ爲サス若クハ虚偽ノ日附ヲ爲シテ小切手ヲ振出シ裏書讓渡シ若クハ之ニ受取證ヲ記スル者又ハ日附ナキ小切手ヲ受取り支拂ヒ若クハ之ニ受取證ヲ記スル者又ハ相當ノ信用ナシテ小切手ヲ振出シ若クハ正當ノ理由ナシテ依頼ヲ取消ス者ハ小切手金額ノ百分ノ十ノ過料ニ處ス若シ刑法上ノ刑ニ處ス可キ行爲アルトキハ併セテ其刑ニ處ス
前項ノ過料ニ付テハ第二百六十一條第一項ノ規定ヲ適用ス

問 本條と如何なる場合を規定したるものでありますか

答 本條は小切手を取引す方式に違ひたる場合の處分法を規定したるものであります而して只取引上の方式に違ひまするをりにして刑法上に觸るゝ行爲あるでなければ若し第二百六十一條第一項の規定と過料の弁納に付てと業務擔當の任ある社員取締役又は清算人連帶して其責任を負ふものとしす

問 信用なくして小切手を振出し若くは正當の理由なくして依頼を取消す

と如何なる場合を云ひますか

答 信用なくして振出すとは即ち銀行へ拂込み等のなれものが小切手を發行するを云ひまると正當の理由なくして依頼を取消すこと即ち一旦銀行に依頼したるものを故なく取消し所持人に損害を加ふるを云ひます

第二編 海商

第一章 船舶

第八百二十四條 日本人民ノ所有ニ專屬シ又ハ日本ニ主タル營業所ヲ有シ且日本ノ裁判權ニ服従スル會社其他ノ法人ニシテ合名會社ニ在テハ總社員、合資會社ニ在テハ少ナクトモ社員ノ半數、株式會社ニ在テハ取締役ノ總員、其他ノ法人ニ在テハ代表者ノ總員カ日本人民ナルモノノ所有ニ專屬スル商船其他ノ海船ハ日本ノ船舶ニシテ日本ノ國旗ヲ掲グル權利ヲ有ス

問 海商とは何等の商業を営むを申しさすか

答 海上にて營業を爲す者即ち船舶とか海員とか又は運送保險等を以て業を営む者を海商といひます而して本章と船舶の營業を爲す者の總ての規則を掲げたるものにして凡船舶の業を営む者は此章に依らねをりませぬ